

裁判所
特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更、独
立行政法人国立文化財機構出品預証
書紛失に伴う証書の無効、中日本高
速道路株式会社料金の額及び徴収期
間の変更關係

破産、免責、再生關係

令和七年普及指導員資格試験の実施
(農林水産省)

〔公 告〕

法務省

国家試験

〔官庁報告〕

○補助事業等により取得し、又は効用
の増加した財産の処分制限期間を定
める件の一部を改正した件
(経済産業省告示第77号)

〔人事異動〕

目 次

〔その他告示〕



(号外) 府内閣発行 (原稿作成) 国立印刷局

二二

空

空

空

一

地方公共団体
行旅死亡人、
会社その他
会社決算公告

無縁墳墓等改葬關係



二九 二六



○経済産業省告示第77号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百五十五号)第十四
条第一項第二号の規定に基づき、令和五年経済産業省告示第六十四号(補助事業等により取得し、又
は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件)の一部を次のように改正したので告示する。
令和七年五月二日

経済産業大臣 武藤容治

そ の 他 告 示



次の表により、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	処分制限期間(年)
別表	改 正 後	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
「削る」				
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	AI・IOT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(内船舶の革新的運航効率化実証事業に限る。)	運輸部門エネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金	宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費補助金	医療研究開発推進事業費補助金
エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	その他もの	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める本造内装部分の面積が三割を超えるもの	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの
店舗用のもの	旅館用又はホテル用のもの	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める本造内装部分の面積が三割を超えるもの	劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	左記以外のもの
その他のもの				
三九	三九	四一	三四	四五

別表	補助金等の名称	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分を制限する財産の名称等	限期間(年)	処分制
				宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費補助金		
活用した更なる輸送効率化	エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金	「新設」	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇	
鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費及びAI・IOT等を活用した更なる輸送効率化	補助金(休廃止鉱山の設備導入促進等対策費)	旅館用又はホテル用のもの	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	四七	
店舗用のもの	その他のもの	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	三九	三九
三九	三一	三四	四一	三九	三一	三四

病院用のもの								
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はど畜場用のもの								
公衆浴場用のもの								
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの								
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉 庫事業の倉庫用のものを除く。） 及び放射性同位元素の放射線を 直接受けるもの								
塩、チリ硝石その他の著しい潮 解性を有する固体を常時貯蔵す るためのもの及び著しい蒸気の 影響を直接全面的に受けるもの その他のもの								
倉庫事業の倉庫用のもの								
冷蔵倉庫用のもの								
その他のもの								
その他のもの								
れんが造、石造又はブロック造のも の								
事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの								
四一	三八	三一	二一	三一	二一	一四	三一	三九

核燃料サイクル交付金	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	株式会社日本政策金融公庫補助金	「新設」
クリーンエネルギー自動車導入促進補助金	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	株式会社日本政策金融公庫補助金	「新設」
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	株式会社日本政策金融公庫補助金	「新設」
原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	株式会社日本政策金融公庫補助金	「新設」
原子力発電施設等立地地域特別交付金	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	株式会社日本政策金融公庫補助金	「新設」
原子力発電施設設立地地域共生交付金	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	株式会社日本政策金融公庫補助金	「新設」
広報・調査等交付金	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	株式会社日本政策金融公庫補助金	「新設」
国内石油天然ガスに係る地質調査事業費補助金	休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	株式会社日本政策金融公庫補助金	「新設」

病院用のもの								
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又は畜場用のもの								
公衆浴場用のもの								
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの								
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉 庫事業の倉庫用のものを除く。） 及び放射性同位元素の放射線を 直接受けるもの								
塩、チリ硝石その他の著しい潮 解性を有する固体を常時貯蔵す るためのもの及び著しい蒸気の 影響を直接全面的に受けるもの								
その他のもの								
倉庫事業の倉庫用のもの								
冷蔵倉庫用のもの								
その他のもの								
れんが造、石造又はブロック造のもの								
事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの								
四 一	三八	三	二	三一	二	二四	三一	三八

災害時に備えた社会的 重要インフラへの自衛 的な燃料備蓄の推進事 業費補助金	再生可能エネルギー電 源制御装置技術開発等	事業費補助金
産学融合拠点創出事業 費補助金	産油国石油精製技術等 対策事業費補助金	資源国脱炭素化・エネ ルギー転換技術等支援 事業費補助金
社会的要請に応える革 新的な原子力技術開発 支援事業費補助金	潤滑油の品質確保事業 等への支援事業費補助 金	小規模事業対策推進事 業費補助金
塩、チリ硝石その他の著しい潮 解性を有する固体を常時蔵置す るためのもの及び著しい蒸気の 影響を直接全面的に受けるもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの及び冷蔵倉庫用のもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)	塩、チリ硝石その他の著しい潮 解性を有する固体を常時蔵置す るためのもの及び著しい蒸気の 影響を直接全面的に受けるもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)
その他のもの	その他のもの	その他のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 所用、学校用又は体育館用のもの の	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏 場用、映画館用又は舞踏場用のもの の
旅館用、ホテル用又は病院用のも の	旅館用、ホテル用又は病院用のも の
変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの
公衆浴場用のもの	公衆浴場用のもの
工場(作業場を含む)用又は倉庫 用のもの	工場(作業場を含む)用又は倉庫 用のもの
塩、チリ硝石その他の著しい潮 解性を有する固体を常時蔵置す るためのもの及び著しい蒸気の 影響を直接全面的に受けるもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの及び冷蔵倉庫用のもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)
その他のもの	その他のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 所用、学校用又は体育館用のもの の	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏 場用、映画館用又は舞踏場用のもの の
旅館用、ホテル用又は病院用のも の	旅館用、ホテル用又は病院用のも の
変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの
公衆浴場用のもの	公衆浴場用のもの
工場(作業場を含む)用又は倉庫 用のもの	工場(作業場を含む)用又は倉庫 用のもの
塩、チリ硝石その他の著しい潮 解性を有する固体を常時蔵置す るためのもの及び著しい蒸気の 影響を直接全面的に受けるもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの及び冷蔵倉庫用のもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)
その他のもの	その他のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 所用、学校用又は体育館用のもの の	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏 場用、映画館用又は舞踏場用のもの の
旅館用、ホテル用又は病院用のも の	旅館用、ホテル用又は病院用のも の
変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの
公衆浴場用のもの	公衆浴場用のもの
工場(作業場を含む)用又は倉庫 用のもの	工場(作業場を含む)用又は倉庫 用のもの
塩、チリ硝石その他の著しい潮 解性を有する固体を常時蔵置す るためのもの及び著しい蒸気の 影響を直接全面的に受けるもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの及び冷蔵倉庫用のもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)
その他のもの	その他のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 所用、学校用又は体育館用のもの の	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏 場用、映画館用又は舞踏場用のもの の
旅館用、ホテル用又は病院用のも の	旅館用、ホテル用又は病院用のも の
変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの
公衆浴場用のもの	公衆浴場用のもの
工場(作業場を含む)用又は倉庫 用のもの	工場(作業場を含む)用又は倉庫 用のもの
塩、チリ硝石その他の著しい潮 解性を有する固体を常時蔵置す るためのもの及び著しい蒸気の 影響を直接全面的に受けるもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの及び冷蔵倉庫用のもの (倉庫事業の倉庫用のものを除 く。)
その他のもの	その他のもの

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金	石油貯蔵施設立地対策等交付金	石油貯蔵施設立地対策等交付金
地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業費補助金	大規模石油災害対応体制整備事業費補助金	大規模石油災害対応体制整備事業費補助金

その他のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はど畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はど畜場用のもの
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの
工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの
公衆浴場用のもの	公衆浴場用のもの
二五	二〇
二七	二九
三一	三四
三四	三八

その他のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はど畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はど畜場用のもの
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの
工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの
公衆浴場用のもの	公衆浴場用のもの
二五	二〇
二七	二九
三一	三四
三四	三八

その他のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はど畜場用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はど畜場用のもの
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの
工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの	工場（作業場を含む）用又は倉庫用のもの
公衆浴場用のもの	公衆浴場用のもの
二五	二〇
二七	二九
三一	三四
三四	三八

廃止石油坑井封鎖事業 費補助金	皮革産業振興対策事業 費補助金	福島再生加速化交付金	福島特定原子力施設地 域振興交付金	ヘルスケア産業基盤高 度化推進事業費補助金	ヘルスケア産業国際展 開推進事業費補助金	輸送等手段の確保支援 事業費補助金	福島再生加速化交付金	福島特定原子力施設地 域振興交付金	福島再生加速化交付金
--------------------	--------------------	------------	----------------------	--------------------------	-------------------------	----------------------	------------	----------------------	------------

その他のもの	冷蔵倉庫用のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	その他のもの
左記以外のもの	事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミ リメートルを超えて四ミリメートル以 下のものに限る。）	二六
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 所用、学校用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊 所用、学校用又は体育館用のもの	二七	二九
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏 場用、映画館用又は舞踏場用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏 場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三〇	三一
畜場用のもの	畜場用のもの	二五	二四
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	変電所用、発電所用、送受信所用、 停車場用、車庫用、格納庫用、荷 扱所用、映画製作ステージ用、屋 内スケート場用、魚市場用又はと 畜場用のもの	二五	一九
公衆浴場用のもの	公衆浴場用のもの	二四	一九
工場（作業場を含む。）用又は倉庫 用のもの	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五	一五

廃止石油坑井封鎖事業 費補助金	皮革産業振興対策事業 費補助金	福島再生加速化交付金	福島特定原子力施設地域 振興交付金	ヘルスケア産業基盤整 度化推進事業費補助金	ヘルスケア産業国際展 開推進事業費補助金	輸送等手段の確保支援 事業費補助金
--------------------	--------------------	------------	----------------------	--------------------------	-------------------------	----------------------

その他のもの	冷蔵倉庫用のもの
その他のもの	その他のもの
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えて四ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	の
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	の
公衆浴場用のもの	の
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	の
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他 の著しい腐食性を有する液体又 は気体の影響を直接全面的に受 けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	の

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの
金屬造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	金屬造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの

一四	一二	一五	一七	一九	一九	一九	二四	一九
----	----	----	----	----	----	----	----	----

塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの

一四	一二	一五	一七	一九	一九	一九	二四	一九
----	----	----	----	----	----	----	----	----

その他のもの	木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの
その他のもの	木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの
一五 一一 九	一三 一七 一七 一七 二〇 二三 二四 一七

その他のもの	木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの
その他のもの	木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び 左記以外のもの
一五 一一 九	一三 一七 一七 一七 二〇 二三 二四 一七

木骨モルタル造のもの

事務所用又は美術館用のもの及び
左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊
所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏
場用、映画館用又は舞踏場用のも
の

変電所用、発電所用、送受信所用、
停車場用、車庫用、格納庫用、荷
扱所用、映画製作ステージ用、屋
内スケート場用、魚市場用又はと
畜場用のもの

旅館用、ホテル用又は病院用のも
の

工場（作業場を含む）用又は倉庫
用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の
著しい腐食性を有する液体又
は気体の影響を直接全面的に受
けるもの及び冷蔵倉庫用のもの

その他のもの

簡易建物

木製主要柱が十センチメートル角
以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶ
き、ルーフィングぶき又はトタン
ぶきのもの

掘立造のもの及び仮設のもの

七〇

一四〇

七

一五 一五

一九

二〇

三一

木骨モルタル造のもの

事務所用又は美術館用のもの及び
左記以外のもの

店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊
所用、学校用又は体育館用のもの
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏
場用、映画館用又は舞踏場用のも
の

変電所用、発電所用、送受信所用、
停車場用、車庫用、格納庫用、荷
扱所用、映画製作ステージ用、屋
内スケート場用、魚市場用又はと
畜場用のもの

旅館用、ホテル用又は病院用のも
の

工場（作業場を含む）用又は倉庫
用のもの

塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の
著しい腐食性を有する液体又
は気体の影響を直接全面的に受
けるもの及び冷蔵倉庫用のもの

その他のもの

簡易建物

木製主要柱が十センチメートル角
以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶ
き、ルーフィングぶき又はトタン
ぶきのもの

掘立造のもの及び仮設のもの

七〇

一四〇

七

一五 一五

一九

二〇

三二

設備 建物附属	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備
その他のもの	給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラーセット 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十 キロワット以下のもの）	冷房、暖房、通風又はボイラーセット 給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房、暖房、通風又はボイラーセット 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十 キロワット以下のもの）
その他のもの	昇降機設備	昇降機設備
その他のもの	エレベーター	エレベーター
その他のもの	エスカレーター	エスカレーター
その他のもの	消火、排煙又は灾害報知設備及び格 納式避難設備	消火、排煙又は灾害報知設備及び格 納式避難設備
その他のもの	エアカーテン又はドア自動開閉設備 アーケード又は日よけ設備	エアカーテン又はドア自動開閉設備 アーケード又は日よけ設備
その他のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの
簡易なもの		
可動間仕切り		
店用簡易装備		
可動間仕切り		
簡易なもの		
その他のもの		
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
主として金属製のもの		
その他のもの		

建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備
その他のもの	給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が三十キロワット以下のもの）	一五
その他のもの	昇降機設備	一五
エスカレーター	エレベーター	一五
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	エアカーテン又はドア自動開閉設備	一五
その他のもの	アーケード又は日よけ設備	一七
主として金属製のもの	主として金属製のもの	一五
簡易なもの	可動間仕切り	一五
その他のもの	店用簡易装備	一五
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	一五	一五
主として金属製のもの	三	八
その他のもの	三	八
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	一五	一五
その他のもの	一五	一五
主として金属製のもの	一八	一〇

構築物

鉄道業用又は軌道業用のもの

軌条及びその附属品

枕木

木製のもの

コンクリート製のもの

金属製のもの

分歧器

通信線、信号線及び電灯電力線

信号機

送配電線及び電線

電車線及び第三軌条

帰線ボンド

電線支持物（電柱及び腕木を除く。）

木柱及び木塔（腕木を含む。）

架空索道用のもの

その他のもの

前掲以外のもの

線路設備

軌道設備

道床

その他のもの

一六

六〇

二五

一五

三〇

五

二〇

四〇

三〇

一五

二〇

八

二〇

構築物

鉄道業用又は軌道業用のもの

軌条及びその附属品

枕木

木製のもの

コンクリート製のもの

金属製のもの

分歧器

通信線、信号線及び電灯電力線

信号機

送配電線及び電線

電車線及び第三軌条

帰線ボンド

電線支持物（電柱及び腕木を除く。）

木柱及び木塔（腕木を含む。）

架空索道用のもの

その他のもの

前掲以外のもの

線路設備

軌道設備

道床

その他のもの

一六

六〇

二五

一五

三〇

五

二〇

四〇

三〇

一五

二〇

八

二〇

その他のもの	その他のもの	踏切保安又は自動列車停止設 備	電路設備	停車場設備	その他のもの	その他のもの	れんが造のもの	鉄筋コンクリート造のもの	トンネル	その他のもの	橋りょう	土工設備
四〇	一九	一二	四五	三〇	二一	三〇	三五	六〇	一五	四〇	五〇	五七

その他のもの	その他のもの	踏切保安又は自動列車停止設 備	電路設備	停車場設備	その他のもの	その他のもの	れんが造のもの	鉄筋コンクリート造のもの	トンネル	その他のもの	橋りょう	土工設備
四〇	一九	一二	四五	三〇	二一	三〇	三五	六〇	一五	四〇	五〇	五七

その他の鉄道用又は軌道用のもの 軌条及びその附属品並びに枕木	道床	土工設備	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	橋りょう	道床	土工設備	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	
発電用又は送配電用のもの																						
地中電線路	塔、柱、がいし、送電線、地線 及び添加電話線	送電用のもの	三六	二五	四一	五七	三〇	三〇	三〇	三五	六〇	一五	四〇	五〇	五〇	六〇	一五	三六	二五	四一	五七	三〇

その他の鉄道用又は軌道用のもの 軌条及びその附属品並びに枕木	道床	土工設備	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	トンネル	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	橋りょう	道床	土工設備	橋りょう	鉄筋コンクリート造のもの	鉄骨造のもの	その他のもの	
発電用又は送配電用のもの																						
地中電線路	塔、柱、がいし、送電線、地線 及び添加電話線	送電用のもの	三六	二五	四一	五七	三〇	三〇	三〇	三五	六〇	一五	四〇	五〇	五〇	六〇	一五	三六	二五	四一	五七	三〇

農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが 造、石造又はブロック造のもの	果樹棚又はホップ棚
その他のもの	主として金属造のもの	一七
主として木造のもの	主として木造のもの	一四
土管を主としたもの	土管を主としたもの	五
その他のもの	その他のもの	一〇
広告用のもの	広告用のもの	八
金属造のもの	金属造のもの	一〇
その他のもの	その他のもの	一〇
競技場用、運動場用、遊園地用又は 学校用のもの	競技場用、運動場用、遊園地用又は 学校用のもの	一〇
スタンド	スタンド	一〇
主として鉄骨鉄筋コンクリート 造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として鉄骨鉄筋コンクリート 造又は鉄筋コンクリート造のもの	四五
主として木造のもの	主として木造のもの	三〇
競輪場用競走路	競輪場用競走路	一〇
コンクリート敷のもの	コンクリート敷のもの	一五
その他のもの	その他のもの	一〇

農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが 造、石造又はブロック造のもの	果樹棚又はホップ棚
その他のもの	主として金属造のもの	一七
競技場用、運動場用、遊園地用又は 学校用のもの	主として木造のもの	一四
その他のもの	土管を主としたもの	一〇
金属造のもの	主として金属造のもの	五
広告用のもの	その他のもの	一四
その他のもの	その他のもの	一七
スタンド	主として木造のもの	一〇
主として鉄骨鉄筋コンクリート 造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として木造のもの	三〇
競輪場用競走路	主として鉄骨造のもの	四五
コンクリート敷のもの	その他のもの	一〇
その他のもの	その他のもの	一五

ネット設備

野球場、陸上競技場、ゴルフコース
その他のスポーツ場の排水その他
の土工施設

水泳プール

その他のもの

児童用のもの

すべり台、ぶらんこ、ジャン
グルジムその他の遊戯用のもの

その他のもの
その他のもの

主として木造のもの

その他のもの

緑化施設及び庭園
工場緑化施設

その他の緑化施設及び庭園（工場
緑化施設に含まれるもの）を除く。

舗装道路及び舗装路面

コンクリート敷、ブロック敷、れ
んが敷又は石敷のもの

アスファルト敷又は木れんが敷の
もの

ビューマルス敷のもの

三〇一五	二〇七	三〇一五	一〇	三〇一五
------	-----	------	----	------

ネット設備

野球場、陸上競技場、ゴルフコース
その他のスポーツ場の排水その他
の土工施設

水泳プール

その他のもの

児童用のもの

すべり台、ぶらんこ、ジャン
グルジムその他の遊戯用のもの

その他のもの
その他のもの

主として木造のもの

その他のもの

緑化施設及び庭園
工場緑化施設

その他の緑化施設及び庭園（工場
緑化施設に含まれるもの）を除く。

舗装道路及び舗装路面

コンクリート敷、ブロック敷、れ
んが敷又は石敷のもの

アスファルト敷又は木れんが敷の
もの

ビューマルス敷のもの

三〇一五	二〇七	三〇一五	一〇	三〇一五
------	-----	------	----	------

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）

水道用ダム	七五	八〇
トンネル	七五	八〇
橋	六〇	八〇
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水槽及び用水用ダム	六〇	八〇
乾ドック	五〇	八〇
サイロ	四五	八〇
下水道、煙突及び焼却炉	三五	八〇
高架道路、製塩用沈殿池、飼育場及び堀	三〇	八〇
爆発物用防壁及び防油堤	二五	八〇
造船台	二四	八〇
放射性同位元素の放射線を直接受けけるもの	一五	八〇
その他のもの	六〇	八〇
コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	三四	八〇
やぐら及び用水池	三四	八〇
サイロ	三四	八〇
岸壁、桟橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水槽	三〇	八〇

下水道、飼育場及び堀	爆発物用防壁	引湯管
鉱業用廃石捨場	その他もの	れんが造のもの (前掲のものを除く。)
五〇 五 一〇 一三 一五	四〇 二五 七 五〇	防壁 (爆発物用のものを除く。)、 堤防、防波堤及びトンネル
五〇 三五 四五 五〇	四〇 二五 七	煙突、煙道、焼却炉、堀及び爆発 物用防壁

下水道、飼育場及び堀	爆発物用防壁	引湯管
鉱業用廃石捨場	その他もの	れんが造のもの (前掲のものを除く。)
五〇 五 一〇 一三 一五	四〇 二五 七 五〇	防壁 (爆発物用のものを除く。)、 堤防、防波堤及びトンネル
五〇 三五 四五 五〇	四〇 二五 七	煙突、煙道、焼却炉、堀及び爆発 物用防壁

土造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、 堤防、防波堤及び自動車道
下水道	上水道及び用水池
堀	爆発物用防壁及び防油堤
その他もの	金属造のもの（前掲のものを除く。）
橋（はね上げ橋を除く。）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁
サイロ	送配管
ガス貯槽	鋼鉄製のもの
液化ガス用のもの	鋳鉄製のもの
その他もの	ガス貯槽
薬品貯槽	塩酸、ふつ化水素酸、発煙硫酸、 濃硝酸その他の発煙性を有する 無機酸用のもの
八	二〇 一〇 一五 三〇 二三 二五 四五
四〇	一七 二〇 一五 三〇 四〇

土造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、 堤防、防波堤及び自動車道
下水道	上水道及び用水池
堀	爆発物用防壁及び防油堤
その他もの	金属造のもの（前掲のものを除く。）
橋（はね上げ橋を除く。）	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁
サイロ	送配管
ガス貯槽	鋼鉄製のもの
液化ガス用のもの	鋳鉄製のもの
その他もの	ガス貯槽
薬品貯槽	塩酸、ふつ化水素酸、発煙硫酸、 濃硝酸その他の発煙性を有する 無機酸用のもの
八	二〇 一〇 一五 三〇 二三 二五 四五
四〇	一七 二〇 一五 三〇 四〇

その他もの	主として木造のもの	分によらないもの	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分	その他のもの	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	木造のもの（前掲のものを除く。）	橋、塔、やぐら及びドック	岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び埠	飼育場	浮きドック	鋼鉄製のもの	水槽及び油槽	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	有機酸用又は硫酸、硝酸その他の前掲のもの以外の無機酸用のもの
五〇 一五	一五 七〇 一五	一〇	四五 一五 一〇	一五 二〇 一五 二五	一五 二〇 一五 一五 一〇	四五 一五 一〇	一五 二〇 一五 二五	一五 一五 一五 一五 一〇	飼育場	浮きドック	鋼鉄製のもの	水槽及び油槽	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	有機酸用又は硫酸、硝酸その他の前掲のもの以外の無機酸用のもの

その他もの	主として木造のもの	分によらないもの	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分	その他のもの	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）	木造のもの（前掲のものを除く。）	橋、塔、やぐら及びドック	岸壁、桟橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び埠	飼育場	浮きドック	鋼鉄製のもの	水槽及び油槽	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	有機酸用又は硫酸、硝酸その他の前掲のもの以外の無機酸用のもの
五〇 一五	一五 七〇 一五	一〇	四五 一五 一〇	一五 二〇 一五 二五	一五 二〇 一五 一五 一〇	四五 一五 一〇	一五 二〇 一五 二五	一五 一五 一五 一五 一〇	飼育場	浮きドック	鋼鉄製のもの	水槽及び油槽	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	有機酸用又は硫酸、硝酸その他の前掲のもの以外の無機酸用のもの

船舶

船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船

その他もの								
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船								
一〇八六	一四一〇	一五	一〇	一一	一三	九	一二	一

船舶

船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船

その他もの								
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船								
一〇八六	一四一〇	一五	一〇	一一	一三	九	一二	一

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船
フト

その他のもの

鋼船

しゅんせつ船及び砂利採取船

発電船及び搭載漁船

引船

その他のもの

木船

搭載漁船

しゅんせつ船及び砂利採取船

動力漁船及び引船

薬品槽船

その他のもの

モーターべーと及び搭載漁船

その他のもの

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船
フト

その他のもの

鋼船

しゅんせつ船及び砂利採取船

発電船及び搭載漁船

引船

その他のもの

木船

搭載漁船

しゅんせつ船及び砂利採取船

動力漁船及び引船

薬品槽船

その他のもの

モーターべーと及び搭載漁船

その他のもの

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）

船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船
フト

その他のもの

鋼船

しゅんせつ船及び砂利採取船

発電船及び搭載漁船

引船

その他のもの

木船

搭載漁船

しゅんせつ船及び砂利採取船

動力漁船及び引船

薬品槽船

その他のもの

モーターべーと及び搭載漁船

その他のもの

五 四

八 七 六 五 四

一 三 一〇 八 七

八 七 九

五 四

八 七 六 五 四

一 三 一〇 八 七

八 七 九

航空機	飛行機	主として金属製のもの	最大離陸重量が百三十トンを超えるもの	最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの	最大離陸重量が五・七トン以下のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	五	五	八	一〇		
鋼索鉄道用車両	線路建設保守用工作車	車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	電気又は蒸気機関車	内燃動車（制御車及び附隨車を含む。）	貨車	電車	電車	貨車	高圧ボンベ車及び高圧タンク車	薬品タンク車及び冷凍車	その他のタンク車及び特殊構造車	その他もの	その他もの	
五	一〇	二〇	一五	一五	一二	一〇	一〇	一	三	一八	一八	一	一	八	五
五	五	八	八	五	五	八	八	五	五	一〇	一〇	一	一	一〇	

航空機		飛行機		主として金属製のもの		最大離陸重量が百三十トンを超えるもの		最大離陸重量が百三十トン以下のもので、五・七トンを超えるもの		最大離陸重量が五・七トン以下のもの		その他のもの	
車両及び運搬具		車両及び運搬具		車両及び運搬具		車両及び運搬具		車両及び運搬具		車両及び運搬具		車両及び運搬具	
鋼索鉄道用車両	線路建設保守用工作車	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
一五	一〇	二〇	一五	一二	一〇	一一	一三	一八	八	五	五	八	一〇

架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの	無軌条電車 その他のもの	特殊自動車（この項には、機械及び装置の項に掲げるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	モータースイーパー及び除雪車 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	四 三 四 五 二〇 八 五 一〇

架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの	無軌条電車 その他のもの	特殊自動車（この項には、機械及び装置の項に掲げるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。）
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。） 自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	モータースイーパー及び除雪車 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	四 三 四 五 二〇 八 五 一〇

自転車	二	三	六	五	五	四	四	大型乗用車（総排気量が二リットル以上のものをいう。）	その他のもの
								小型車（貨物自動車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	その他のもの

自転車	二	三	六	五	五	四	四	大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）	その他のもの
								小型車（貨物自動車にあっては積載量が二トン以下、その他のものにあっては総排気量が二リットル以下のものをいう。）	その他のもの

		工具							
その他のもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの
金型及び鋳造用型	型 (型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	金属圧延用のもの	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む。)	治具及び取付工具	ロール	工具	トロツコ	フォークリフト
その他	ブレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用	型 (型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	金属圧延用のもの	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む。)	治具及び取付工具	ロール	トロツコ	フォーカリフト
	三 二	三 四	三 五	四 七	三 五	四 四	七		鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車

		工具							
その他のもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの
金型及び鋳造用型	型 (型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	金属圧延用のもの	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む。)	治具及び取付工具	ロール	工具	トロツコ	フォーカリフト
その他	ブレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用	型 (型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	金属圧延用のもの	測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む。)	治具及び取付工具	ロール	トロツコ	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車
	三 二	三 四	三 五	四 七	三 五	四 四	七		

切削工具	金属製柱及びカッペ	活字及び活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	活字及び活字に常用される金属	金属製柱及びカッペ
前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの
属	属	属	属	属	属
白金ノズル	白金ノズル	白金ノズル	白金ノズル	白金ノズル	白金ノズル
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
前掲の区分によらないもの	前掲の区分によらないもの	前掲の区分によらないもの	前掲の区分によらないもの	前掲の区分によらないもの	前掲の区分によらないもの
白金ノズル	白金ノズル	白金ノズル	白金ノズル	白金ノズル	白金ノズル
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）
事務机、事務椅子及びキャビネット	事務机、事務椅子及びキャビネット	事務机、事務椅子及びキャビネット	事務机、事務椅子及びキャビネット	事務机、事務椅子及びキャビネット	事務机、事務椅子及びキャビネット
主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの	主として金属製のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
応接セット	応接セット	応接セット	応接セット	応接セット	応接セット
接客業用のもの	接客業用のもの	接客業用のもの	接客業用のもの	接客業用のもの	接客業用のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
ベッド	ベッド	ベッド	ベッド	ベッド	ベッド
児童用机及び椅子	児童用机及び椅子	児童用机及び椅子	児童用机及び椅子	児童用机及び椅子	児童用机及び椅子
五	八	八	五	八	五

切削工具	金属製柱及びカッペ	活字及び活字に常用される金属
	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	自製活字及び活字に常用される金属
	前掲のもの以外のもの	前掲のもの以外のもの
	白金ノズル	白金ノズル
	その他のもの	その他のもの
	前掲の区分によらないもの	前掲の区分によらないもの
	白金ノズル	白金ノズル
	その他のもの	その他のもの
	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）
	事務机、事務椅子及びキャビネット	事務机、事務椅子及びキャビネット
	主として金属製のもの	主として金属製のもの
	その他のもの	その他のもの
	応接セット	応接セット
	接客業用のもの	接客業用のもの
	その他のもの	その他のもの
ペツド	児童用机及び椅子	児童用机及び椅子

陳列棚及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの
室内装飾品	接客業用のもの	その他の家具
その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの
その他のもの	ラジオ、テレビジョン、テーブレコーダーその他の音響機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
その他のもの	冷房用又は暖房用機器	（電気式のものを除く。）
その他のもの	カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する織維製品	じゅうたんその他の床用敷物
その他のもの	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	主として金属製のもの
その他のもの		その他のもの

陳列棚及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの
室内装飾品	接客業用のもの	その他の家具
その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの
その他のもの	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
その他のもの	冷房用又は暖房用機器	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）
その他のもの	カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	じゅうたんその他の床用敷物
その他のもの	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	主として金属製のもの
その他のもの		その他のもの

八 一 六 三 三 四 六 六 五 八 一 五 五 八 六

食事又はちゅう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	その他のもの
事務機器及び通信機器	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの
晒写機器及びタイプライター	孔版印刷又は印書業用のもの	その他のもの	その他のもの
電子計算機	その他のもの	その他のもの	その他のもの
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金錢登録機、タイムレコードその他これらに類するもの	パソコン用のものを除く。）	その他のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
その他の事務機器	その他のもの	その他のもの	その他のもの
インターネットホン及び放送用設備	その他の事務機器	その他のもの	その他のもの
ミリ	ミリ	ミリ	ミリ
六 五 五 五	五 四	五 三	八 一五 五 二

食事又はちゅう房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	その他のもの	その他のもの
事務機器及び通信機器	主として金属製のもの	その他のもの	その他のもの
晒写機器及びタイプライター	孔版印刷又は印書業用のもの	その他のもの	その他のもの
電子計算機	その他のもの	その他のもの	その他のもの
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金錢登録機、タイムレコードその他これらに類するもの	パソコン用のものを除く。）	その他のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
その他の事務機器	その他のもの	その他のもの	その他のもの
インターネットホン及び放送用設備	その他の事務機器	その他のもの	その他のもの
ミリ	ミリ	ミリ	ミリ
六 五 五 五	五 四	五 三	八 一五 五 二

溶接製のもの	ボンベ	容器及び金庫	その他もの 主として金属製のもの	その他もの マネキン人形及び模型 その他のもの	看板、ネオンサイン及び気球 看板及び廣告器具	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び 望遠鏡	オペラグラス	光学機器及び写真製作機器 試験又は測定機器	度量衡器	時計	時計、試験機器及び測定機器 タルボタン電話設備	その他もの	電話設備その他の通信機器
六	五	一〇	二	三	八	五	二	五	五	一〇	一〇	一〇	六	

八〇	八	七	三	二	七	七	八	八	八
その他のもの	他のもの	他のもの	他のもの	他のもの	他のもの	他のもの	他のもの	他のもの	他のもの
光学検査機器	歯科診療用ユニット	血液透析又は血しよう交換用機器	ハーバードタンクその他の作動部分 を有する機能回復訓練機器	手術機器	消毒殺菌用機器	理容又は美容機器	医療機器	手提げ金庫	金庫
ファイバースコープ	調剤機器	六	五	四	五	五	五	五	五
その他もの		六	七	六	七	六	七	六	八

その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
その他のもの	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器
その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの	陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの
玉突き用具	玉突き用具
パチンコ器、bingo器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 碁、将棋、麻雀その他の遊戯具	パチンコ器、bingo器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 碁、将棋、麻雀その他の遊戯具
スポーツ用具	スポーツ用具
劇場用観客椅子	劇場用観客椅子
どん帳及び幕	どん帳及び幕
衣装、かつら、小道具及び大道具	衣装、かつら、小道具及び大道具
その他のもの	その他のもの
主として金属製のもの	主として金属製のもの
五 一〇 二 五 三 三 五 二 八	五 一〇 三 六 四

その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
その他のもの	レントゲンその他の電子装置を使用する機器
陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの	陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの
玉突き用具	玉突き用具
パチンコ器、bingo器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 碁、将棋、麻雀その他の遊戯具	パチンコ器、bingo器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 碁、将棋、麻雀その他の遊戯具
スポーツ用具	スポーツ用具
劇場用観客椅子	劇場用観客椅子
どん帳及び幕	どん帳及び幕
衣装、かつら、小道具及び大道具	衣装、かつら、小道具及び大道具
その他のもの	その他のもの
主として金属製のもの	主として金属製のもの
五 一〇 二 五 三 三 五 二 八	五 一〇 三 六 四

その他のもの	主として金属製のもの	生物		植物		貸付業用のもの		その他のもの	
		動物	鳥類	魚類	動物	鳥類	魚類	動物	鳥類
		前掲のもの以外のもの							
		映画フィルム(スライドを含む。)、 磁気テープ及びレコード							
		シート及びロープ							
		きのこ栽培用ほだ木							
		漁具							
		葬儀用具							
		樂器							
		自動販売機(手動のものを含む。)							
		無人駐車管理装置							
		焼却炉							
		その他のもの							
五〇	五五五三三二二	八四二						一五二	

その他のもの	主として金属製のもの	生物		植物		貸付業用のもの		その他のもの	
		動物	鳥類	魚類	動物	鳥類	魚類	動物	鳥類
		前掲のもの以外のもの							
		映画フィルム(スライドを含む。)、 磁気テープ及びレコード							
		シート及びロープ							
		きのこ栽培用ほだ木							
		漁具							
		葬儀用具							
		樂器							
		自動販売機(手動のものを含む。)							
		無人駐車管理装置							
		焼却炉							
		その他のもの							
五〇	五五五三三二二	八四二						一五二	

前掲する財産のうち、当該財産について定められている前掲の処分制限期間によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの

主として金属製のもの

その他のもの

機械及び
装置

食料品製造業用設備

飲料、たばこ又は飼料製造業用設備

繊維工業用設備

炭素繊維製造設備

黒鉛化炉

その他の設備

その他の設備

業用設備

木材又は木製品（家具を除く。）製造

家具又は装備品製造業用設備

パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備

印刷業又は印刷関連業用設備

デジタル印刷システム設備

製本業用設備

新聞業用設備

モノタイプ、写真又は通信設備

その他の設備

その他の設備

一〇一〇三

七四

一二

一一

八

七七三

一〇一〇

一〇

一五

前掲する財産のうち、当該財産について定められている前掲の処分制限期間によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの

主として金属製のもの

その他のもの

機械及び
装置

食料品製造業用設備

飲料、たばこ又は飼料製造業用設備

繊維工業用設備

炭素繊維製造設備

黒鉛化炉

その他の設備

その他の設備

業用設備

木材又は木製品（家具を除く。）製造

家具又は装備品製造業用設備

パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備

印刷業又は印刷関連業用設備

デジタル印刷システム設備

製本業用設備

新聞業用設備

モノタイプ、写真又は通信設備

その他の設備

その他の設備

一〇一〇三

七四

一二

一一

八

七七三

一〇一〇

一〇

一五

化学工業用設備

臭素、ヨウ素又は塩素、臭素若しくはヨウ素化合物製造設備

塩化リン製造設備

活性炭製造設備

ゼラチン又はにかわ製造設備

半導体用フォトレジスト製造設備

フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備

その他の設備

石油製品又は石炭製品製造業用設備

プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）

ゴム製品製造業用設備

なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備

窯業又は土石製品製造業用設備

表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備

鉄鋼業用設備

純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鉄管製造業用設備

その他の設備

一四 九 五	九 九 九 八 七 八 五 五 五 五 四 五
--------	-------------------------

化学工業用設備

臭素、ヨウ素又は塩素、臭素若しくはヨウ素化合物製造設備

塩化リン製造設備

活性炭製造設備

ゼラチン又はにかわ製造設備

半導体用フォトレジスト製造設備

フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備

その他の設備

石油製品又は石炭製品製造業用設備

プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）

ゴム製品製造業用設備

なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備

窯業又は土石製品製造業用設備

表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備

鉄鋼業用設備

純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鉄管製造業用設備

その他の設備

一四 九 五	九 九 九 八 七 八 五 五 五 五 四 五
--------	-------------------------

非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備	その他の設備	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	その他の設備	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備
七	一二 九	一二	一〇 六	七 一

非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備	その他の設備	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	その他の設備	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備
七	一二 九	一二	一〇 六	七 一

電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備

光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備

プリント配線基板製造設備

フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備

設備

その他の設備

総合工事業用設備	その他の設備	掘削設備	坑井設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	水産養殖業用設備	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	林業用設備	農業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	電気機械器具製造業用設備	その他の製造業用設備	農業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	電気機械器具製造業用設備	その他の製造業用設備	農業用設備	その他の設備
六	六	一	三	六	三	五	五	五	七	九	九	八	七	八	五	八	五	六	六	

電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備

光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備

プリント配線基板製造設備

フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備

設備

その他の設備

総合工事業用設備	その他の設備	掘削設備	坑井設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	水産養殖業用設備	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	林業用設備	農業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	電気機械器具製造業用設備	その他の製造業用設備	農業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	電気機械器具製造業用設備	その他の製造業用設備	農業用設備	その他の設備
六	六	一	三	六	三	五	五	五	七	九	九	八	七	八	五	八	五	六	六	

電気業用設備

電気業用水利発電設備

その他の水力発電設備

汽力発電設備

内燃力又はガスタービン発電設備

送電又は電気業用変電若しくは配電設備

需要者用計器

柱上変圧器

その他の設備

鉄道又は軌道業用変電設備

その他の設備

主として金属製のもの

その他のもの

ガス業用設備

製造用設備

供給用設備

鋳鉄製導管

鋳鉄製導管以外の導管

需要者用計量器

その他の設備

主として金属製のもの

その他のもの

八 一七 一五 三三 三三 一〇 八 一七 一五 三三 一八 一五 一五 一五 二〇 二二

電気業用設備

電気業用水利発電設備

その他の水力発電設備

汽力発電設備

内燃力又はガスタービン発電設備

送電又は電気業用変電若しくは配電設備

需要者用計器

柱上変圧器

その他の設備

鉄道又は軌道業用変電設備

その他の設備

主として金属製のもの

その他のもの

ガス業用設備

製造用設備

供給用設備

鋳鉄製導管

鋳鉄製導管以外の導管

需要者用計量器

その他の設備

主として金属製のもの

その他のもの

八 一七 一五 三三 三三 一〇 八 一七 一五 三三 一八 一五 一五 一五 二〇 二二

その他もの	主として金属製のもの	その他の設備	ガソリン又は液化石油ガススタン ド設備	その他の小売業用設備	飲食料品小売業用設備	その他の設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備 (貯槽を除く。)	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売 業用設備	飲食料品卸売業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	倉庫業用設備	道路貨物運送業用設備	その他の設備	自動改札装置	鉄道業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設 備	通信業用設備	水道業用設備	熱供給業用設備
八 一七	八	九	八	三	一〇	一〇	一三	一三	一〇	一〇	一三	一三	一二	五	八	六	九	一八	一七

その他もの	主として金属製のもの	その他の設備	ガソリン又は液化石油ガススタン ド設備	その他の小売業用設備	飲食料品小売業用設備	その他の設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備 (貯槽を除く。)	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売 業用設備	飲食料品卸売業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	倉庫業用設備	道路貨物運送業用設備	その他の設備	自動改札装置	鉄道業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設 備	通信業用設備	水道業用設備	熱供給業用設備
八 一七	八	九	八	三	一〇	一〇	一三	一三	一〇	一〇	一三	一三	一二	五	八	六	九	一八	一七

技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）

計量証明業用設備

その他の設備

宿泊業用設備

飲食店業用設備

洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備

その他の生活関連サービス業用設備

娯楽業用設備

映画館又は劇場用設備

遊園地用設備

ボウリング場用設備

その他の設備

主として金属製のもの
その他のもの

教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備

教習用運転シミュレーター設備

その他の設備

主として金属製のもの
その他のもの

自動車整備業用設備
その他のサービス業用設備

一二	一五	八	一七	五	八	一七	一三	七	一	六	一三	八	一〇	一四	八
----	----	---	----	---	---	----	----	---	---	---	----	---	----	----	---

技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）

計量証明業用設備

その他の設備

宿泊業用設備

飲食店業用設備

洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備

その他の生活関連サービス業用設備

娯楽業用設備

映画館又は劇場用設備

遊園地用設備

ボウリング場用設備

その他の設備

主として金属製のもの
その他のもの

教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備

教習用運転シミュレーター設備

その他の設備

主として金属製のもの
その他のもの

自動車整備業用設備
その他のサービス業用設備

一二	一五	八	一七	五	八	一七	一三	七	一	六	一三	八	一〇	一四	八
----	----	---	----	---	---	----	----	---	---	---	----	---	----	----	---

無形資産									前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの									
	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	機械式駐車設備	その他の設備	主として金属製のもの	その他のもの	ダム使用権	漁業権	水利権	特許権	意匠権	商標権	ソフトウエア	複写して販売するための原本	その他もの	その他	育成者権	種苗法(平成十年法律第八十三号)第四条第二項に規定する品種	營業権
五	八	一〇	五	三	一〇	七	五	八	二〇	五五	一〇	八	一七	八	一〇			

無形資産									前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの									
	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	機械式駐車設備	その他の設備	主として金属製のもの	その他のもの	ダム使用権	漁業権	水利権	特許権	意匠権	商標権	ソフトウエア	複写して販売するための原本	その他もの	その他	育成者権	種苗法(平成十年法律第八十三号)第四条第二項に規定する品種	營業権
五	八	一〇	五	三	一〇	七	五	八	二〇	五五	一〇	八	一七	八	一〇			

その他用	競走用	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付證明書又は授精證明書のあるものに限る。）	種付用（家畜改良増殖法に基づく種付證明書の交付を受けた種雄馬に限る。）	馬	その他用	役肉用牛	乳用牛	牛	生物	専用側線利用権	鉄道軌道連絡通行施設利用権	電気ガス供給施設利用権	水道施設利用権	工業用水道施設利用権	電気通信施設利用権
八	四	六	六	六	四	四	六	二〇	二〇	一五	一五	一五	三〇	三〇	三〇

その他用	競走用	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付證明書又は授精證明書のあるものに限る。）	種付用（家畜改良増殖法に基づく種付證明書の交付を受けた種雄馬に限る。）	馬	その他用	役肉用牛	乳用牛	牛	生物	専用側線利用権	鉄道軌道連絡通行施設利用権	電気ガス供給施設利用権	水道施設利用権	工業用水道施設利用権	電気通信施設利用権
八	四	六	六	六	四	四	六	二〇	二〇	一五	一五	一五	三〇	三〇	三〇

くり樹 びわ樹 桜桃樹 桃樹 梨樹 その他 温室ぶどう ぶどう樹 その他 わい化りんご りんご樹 その他 かんきつ樹 温州みかん その他用 種付用 縱羊及び山羊 豚

二五 三〇 三 一五 二六 一五 二 二九 二〇 三〇 二八 六 四 三

くり樹 びわ樹 桜桃樹 桃樹 梨樹 その他 温室ぶどう ぶどう樹 その他 わい化りんご りんご樹 その他 かんきつ樹 温州みかん その他用 種付用 縱羊及び山羊 豚

二五 三〇 三 一五 二六 一五 二 二九 二〇 三〇 二八 六 四 三

ホップ	まおらん	ラミー	アスパラガス	もう宗竹	こうぞ	みつまた	こりやなぎ	立て通し	根刈り、中刈り、高刈り	桑樹	つばき樹	オリーブ樹	茶樹	パイナップル	ブルーベリー樹	キウイフルーツ樹	いちじく樹	すもも樹	あんず樹	柿樹	梅樹
九	一〇	八	一	二〇	九	五	一〇	九	八	二五	二五	三四	三	二五	三	二一	二六	二五	三六	二五	

ホップ	まおらん	ラミー	アスパラガス	もう宗竹	こうぞ	みつまた	こりやなぎ	立て通し	根刈り、中刈り、高刈り	桑樹	つばき樹	オリーブ樹	茶樹	パイナップル	ブルーベリー樹	キウイフルーツ樹	いちじく樹	すもも樹	あんず樹	柿樹	梅樹
九	一〇	八	一	二〇	九	五	一〇	九	八	二五	二五	三四	三	二五	三	二一	二六	二五	三六	二五	

この告示は、公布の日から施行する。

備考	表中の「」の記載は注記である。	二	用資産	開発研究	用資産	公害防止		
〔略〕								
〔略〕								
〔略〕								
〔略〕	ソフトウェア	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用 金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの	機械及び装置	器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮 影機及び顕微鏡	工具	構築物 風洞、試験水槽及び防壁 ガス又は工業薬品貯槽、アンテナ、 鉄塔及び特殊用途に使用するもの	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒 温室、無響室、電磁遮蔽室、放射 性同位元素取扱室その他の特殊室 にするために特に施設した内部造 作又は建物附属設備	機械及び装置
〔略〕	三 四 七	四	四 七	五	五	一八		
二								
〔略〕								
〔略〕								
〔略〕	ソフトウェア	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用 金属工作機械、汎用金属加工機械 その他これらに類するもの	機械及び装置	器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮 影機及び顕微鏡	工具	構築物 風洞、試験水槽及び防壁 ガス又は工業薬品貯槽、アンテナ、 鉄塔及び特殊用途に使用するもの	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、恒 温室、無響室、電磁遮蔽室、放射 性同位元素取扱室その他の特殊室 にするために特に施設した内部造 作又は建物附属設備	機械及び装置
〔略〕	三 四 七	四	四 七	五	五	一八		

（さいたま地方検察庁川越支部 検事）同	吉本 孝司
（さいたま地方検察庁熊谷支部勤務を免ずる 検事）同	木曾 佑砂
（千葉地方検察庁熊谷支部勤務を免ずる （千葉地方検察庁検事）同	二子石 亮
（水戸地方検察庁下妻支部検事）	
（前橋地方検察庁高崎支部検事）	辻 優実
（静岡地方検察庁沼津支部検事）	
（静岡地方検察庁浜松支部検事）	黒澤 葉子
（静岡地方検察庁高崎支部検事）同	宮崎 健人
（静岡地方検察庁浜松支部検事）同	阿南 健人
（広島高等検察庁検事兼広島地 方検察庁検事）同	脇坂 涼平
（広島地方検察庁検事）同	江幡 浩行
（福島地方検察庁検事に配置換する （福島地方検察庁郡山支部検事 兼福島地方検察庁白河支部検 事）同）同	井澤 有紀
（同）同	四竜 庸祐
（同）同	高川 睦月
（同）同	小島 健太
（同）同	宮本 大雅
（高松地方検察庁越谷支部勤務を命ずる （高松地方検察庁検事）同	昌英
（さいたま地方検察庁検事に配置換する （さいたま地方検察庁越谷支部勤務を命ずる さいたま地方検察庁交通部長を免ずる さいたま地方検察庁交通部長）	江口

（東京地方検察庁立川支部検事）同	岡田 幸子
（千葉地方検察庁検事）同	山田 昌広
さいたま地方検察庁検事に配置換する	
（札幌高等検察庁刑事部長）同	中島 泰徳
さいたま地方検察庁検事に配置換する	
さいたま地方検察庁川越支部長を命ずる	
（東京地方検察庁検事）同	神童 彩佳
（大阪地方検察庁検事）同	圓子 航平
さいたま地方検察庁検事に配置換する	
（水戸地方検察庁検事）同	木船 優
さいたま地方検察庁川越支部勤務を命ずる（各通）	
（京都地方検察庁検事）同	鈴木 努
さいたま地方検察庁検事に配置換する	
（札幌地方検察庁熊谷支部勤務を命ずる（各通））	岸 洋介
さいたま地方検察庁検事に配置換する	
（千葉地方検察庁総務部長）同	川島 喜弘
千葉地方検察庁刑事部長を命ずる	
（千葉地方検察庁総務部長）同	和田 文彦
千葉地方検察庁刑事部長を命ずる	
（福岡地方検察庁交通部長）同	喜弘
千葉地方検察庁検事に配置換する	
（千葉地方検察庁交通部長）同	鶴田 洋佐
千葉地方検察庁検事に配置換する	
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同	西村 圭二
千葉地方検察庁検事に配置換する	
（東京地方検察庁検事）同	山田 朋美
東京地方検察庁検事の併任を解除する（各通）	
（東京地方検察庁検事）同	毛利 栄吉
（同）同	坂室 晃平
（同）同	相田 侑香
（同）同	白井かおり
（同）同	木原 悠人
（同）同	倉賀野航輝
花村 大	

千葉地方検察庁検事に配置換する	木下 啓	鉋路地方検察庁帶広支部検事	畔柳 同
(東京地方検察庁検事) 同	関口 奈夕	(東京地方検察庁検事) 同	永澤 舞花
(同) 同	綾 洋斗	(同) 同	菊地 理沙
(大阪地方検察庁検事) 同	吉田 将治	(大阪地方検察庁立川支部検事) 同	武瑠 洋斗
(同) 同	椿 関口	(東京地方検察庁立川支部検事) 同	鈴木 小夏
(横浜地方検察庁検事) 同	丹下 裕康	(横浜地方検察庁検事) 同	仲宗根 海斗
(大阪地方検察庁検事) 同	志田 卓郎	(大阪地方検察庁立川支部検事) 同	廣瀬 皓稀
(同) 同	村上 冬華	(大阪地方検察庁立堺支部検事) 同	鈴木 小夏
(横浜地方検察庁検事) 同	志田 卓郎	水戸地方検察庁検事に配置換する	仲宗根 海斗
(大阪地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	吉野 秀保	水戸地方検察庁検事に配置換する	廣瀬 皓稀
水戸地方検察庁土浦支部長を命ずる	吉野 秀保	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	鈴木 小夏
(大阪地方検察庁検事) 同	中條 志保	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	仲宗根 海斗
水戸地方検察庁検事に配置換する	志保	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	廣瀬 皓稀
水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	志保	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	鈴木 小夏
(東京高等検察庁検事) 同	吉野 秀保	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	仲宗根 海斗
水戸地方検察庁下妻支部長を命ずる	吉野 秀保	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	廣瀬 皓稀
(法務省刑事局付) 法務事務官 村山小百合	吉岡 和美	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	鈴木 小夏
検事二級 (水戸地方検察庁検事) に配置換する	吉岡 和美	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	仲宗根 海斗
水戸地方検察庁下妻支部勤務を命ずる	吉岡 和美	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	廣瀬 皓稀
(東京地方検察庁検事) 検事	吉岡 和美	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	鈴木 小夏
宇都宮地方検察庁検事に配置換する	吉岡 和美	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	仲宗根 海斗
宇都宮地方検察庁三席検事に指名する	吉岡 和美	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	廣瀬 皓稀
(東京地方検察庁立川支部検事)	吉岡 和美	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	鈴木 小夏
同	吉岡 和美	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	仲宗根 海斗
(大阪地方検察庁検事) 同	松井 松井	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	廣瀬 皓稀
(同) 同	小島 小島	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	鈴木 小夏
宇都宮地方検察庁検事に配置換する (各通)	米川 優輝	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	仲宗根 海斗
宇都宮地方検察庁三席検事に指名する	玲玲	水戸地方検察庁土浦支部勤務を命ずる	廣瀬 皓稀

千葉地方検察庁検事)	同	原潤一郎
(大阪地方検察庁検事)	同	織田良平
(同) 同	櫻井朋子	
(同) 同	山田美紀	
(大阪地方検察庁堺支部検事)	同	高橋勇次
(同) 同	森田麻美	
(金沢地方検察庁次席検事)	同	児堀達也
(岡山地方検察庁検事)	同	上甲眞央
(松江地方検察庁検事)	同	寺本茂樹
(長崎地方検察庁検事)	同	熊田大地
(高松地方検察庁検事)	同	森綾香
(徳島地方検察庁検事)	同	加賀見蓮
神戸地方検察庁検事に配置換する(各通)	(大阪地方検察庁検事兼大阪法務局訟務部付)	
神戸地方検察庁検事に配置換する(各通)	(大阪高等検察庁検事兼大阪地方検察庁検事)	
神戸地方検察庁検事に配置換する	藤尾大畑	西脇伸幸
神戸地方検察庁尼崎支部勤務を命ずる	青木智敏	欣正
神戸地方検察庁尼崎支部長を命ずる	健剛	
大阪地方検察庁検事に併任を解除する	(大阪地方検察庁検事)	同
神戸地方検察庁検事に配置換する	(名古屋地方検察庁検事)	同
神戸地方検察庁検事に配置換する	(神戸地方検察庁尼崎支部勤務を命ずる)	(各通)
神戸地方検察庁姫路支部長	(神戸地方検察庁姫路支部長)	同
福居幸一	福居幸一	
かねて神戸地方検察庁豊岡支部勤務を命ずる	かねて神戸地方検察庁尼崎支部勤務を命ずる	
かねて神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる	かねて神戸地方検察庁豊岡支部長を命ずる	
かねて神戸地方検察庁大和谷	かねて神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる	
かねて神戸地方検察庁大和谷	かねて神戸地方検察庁龍野支部長を命ずる	
かねて神戸地方検察庁大和谷	かねて神戸地方検察庁大和谷	

(東京地方検察庁検事)	同	宇田
(大阪地方検察庁検事)	同	松岡
神戸地方検察庁検事に配置換する		今村
神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる		松岡
(神戸地方検察庁検事)	同	昌義
神戸地方検察庁検事に配置換する		水谷
神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる		晋
(大阪高等検察庁検事)	同	橋本
神戸地方検察庁検事に配置換する		
神戸地方検察庁豊岡支部勤務を命ずる		
(東京地方検察庁検事)	同	山本
(同) 同		雄大
(大阪地方検察庁堺支部検事)		濱田
同		松井あゆみ
(大阪地方検察庁検事)	同	黒崎
奈良地方検察庁検事に配置換する	(各通)	中村
(大阪地方検察庁検事)	同	匡夢
奈良地方検察庁検事に配置換する		
奈良地方検察庁葛城支部勤務を命ずる		
かねて奈良地方検察庁五條支部勤務を命ずる		
(東京地方検察庁立川支部検事)		滝
同		まりな
(京都地方検察庁検事)	同	荒神
(神戸地方検察庁尼崎支部検事)		直行
(福岡地方検察庁検事)	同	宮崎
大津地方検察庁検事に配置換する	(各通)	大知
(静岡地方検察庁沼津支部検事)		
同		
(大阪地方検察庁検事)	同	内山
和歌山地方検察庁検事に配置換する		
和歌山地方検察庁検事に配置換する		
和歌山地方検察庁三席検事に指名する		
(名古屋地方検察庁検事)	同	澤村
(福岡地方検察庁検事)	同	洋平
和歌山地方検察庁検事に配置換する	(各通)	加藤
(和歌山地方検察庁田辺支部長)		百華
同		大和
かねて和歌山地方検察庁新宮支部勤務を命ずる		
かねて和歌山地方検察庁新宮支部長を命ずる		
(広島地方検察庁次席検事)	同	池田
名古屋高等検察庁検事に配置換する		宏行
名古屋高等検察庁検事に配置換する		
(東京高等検察庁検事)	同	小出
名古屋高等検察庁検事に配置換する		

(東京高等検察庁検事兼東京地 方検察庁検事) 同	九岡 芳彦
名古屋高等検察庁検事に配置換する	平山 陽子
(高松高等検察庁公安部長) 同	大久保健司
名古屋高等検察庁検事に配置換する	名古屋高等検察庁金沢支部勤務を命ずる
名古屋高等検察庁金沢支部長を命ずる	(東京高等検察庁検事兼法務總 合研究所教官) 検事兼法務教 官
名古屋高等検察庁検事に配置換する	細谷 和大
名古屋地方検察庁検事に併任する	田村 太郎
名古屋地方検察庁検事に併任する	武井 聰士
東京地方検察庁検事の併任を解除する	横幕 孝介
(さいたま地方検察庁検事) 同	角川 貴広
(同) 同	修一
名古屋高等検察庁検事に配置換する (各通)	笹川 智人
(大阪高等検察庁検事兼大阪地 方検察庁検事) 同	京子
名古屋地方検察庁検事に併任する	及川
名古屋高等検察庁検事に併任する	鷹 名古屋高等検察庁倉吉支部長を免ずる
(京都地方検察庁検事) 同	名古屋地方検察庁検事に配置換する
名古屋地方検察庁検事に配置換する	名古屋地方検察庁刑事部長を命ずる
名古屋地方検察庁検事の併任を解除する	名古屋地方検察庁倉吉支部勤務を免ずる
(名古屋高等検察庁検事兼名古 屋地方検察庁検事) 同	名古屋地方検察庁検事に配置換する

(大阪高等検察庁検事) 同	深野	友裕
岡山地方検察庁検事に配置換する	岡山	地方検察庁
岡山地方検察庁次席検事を命ずる	岡山	地方検察庁
かねて岡山地方検察庁新見支部勤務を命ずる	岡山	地方検察庁
かねて岡山地方検察庁新見支部長を命ずる	岡山	地方検察庁
大阪地方検察庁検事の併任を解除する	大阪	地方検察庁
(東京地方検察庁検事) 同	森	太亮
(千葉地方検察庁松戸支部検事)	島	靖広
同	安藤	翔
(大阪地方検察庁検事) 同	広畑	裕弥
(同) 同	岩倉	隼哉
岡山地方検察庁検事に配置換する (各通)	曾根田	一輝
(岡山地方検察庁倉敷支部検事)	長廻	雄哉
同	岡山	地方検察庁倉敷支部勤務を命ずる
(松山地方検察庁検事) 同	岩倉	隼哉
岡山地方検察庁検事に配置換する	曾根田	一輝
岡山地方検察庁倉敷支部勤務を命ずる	長廻	雄哉
岡山地方検察庁津山支部長を命ずる	立川	英樹
(大阪地方検察庁検事) 同	立川	英樹
鳥取地方検察庁検事に配置換する	大西	耕太郎
鳥取地方検察庁次席検事を命ずる	大西	耕太郎
かねて鳥取地方検察庁倉吉支部勤務を命ずる	大西	耕太郎
かねて鳥取地方検察庁倉吉支部長を命ずる	大西	耕太郎
(東京地方検察庁検事) 同	岡	祐里奈
大臣官房司法法制部付) 検事	金浦	健次
兼法務事務官	金浦	健次
鳥取地方検察庁検事に配置換する	金浦	健次
(神戸地方検察庁姫路支部検事)	金浦	健次
松江地方検察庁検事に配置換する	金浦	健次
松江地方検察庁次席検事を命ずる	金浦	健次
かねて松江地方検察庁西郷支部勤務を命ずる	金浦	健次
かねて松江地方検察庁西郷支部長を命ずる	金浦	健次

（広島地方検察庁事務局次長） 同	畠山 弘喜	（最高検察庁公判部公判事務課 長） 同	遠藤 利幸
山口地方検察庁事務局長に昇任させる （横浜地方検察庁事務局次長） 同	清水 邦春	札幌地方検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房司法法制部 務官） 同	高橋かおり （法務省大臣官房会計課企画調 査官） 同
（高松高等検察庁事務局長） 同	石田 友則	（法務省大臣官房会計課企画調 査官） 同	（法務省大臣官房会計課企画調 査官） 同
（高松高等検察庁事務局長に配置換する （福岡高等検察庁事務局長に配置換する （福岡地方検察庁首席検査官） 同	立山 敬太郎	（法務省刑務課企画調査 官） 同	（法務省刑務課企画調査 官） 同
（福岡地方検察庁事務局長に昇任させる （福岡地方検察庁事務局長に配置換する （法務省刑務課企画調査 官） 同	佐藤 太	（法務省刑務課企画調査 官） 同	（法務省刑務課企画調査 官） 同
（宮崎高等検察庁事務局次長） 同	上田 一朗	（宮崎地方検察庁事務局長に転任させる （宮崎地方検察庁事務局長） 同	（宮崎地方検察庁事務局長に転任させる （宮崎地方検察庁事務局長） 同
（最高検察庁事務局長） 同	佐藤 之彦	（高松地方検察庁事務局長に配置換する （高松地方検察庁事務局長） 同	（高松地方検察庁事務局長に転任させる （高松地方検察庁事務局長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	山谷 淳	（鹿児島地方検察庁事務局長に配置換する （鹿児島地方検察庁事務局長） 同	（鹿児島地方検察庁事務局長に転任させる （鹿児島地方検察庁事務局長） 同
（仙台高等検察庁事務局長に昇任させる （仙台地方検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	吉田 寿彦	（宮崎地方検察庁事務局長に昇任させる （宮崎地方検察庁事務局長） 同	（宮崎地方検察庁事務局長に転任させる （宮崎地方検察庁事務局長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	増田 計典	（高知地方検察庁事務局長に昇任させる （高知地方検察庁事務局長） 同	（高知地方検察庁事務局長に転任させる （高知地方検察庁事務局長） 同
（仙台高等検察庁事務局長に昇任させる （仙台地方検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	吉田 純孝	（千葉地方検察庁事務局長に昇任させる （千葉地方検察庁事務局長） 同	（千葉地方検察庁事務局長に転任させる （千葉地方検察庁事務局長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	佐藤 連功	（松山地方検察庁事務局長に昇任させる （松山地方検察庁事務局長） 同	（松山地方検察庁事務局長に転任させる （松山地方検察庁事務局長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	吉田 浩士	（近畿矯正管区少年矯正部長に配置換する （近畿矯正管区少年矯正部長） 同	（近畿矯正管区少年矯正部長に転任させる （近畿矯正管区少年矯正部長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	大作 光史	（大阪府矯正管区成人矯正部長に転任させる （大阪府矯正管区成人矯正部長） 同	（大阪府矯正管区成人矯正部長に転任させる （大阪府矯正管区成人矯正部長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	佐藤 勝幸	（高松矯正管区第三部長） 同	（高松矯正管区第三部長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	山科 勝幸	（近畿矯正管区少年矯正部長に配置換する （近畿矯正管区少年矯正部長） 同	（近畿矯正管区少年矯正部長に転任させる （近畿矯正管区少年矯正部長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	坂田 真朗	（大阪府矯正管区成人矯正部長に転任させる （大阪府矯正管区成人矯正部長） 同	（大阪府矯正管区成人矯正部長に転任させる （大阪府矯正管区成人矯正部長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	塙島 塩島かおり	（近畿矯正管区少年矯正部長に配置換する （近畿矯正管区少年矯正部長） 同	（近畿矯正管区少年矯正部長に転任させる （近畿矯正管区少年矯正部長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	中川 由美	（宮川医療少年院長） 同	（宮川医療少年院長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	中川 宏幸	（法務事務官（中国矯正管区総務企画部長に転任させる （法務事務官（中国矯正管区総務企画部長） 同	（法務事務官（甲府刑務所長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	川村 裕樹	（近畿矯正管区少年矯正部長に配置換する （近畿矯正管区少年矯正部長） 同	（近畿矯正管区少年矯正部長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	佐藤 正典	（法務事務官（甲府刑務所長） 同	（法務事務官（甲府刑務所長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	佐藤 一光	（法務事務官（甲府刑務所長） 同	（法務事務官（甲府刑務所長） 同
（最高検察庁事務局長に昇任させる （最高検察庁事務局長に転任させる （法務省大臣官房会計課室長） 同	松崎 恭子	（法務事務官（甲府刑務所長） 同	（法務事務官（甲府刑務所長） 同

(関東地方更生保護委員会委員)	小林 孝幸	柳沢真希子	(千葉保護観察所次長) 同	加畠 久子	小林 宏治	福井保護観察所長に昇任させる
地方更生保護委員会委員に配置換する	藤崎 恵子	(鹿児島保護観察所長) 同	佐藤 好行	(東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる)	東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる	(近畿地方更生保護委員会委員)
(和歌山保護観察所長) 同	豊島 浩文	大津保護観察所長に配置換する	西崎 勝則	(同) 同	(同) 同	(近畿地方更生保護委員会事務)
(高松保護観察所長) 同	谷本 誠司	(九州地方更生保護委員会事務)	手塚 徹	鈴木代子	鈴木代子	(和歌山保護観察所長に転任させる)
地方更生保護委員会委員 (中国地方更生保護委員会委員)	古山 正成	大津保護観察所長に転任させる	長) 同	近風 晃司	近風 晃司	(高松保護観察所長に転任させる)
会員に任命する (各通)	小椋 順一	奈良保護観察所長に転任させる	矢野 諭	大気	大気	(高松保護観察所長に配置換する)
(近畿地方更生保護委員会委員)	細木 直久	神戸保護観察所長に転任させる	東京地方検察庁検事に併任する	宇都宮地方検察庁検事に併任する	宇都宮地方検察庁検事に併任する	(宇都宮地方検察庁検事に配置換する)
地方更生保護委員会委員に昇任させる	奈良保護観察所長) 同	和歌山保護観察所長に配置換する	岡野みづほ	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁検事に併任する)
四国地方更生保護委員会委員長に昇任させる	小竹小百合	(名古屋保護観察所企画調整課	別木 寛	宇都宮地方検察庁足利支部勤務を免ずる	宇都宮地方検察庁足利支部勤務を免ずる	(宇都宮地方検察庁足利支部勤務を免ずる)
(奈良保護観察所長) 同	中部地方更生保護委員会委員	長) 同	神谷 昌利	宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる	宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる	(宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる)
会員に任命する (各通)	小竹小百合	鳥取保護観察所長に昇任させる	宮山 芳久	宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる	宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる	(宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる)
(名古屋保護観察所次長) 同	中部地方更生保護委員会事務局長に転任させる	(大津保護観察所長) 同	高松保護観察所長に配置換する	大川 宗賢	大川 宗賢	(宇都宮地方検察庁足利支部勤務を命ずる)
九州地方更生保護委員会事務局長に転任させる	小出 有二	高松保護観察所長に配置換する	山口 範之	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(仙台保護観察所長) 同	渡邊 一仁	(中国地方更生保護委員会事務	藤本 健一	(新潟地方検察庁検事に配置換する)	(新潟地方検察庁検事に配置換する)	(東京地方検察庁立川支部検事)
札幌保護観察所長に配置換する	佐藤 康博	局総務課長) 同	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(大阪保護観察所企画調整課長)	泉 佳孝	高知保護観察所長に昇任させる	山口 範之	(新潟地方検察庁新発田支部長)	(新潟地方検察庁新発田支部長)	(東京地方検察庁立川支部検事)
同	佐藤 康博	(福岡保護観察所北九州支部長)	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
函館保護観察所長に昇任させる	正木 勉	佐賀保護観察所長に昇任させる	山口 範之	(新潟地方検察庁新発田支部長)	(新潟地方検察庁新発田支部長)	(東京地方検察庁立川支部検事)
(函館保護観察所長) 同	佐藤 康博	(高知保護観察所長) 同	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
函館保護観察所長に昇任させる	旭川保護観察所長に配置換する	鹿児島保護観察所長に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(秋田保護観察所長) 同	正木 勉	(九州地方更生保護委員会委員)	藤本 健一	(新潟地方検察庁新発田支部長)	(新潟地方検察庁新発田支部長)	(東京地方検察庁立川支部検事)
青森保護観察所長に配置換する	木下 悟	地方更生保護委員会委員	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(法務省大臣官房秘書課広報室	木下 悟	更生保護法第十八条の規定による任期の満了により	橋本 映司	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により	木下 悟	令和7年4月1日限り退職 (以上4月1日)	橋本 映司	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
り令和7年4月1日限り退職 (以上4月1日)	木下 悟	東京地方検察庁検事に配置換する	橋本 映司	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
秋田保護観察所長に転任させる	田代 晶子	佐賀保護観察所長に昇任させる	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(さいたま保護観察所次長) 同	富田 潤一	(高知保護観察所長) 同	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
秋田保護観察所長に昇任させる	宮澤 由紀	佐賀保護観察所長に昇任させる	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(法務省保護局総務課精神保健	瀬戸 和幸	鹿児島保護観察所長に配置換する	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
観察企画官) 同	瀬戸 和幸	(九州地方更生保護委員会委員)	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
水戸保護観察所長に転任させる	中島 祐司	地方更生保護委員会委員	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(法務省保護局更生保護振興課	中島 祐司	会員に任命する	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
企画調整官) 同	中島 祐司	地方更生保護委員会委員	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
宇都宮保護観察所長に昇任させる	岸 弥	令和7年4月1日限り退職 (以上4月1日)	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(仙台保護観察所次長) 同	綿引久一郎	農林水産大臣 江藤 拓	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
新潟保護観察所長に昇任させる	辻 恵介	農林水産大臣 江藤 拓	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
(中部地方更生保護委員会事務	宇井総一郎	令和7年4月1日限り退職 (以上4月1日)	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)
静岡保護観察所長に転任させる	宇井総一郎	中央更生保護審査会委員に任命する (以上4月1日)	藤本 健一	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁検事に配置換する	(東京地方検察庁立川支部検事)

官 壟 報

国 家 試 験

令和7年普及指導員資格試験の実施

農業改良助長法施行規則 (平成17年農林水産省令第4号。以下「施行規則」という。) 第6条の規定に基づき、令和7年において実施する普及指導員資格試験 (以下「試験」という。) に關し、次のように公表する。

令和7年5月2日

1

試験方法

試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行う。なお、口述試験は、書類審査及び筆記試験に合格した者に対して実施する。

(1) 書類審査

施行規則第7条の規定により提出された業績報告書に記載された農業又は家政 (以下「農業等」という。) に関する実務経験について、それが普及指導活動に必要な技能を習得することができるものであるか否かの判定を行う。

(2) 筆記試験

次に掲げる課題について行う。

ア 審査課題ア (必須項目)

農業等に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

農業概論 (食料・農業・農村をめぐる情勢、食料・農業・農村に関する政策、農業技術・経営及び農村生活に関する知識、知的財産権に関する知識)

イ 審査課題イ (選択項目)

下記項目のうちから受験者が1項目を選択して受験するものであって、農業等に関する高度かつ専門的な技術に関する知識及びその応用能力の有無を判定する内容のもの

作物、園芸、畜産、土壌及び肥料、植物保護、労働・機械及び農作業、地域計画、流通及び加工、経営管理

ウ 審査課題ウ (必須項目)

農業の現場における課題を解決するのに必要な地域の現状の把握、普及指導計画の策定及び現場の指導等に関する企画立案の能力並びに普及指導活動手法に関する知識の有無を判定する内容のもの

(3) 口述試験

面接により、農業の現場における課題を解決するのに必要な専門的知識、意欲及びコミュニケーション技術等を有するか否かの判定を行う。

2 受験資格

試験を受けることができる者は、施行規則第4条第1項各号のいずれかに該当する者（同条第2項の規定の適用を受ける者を含む。）である。

3 試験の実施期日及び場所

(1) 筆記試験

ア 実施期日

令和7年8月19日 14:00～16:00 審査課題イ

令和7年8月20日 10:00～12:00 審査課題ア

令和7年8月20日 13:30～16:00 審査課題ウ

イ 場 所

試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那霸市のうちで別途受験者に対して通知する場所

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。その場合は、その旨を公表し、又は通知する。

(2) 口述試験

ア 実施期日

令和7年11月25日から11月28日までの間において別途受験者に対して通知する日

イ 場 所

試験地は札幌市、仙台市、さいたま市、金沢市、名古屋市、京都市、岡山市、熊本市及び那霸市のうちで別途受験者に対して通知する場所

注：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

4 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

受験願書の受付期間は令和7年5月7日から6月6日までとし、受付期間を過ぎて提出された受験願書は受け付けない。郵送により提出された受験願書は、令和7年6月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受験願書の添付書類

受験願書（1部）の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 施行規則第7条第1項各号に掲げる書類（1部）

イ 選択項目名を記載した書類（1部）

ウ 平成17年4月1日前に農業改良助長法の一部を改正する法律（平成16年法律第53号）による改正前の農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3第2項に規定する改良普及員資格試験に合格した者（農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第9号）による改正前の農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）附則第2項の規定により改良普及員資格試験に合格した者とみなされた者を含む。）にあっては、改良普及員資格試験又は蚕業改良指導員の任用に関する資格試験の合格証書の写し又は合格証明書（1部）

エ ア及びウの書類の証明事項として出願者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓又は改名があったことを証明する書類（1部）

オ 写真（1枚）

カ 外国における教育機関の卒業若しくは修了又は行政機関等の在職期間に関する認定を受けようとする者にあっては、施行規則第5条第3項に規定する認定申請書（1部）

(3) 受験願書等の提出方法

受験願書及びその添付書類は、次に掲げる方法により提出する。

ア 郵送する場合

封筒の表面に「普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、農林水産省農産局農産政策部技術普及課（東京都千代田区霞が関一丁目2番1号）あてに簡易書留扱いにして郵送する。

イ 持参する場合

農林水産省農産局農産政策部技術普及課まで持参する。

ウ メールを使用する場合

普及指導員資格試験願書受付用メールアドレス（shikakushiken_hukyu@maff.go.jp）あてにパスワードを付した電子ファイルを添付し、別メールでパスワードを送付する。

(4) 受験願書等の追完

受験願書及びその添付書類に不備があるときは、その追完を求める。この場合において、求めに応じて追完が行われないときは、受験願書を受理しない。

(5) 受験手数料

受験手数料は、徴収しない。

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。

6 書類審査及び筆記試験の合否通知

書類審査及び筆記試験の合否は、令和7年11月上旬に通知する。その際、合格者に対しては、口述試験の実施期日及び場所を通知する。

7 合格者の発表等

口述試験の実施後一月以内に、合格者の受験番号を農林水産省ホームページの政策情報>農業生産>普及事業>資格試験情報 内（https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html）にて公表する。

また、合格者には、合格証書を交付する。

8 個人情報の取扱い

受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

9 その他

（1）受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。

（2）受験資格、受験手続等の詳細については、農林水産省ホームページに掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、農林水産省農産局農産政策部技術普及課（03-3502-6460）に問い合わせるものとする。

なお、受験案内の郵送を希望する者は、封筒の表面に「普及指導員資格試験受験案内請求」と朱書し、その送付先を記載の上、180円切手を貼付した返信用封筒（角形2号240mm×332mm）を同封して申し出ること。

公報

報道

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第21号

山形県酒田市千日町17番12号 ヒルサイドテラス205号

債務者 齋藤 康彦

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲野 純一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

山形地方裁判所酒田支部

令和7年(フ)第36号

山梨県甲府市下今井町4番地4

債務者 堀内 綾美

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 英輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第14号

山梨県都留市四日市場539番地

債務者 蔵野 勇

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉内 信崇
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第84号

北九州市戸畠区土取町8番20-706号

債務者 花本 奈実

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 祖父江弘美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第55号

大阪府泉佐野市鶴原1946番地 鶴原中央住宅8-306

債務者 テイワリ晴美(旧姓東口)

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福下 大地
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第144号

福岡県遠賀郡芦屋町芦屋1445-1 航空自衛隊芦屋基地、住民票上の住所岐阜県各務原市那加官有地無番地(自衛隊第13高射隊内)

債務者 三坂 大也

- 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲地 彩子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第16号

岩手県一関市真柴字中田185番地77

債務者 菅原 伸恵

- 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森崎 信介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第57号

宮城県大崎市古川小稻葉町3番61号

債務者 大和 謙一

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富田 成人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前11時25分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第1476号

大阪市西区九条1丁目28番1-603号

債務者 中山 慎介

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 啓太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1533号

大阪府守口市長池町4番1-201号

債務者 仲村 貴司

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉本 達哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第181号

大阪府泉佐野市本町6番10号

債務者 川田 澄

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 塩路 広海
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第229号

神戸市兵庫区菊水町9丁目11番14号宝バナハイツ1234

債務者 原井 和美

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲谷 仁志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第712号

横浜市港北区日吉3丁目19番31号 レフィナード日吉102

債務者 須田 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 誠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第85号

奈良市南紀寺町3丁目139番地の9

債務者 ONE SERVICEこと 武内来夢

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中谷 祥子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで

奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ)第31号

岐阜県多治見市脇之島町6丁目104番地の14

債務者 桑下 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 真仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和6年(フ)第401号	令和6年(フ)第3972号	令和7年(フ)第14号	令和7年(フ)第40号
静岡県裾野市深良732番地の1 債務者 杉山 勝 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿久根展大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	大阪府寝屋川市下神田町18番1-303号 債務者 泉谷 空 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北村真由美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	福岡県直方市大字下境3589番地、住民票上の住所福岡県直方市津田町1番5号 債務者 中西 雅美 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 敦史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 福岡地方裁判所直方支部	島根県安来市赤江町1772番地3 債務者 加賀 亮徳 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 修一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月7日まで 松江地方裁判所民事部
令和7年(フ)第103号	令和7年(フ)第489号	令和7年(フ)第1272号	令和7年(フ)第64号
佐賀市久保泉町大字下和泉2450番地5 債務者 舟津 和弘 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小畠雄一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	大阪市鶴見区今津南2丁目3番23号 サンクチュアリ鶴見 102 債務者 目黒 美宥(旧姓萬谷) 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	大阪府吹田市上山田6番1-502号 債務者 東 祥太郎 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中本 隆久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	岐阜市北野東504番地 債務者 田代 竜太 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 和久 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第88号	令和7年(フ)第1462号	令和7年(フ)第69号	令和7年(フ)第52号
熊本県合志市須屋256番地7 債務者 荒木香寿美 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古城 里美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	大阪市中央区高津3丁目5番1-1003号 債務者 山本信太郎 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	奈良市富雄泉ヶ丘5番6号 債務者 ベンリ社アップルこと 水島 和範 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北岡 秀晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで 奈良地方裁判所破産係	愛知県刈谷市西境町前山219番地、前住所愛知県刈谷市井ヶ谷町後口田50番地4 債務者 E M I カンパニー高木鉄筋こと 高木江美子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 多田 裕子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月22日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第36号	令和7年(フ)第204号	令和7年(フ)第291号	令和7年(フ)第16号
青森県南津軽郡田舎館村大字川部字中西田30番地5、住民票上の住所青森県北津軽郡板柳町大字福野田字増田4番地3 債務者 佐々木永子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葛西 聰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 青森地方裁判所弘前支部	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野948番地1 県営杉戸下野団地2-101 債務者 伊藤 隆行 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若生 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	堺市中区八田北町500番地6 尾崎ビル3F 債務者 末永工業こと 末永 弘樹 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小美野達之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	長野県岡谷市本町2丁目6番33号 債務者 森谷 知格 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 長野地方裁判所諏訪支部

<p>令和7年(フ)第1473号 大阪市此花区西島1丁目16番4-402号 債務者 井上水産こと 井上 竜一 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久保田興治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第36号 北海道帯広市西20条南3丁目39番12号 債務者 吉田早都美 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 盛岡地方裁判所第2民事部</p> <p>令和7年(フ)第93号 盛岡市上堂3丁目18番19号 花咲苑、前住所岩手県滝沢市砂込851番地5 リンデンバウム201号 債務者 石原 敏洋 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 前橋地方裁判所太田支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 前橋地方裁判所太田支部</p> <p>令和7年(フ)第67号 群馬県太田市市場町592番地2 加藤ハイツA-106号、前住所群馬県太田市東新町497番地7 債務者 関口 知明 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 盛岡地方裁判所第2民事部</p>
<p>令和7年(フ)第30号 愛知県新城市字屋敷103番地2 債務者 北川 裕久 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤本 佳大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月28日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月14日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部</p>	<p>令和7年(フ)第41号 北海道帯広市西16条南4丁目12番22号 パッショーン164-101号室 債務者 高金みゆき 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 盛岡地方裁判所第2民事部</p> <p>令和7年(フ)第15号 秋田県横手市八幡字上長田70番地23 レジデンス上長田102号室 債務者 松井 優衣 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 前橋地方裁判所太田支部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 前橋地方裁判所太田支部</p> <p>令和7年(フ)第333号 東京都日野市神明4丁目12番地の1ハイツヒロ201 債務者 佐藤 壮謹 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>
<p>令和7年(フ)第276号 京都市左京区浄土寺上馬場町96番地 債務者 田中 善晶 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 源力 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第30号 盛岡市天神町11番25号 I・M天神102号、前住所盛岡市上田2丁目9番32号 メツツ上田202号 債務者 細川 まき 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 盛岡地方裁判所第2民事部</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 秋田地方裁判所横手支部</p> <p>令和7年(フ)第21号 秋田県横手市城南町11番25号、前住所神奈川県相模原市中央区富士見3丁目9番9号 フレンドポート淵野辺I 101 債務者 高橋 友菜 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部</p> <p>令和7年(フ)第83号 静岡県伊豆の国市宗光寺662番地の61 債務者 宮本 加奈 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第166号 愛知県西尾市吉良町富好新田井戸東18番地1、前住所愛知県西尾市伊藤4丁目5番地5 債務者 鳥居 生 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 和香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月12日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第77号 盛岡市乙部4地割20番地4 債務者 吉田 心 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。</p>	<p>3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 秋田地方裁判所横手支部</p> <p>令和7年(フ)第60号 群馬県太田市大原町195番地5 債務者 和田 美咲</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p>

令和7年(フ)第113号
 静岡県田方郡函南町上沢651番地の4 メゾンオギワラ101
 債務者 小林 由武
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第20号
 岡山県美作市豆田51番地3
 債務者 高本 正樹
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第21号
 岡山県津山市綾部385番地12
 債務者 則本 順子
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第91号
 香川県東かがわ市西山471番地1
 債務者 長田 華奈
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前9時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第117号
 香川県高松市瓦町2丁目1番地29 高森マンション402
 債務者 PADONAN REGINALD ELISAN
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前9時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第65号
 長崎県長崎市北陽町8番8号 サンハイツ北陽201、旧住所長崎県長崎市青山町15番19号 クレゾンタム青山201
 債務者 濱口志津香
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第38号
 鹿児島県鹿屋市札元1丁目24番38号 アーバンハイツ札元103号
 債務者 小高峰由里子(旧姓児玉)
 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第4号
 北海道様似郡様似町字鶴苦617番地
 債務者 熊谷 貞泰
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所浦河支部破産係

令和7年(フ)第5号
 北海道幌泉郡えりも町字本町115番地の1
 債務者 工藤 一枝
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第7号
 北海道日高郡新ひだか町静内末広町2丁目5番27号
 債務者 德田真由美
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第52号
 北海道苦小牧市川沿町1丁目4番14号 ハイツたんぽぽF号
 債務者 高山 和也
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 札幌地方裁判所苦小牧支部
令和7年(フ)第229号
 宮城県宮城郡利府町葉山1丁目52番地1 葉山住宅804号
 債務者 尾形 裕美(旧姓小野寺)
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第260号
 仙台市泉区山の寺2丁目29番17号 COSM I C—I—102
 債務者 跡揚美代子(旧姓中)
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第267号
 宮城県亘理郡亘理町字下茨田52番地1 町営住宅3-201、従前の住所宮城県亘理郡亘理町字上浜街道9番地1 町営住宅1-302
 債務者 嶋田麻由美
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第275号
 仙台市泉区将監6丁目3番3-46号
 債務者 田部井潮人
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第307号
 宮城県名取市ゆりが丘5丁目1番地の26、従前の住所東京都足立区綾瀬4丁目5番16号
 ハイツますお202
 債務者 平松ジュノ
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第326号 仙台市太白区坪沼字境田54番地の2 債務者 菅原 千尋 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第51号 秋田市大町3丁目3番45号 エステートビル 202 債務者 北村亜衣子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 秋田地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所飯田支部
令和7年（フ）第419号 仙台市青葉区宮町4丁目9番7-305号 債務者 土田 正子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第9号 福島県相馬市磯部字上ノ台141番地の10 債務者 松川 正弘 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 福島地方裁判所相馬支部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年（フ）第436号 仙台市青葉区中山8丁目14番3-102号 債務者 歌里 怜央 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第2号 石川県輪島市三井町洲衙9-27-7 雄飛寮 327、住民票上の住所和歌山県和歌山市三葛 699番地2（申立時の住所）東京都八王子市 館町1097 館ヶ丘団地1-11-214号室 佐々木方 債務者 山建こと 山田 泰也 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 金沢地方裁判所輪島支部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月15日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年（フ）第37号 秋田市泉南3丁目23番17号 タウニイ上の町 203 債務者 小川 大史 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年（フ）第10号 山梨県甲斐市西八幡3987-15 ネオライフ西 八幡 2-C、住民票上の住所山梨県甲府市 高畑2丁目3番28号 山エハイツ203 債務者 深澤 行雄	1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所上田支部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年（フ）第15号 長野県飯田市北方3491番地71 債務者 佐藤 良子	令和7年（フ）第57号 山梨県山梨市万力1184番地 債務者 伊奈 京子 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所飯田支部	1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第164号
 兵庫県姫路市飾磨区今在家904番地 ラヴィ
 アンローズ1号、従前の住所兵庫県三田市つ
 つじが丘北1丁目19番地5
 債務者 北村 梨恵(旧姓太田)
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 　　神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第16号
 鳥取県倉吉市中河原143番地16
 債務者 山根 満
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 　　鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年(フ)第82号
 岡山市北区東野山町13番25号
 債務者 井上 弘和
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第173号
 岡山市北区御津野々口267番地1 ハアラン
 御津202号室
 債務者 神谷 智徳
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第182号
 岡山市中区浜455番地5 ガーデンヒルズ岡
 山C101
 債務者 香西 悠貴
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 　　岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第34号
 鹿児島県肝属郡東串良町川東4464番地
 債務者 出水 人志
 1 決定年月日時 令和7年4月14日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 　　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第12号
 沖縄県那覇市識名2丁目9番30号 エリス
 リーナ301
 債務者 森田 優子(旧姓佐藤)
 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 　　那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第27号
 青森県八戸市柏崎1丁目6番42号 ハイツ柏
 崎103
 債務者 盛 美鈴
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
 　　青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第35号
 鹿児島県鹿屋市新生町1番28-1号
 債務者 中本 真由
 1 決定年月日時 令和7年4月16日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
 　　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第3号
 茨城県牛久市さくら台1丁目19番地4 (エ
 ディフィス102)
 債務者 柳田とし子
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
 　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第34号
 茨城県牛久市さくら台1丁目19番地4 (エ
 ディフィス102)
 債務者 柳田とし子
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
 　　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第700号
 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘1丁目21番13-205
 号
 債務者 大西 直樹
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
 　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第835号
 横浜市旭区本宿町96番地54
 債務者 達 綾弥香
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
 　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第73号
 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1362番地23
 コーポ依田104
 債務者 伴 政典
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 　　本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
 　　甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第45号 三重県鈴鹿市自由ヶ丘1丁目16番12号 債務者 東川 美幸 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第79号 滋賀県栗東市大橋4丁目5番20号 債務者 海岸美奈子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第299号 京都市下京区中堂寺櫛笥町21番地4 リフレス京都五条 304 債務者 谷山 佳那 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第251号 広島県山県郡北広島町春木481番地1 債務者 堀尾すみ子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第47号 三重県津市河芸町浜田860番地 グリーンヒルかわげ305号 債務者 松村 秀子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第80号 滋賀県栗東市大橋4丁目5番20号 債務者 當房 尚海 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第393号 京都市南区東九条南河辺町83番地2 カーサ烏丸十条107、前住所京都市西京区牛ヶ瀬奥ノ防町49番地 丸昌ハイツ 301 債務者 日比野祐二 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第29号 愛媛県四国中央市上柏町90番地3 東春光荘11号 債務者 森 由香理 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第49号 三重県津市一志町片野349番地1 ロイヤルハートビア4E 債務者 奥野久美子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第81号 滋賀県甲賀市甲南町葛木958番地 医療法人社団 仁生会 甲南病院、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町梅が丘3番14号 債務者 伊藤ソヨ子 法定代理人成年後見人 西尾 裕貴 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第50号 鳥取県鳥取市吉成1丁目4番34号 債務者 三谷 和美 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 鳥取地方裁判所民事部	令和7年(フ)第109号 熊本市東区戸島西5丁目2番1-403号 市営戸島団地1C-1 債務者 井出 英明 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第57号 三重県津市豊が丘2丁目9番3号 債務者 伊藤 良 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第97号 大津市皇子が丘3丁目1番6-403号 債務者 大本 薫 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第39号 鳥取県米子市旗ヶ崎2丁目6-31、住民票上の住所大阪府東大阪市長堂3丁目7番29-405号 債務者 細田 美和 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年(フ)第153号 熊本市東区御領6丁目9番8-203号 メゾン上野 債務者 古川 正広 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第101号
宮崎市鶴島3丁目71番地2 モントレ宮崎
401号
債務者 児玉 剛紀
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第116号
宮崎市城ヶ崎3丁目3番地1 ルミナス荘苑
702号
債務者 岩切 利彦
1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
宮崎地方裁判所破産係
令和6年(フ)第440号
沖縄県那覇市三原1丁目4番30-301号 と
みはら産業ビル
債務者 宮里比呂美
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第69号
沖縄県那覇市宇栄原4丁目18番1-303号
宇栄原市営住宅1
債務者 山 哲仁
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
那霸地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第86号

沖縄県沖縄市宮里3丁目24番5号 金城アパート203
債務者 玉那霸留美子

1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
那霸地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(フ)第5994号

大阪市淀川区加島2丁目2番40号
債務者 増満 広大

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1217号

大阪市東淀川区淡路2丁目1番3-504号
債務者 吉本 正弘

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1261号

大阪市西区北堀江3-10-17 THE HI GH HORIE 406号室、住民票上の住所
大阪市大正区南恩加島6丁目18番7号
債務者 永野さくら

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1265号
大阪市東淀川区西淡路4丁目15番16号 朝日莊 E号
債務者 野口 尚紀

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1437号
大阪市此花区西九条5丁目3番14-403号
債務者 福田 弘

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1510号
大阪府東大阪市寿町3丁目14番23号 フォーユー東大阪寿
債務者 増井ゑい子
法定代表人保佐人 赤木 直哉

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1560号
大阪府東大阪市長堂2丁目4-16 花楽園布施 405、住民票上の住所大阪府八尾市安中町1丁目1番13号
債務者 松阪 大

1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1570号
大阪府茨木市玉櫛2丁目8番505号
債務者 宮川 美喜
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1588号
大阪市阿倍野区阪南町6丁目1番10号 第3幸栄マンション205号
債務者 渡邊 信也
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1598号
大阪府高槻市津之江北町14番38号 ひまわり公園マンション101号室、住民票上の住所大阪府高槻市南庄所町5番11号
債務者 藤井健太郎
1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

<p>令和7年(フ)第1692号 大阪市淀川区木川西4丁目2番13号 あけば の荘 16号 債務者 倉本 泰治 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p>	<p>令和7年(フ)第223号 広島市中区大手町5丁目18番12-401号 債務者 尾越 美保 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第177号 千葉県松戸市小金原3丁目18番地 小金原団 地36棟104号、前住所千葉県松戸市松戸2284 番地の2 ハイヴェルデ松戸205号 債務者 石井 澄夫 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>
<p>令和7年(フ)第18号 兵庫県たつの市誉田町長真91番地 債務者 前田 瑞輝 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 神戸地方裁判所龍野支部</p>	<p>令和7年(フ)第295号 広島市南区皆実町1丁目2番6-405号 債務者 丸山 穎子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第178号 千葉県松戸市小金原3丁目18番地 小金原団 地36棟104号、前住所千葉県松戸市松戸2284 番地の2 ハイヴェルデ松戸205号 債務者 JUNG I NSUK 鄭 仁淑 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>
<p>令和7年(フ)第211号 広島市中区千田町1丁目13番6-302号 債務者 田村 幸栄 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第40号 鹿児島県薩摩川内市里町里3529番地 債務者 塩田 司 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第228号 千葉県松戸市牧の原2番地の19 牧の原公園 住宅1街区22棟618号 債務者 斎藤 隆 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第214号 広島県廿日市市物見西2丁目9番28-303号 債務者 谷津 寛美 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 広島地方裁判所民事第4部</p>	<p>令和7年(フ)第33号 宮城県大崎市古川北町5丁目1番2号 アル セII 105号、従前の住所千葉県船橋市海神 1丁目27番7-101号 債務者 佐藤 優大 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第241号 千葉県柏市豊四季520番地49 パームハイツ 104号 債務者 鈴木 雅代</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用 を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係</p>

令和7年(フ)第110号 佐賀県小城市芦刈町芦溝14番地5 債務者 土橋美智子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第493号 さいたま市南区四谷1丁目7番1-305号 債務者 金田 凌 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第185号 神戸市兵庫区三川口町1丁目3番15号 河北 プラザ503 債務者 栗原 誠治 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第34号 佐賀県西松浦郡有田町立部甲208番地7 債務者 池田 隆行 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第56号 熊本市東区新南部3丁目10番82号 コウエイ ビル101 債務者 園田 武尊 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第546号 さいたま市緑区大字大門2868番地34 アルカ サーク・アイダ8-102号室 債務者 星野 義高 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第15号 福岡県鞍手郡小竹町大字新多451番地20 債務者 藤本 光雄 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 福岡地方裁判所直方支部	令和7年(フ)第43号 佐賀県西松浦郡有田町泉山1丁目19番17号 債務者 古宮 淳子 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第69号 熊本市西区島崎3丁目28番7号 債務者 堂福 悠莉 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第50号 兵庫県三田市藍本2522番地 債務者 森 勇馬 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第58号 佐賀市蓮池町大字古賀1188番地6 ビレッジ ハウス佐賀1-101 債務者 堀 紗理奈 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第22号 佐賀県唐津市栄町2588番地16 栄町県営住宅 A1-26 債務者 瀧下さつき 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 佐賀地方裁判所武雄支部
令和7年(フ)第78号 熊本県中央区帯山3丁目1番2-407号 竜 蛇平団地2棟 債務者 松島久美代 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第69号 神戸市垂水区馬場通8番3号 高丸マンショ ン202号 債務者 武藏 友樹 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第91号 佐賀県鳥栖市儀徳町2802番地2、前住所佐賀 県鳥栖市桜町1199番地2 ウエルヴィラ202 債務者 原 葉月 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第26号 佐賀県唐津市呼子町呼子3681番地6 債務者 宮本なおみ 1 決定年月日時 令和7年4月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第474号 埼玉県新座市栄4丁目8番20号 コーポ山川 203号室 債務者 中沢 依子(旧姓仲谷) 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第494号 埼玉県川口市元郷6丁目17番7号 アミューズメント21元郷203号 債務者 古澤 利之 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第514号 さいたま市桜区西堀7丁目23番3号 アビテーションハットリ206号、旧住所さいたま市桜区大字下大久保1135番地 フェリーチェ浦和B111号 債務者 佐川みさき 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和6年(フ)第942号 川崎市多摩区堰1丁目18番28号 ハイツセキ201 債務者 三好 初恵 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第37号 川崎市川崎区下並木45番地 吉浜荘 6号室 債務者 福田 光伸 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第138号 川崎市麻生区白鳥4丁目14番20号 ビューテラス白鳥 110 債務者 中山 洋子 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第78号 神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋865番地の1 湯河原第三共同住宅3-344号 債務者 山本 映子(旧姓小峰) 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第124号 熊本市南区南高江4丁目1番14-146号 野越団地1C-9-146 債務者 山岡ちひろ 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第113号 千葉県松戸市小金444番地 プラムトクノウ208号 債務者 水島 光 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第170号
 千葉県松戸市新松戸南3丁目231番地 ハイムコンフォート新松戸103号
 債務者 田中 亜紀(旧姓早乙女)
 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第199号
 千葉県我孫子市船戸1丁目8番12号(102号)
 エステートビア常盤台II
 債務者 武井 早苗
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第210号
 千葉県柏市豊住5丁目14番2号 カーサコンフォート201号
 債務者 大沼 絵美
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第220号
 千葉県野田市中野台242番地の10 サンハイツ中野台II101号室
 債務者 塩屋 晴男
 1 決定年月日時 令和7年4月17日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第225号
 千葉県流山市南流山7丁目27番地の14 サンモール四番館101
 債務者 増田 竜義
 1 決定年月日時 令和7年4月14日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第232号
 千葉県柏市増尾1丁目18番63号
 債務者 伊原さやか
 1 決定年月日時 令和7年4月15日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第256号
 千葉県松戸市五香六実249番地の11 第一青木マンション206号、前住所千葉県松戸市松戸新田500番地の8 松戸グリーンハイツ402号
 債務者 村上 裕太
 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第257号
 千葉県松戸市五香六実249番地の11 第一青木マンション206号、前住所千葉県松戸市松戸新田500番地の8 松戸グリーンハイツ402号
 債務者 村上 真衣(旧姓熊田)
 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで
 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第268号
 千葉県野田市山崎貝塚町2-2 クロスクローバー3 208号、住民票上の住所福島県大沼郡会津美里町新屋敷字村中甲1114番地
 債務者 板橋 卓也
 1 決定年月日時 令和7年4月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第141号
 神奈川県中郡二宮町百合が丘3丁目18番1号203
 債務者 濱谷 友貴
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第146号
 神奈川県厚木市旭町4丁目2番19号
 債務者 茂田 忠
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第112号
 熊本市民中央区神水2丁目2番2号 アリビル502
 債務者 染森 海那
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第48号
 青森市長島1丁目3番28号
 債務者 繁田 隆志
 1 決定年月日時 令和7年4月18日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで
 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

破産手続廃止

令和6年(フ)第154号

千葉県松戸市松戸新田490番地の12 セジュールM・S 102号
破産者 渡部 裕亮
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第560号

千葉県松戸市日暮6丁目48番地の4
破産者 株式会社一期一ゑ
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第561号

千葉県松戸市日暮6丁目48番地の4
破産者 渡邊 真行
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第563号

千葉県野田市山崎1623番地の5
破産者 有限会社テクノバース
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第564号

千葉県野田市山崎1623番地の5
破産者 麻生 英一
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第742号

千葉県柏市酒井根7丁目8番13号
破産者 株式会社A C T Y
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第743号

千葉県柏市酒井根7丁目8番13号
破産者 星川 修
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第10号

千葉県鎌ヶ谷市初富96番地20、前住所東京都
大田区蒲田1丁目1番7-904号
破産者 浜田 壮
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第15号

千葉県流山市名都借988番地
破産者 石神 謙
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第21号

千葉県柏市しいの木台4丁目24番地22
破産者 株式会社ジェイクルーズ
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第22号

千葉県柏市しいの木台4丁目24番地22
破産者 寺田 真久
1 決定年月日 令和7年4月14日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第81号

福島県会津若松市東年貢1丁目2番13号
破産者 鈴木 洋介
1 決定年月日 令和7年4月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和6年(フ)第940号

千葉県柏市高田775番地1 エントピア高田
105号
破産者 石原 章雄
1 決定年月日 令和7年4月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第4号

千葉県柏市北柏2丁目13番地15
破産者 雄真電通システム株式会社
1 決定年月日 令和7年4月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年(フ)第338号

秋田県秋田市土崎港西3丁目9番15号
破産者 株式会社s m a r t p l u s
1 決定年月日 令和7年4月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第1086号

神戸市中央区北長狭通1-2-13
破産者 有限会社クルチュア
1 決定年月日 令和7年4月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第8号

神戸市須磨区妙法寺字石仏谷1161番地の3
破産者 神戸設計工業株式会社
1 決定年月日 令和7年4月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第6号

熊本市中央区手取本町4番15号みどりやトーキビル1F
破産者 熊本ネクストソサエティ株式会社
1 決定年月日 令和7年4月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第1864号

札幌市中央区北3条西2丁目
破産者 有限会社北文社
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第1865号

北海道北広島市大曲南ヶ丘1丁目4番地
破産者 有限会社北広島印章印刷
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第272号	茨城県つくば市大角豆2012番地715 破産者 株式会社リバティー 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和6年(フ)第4号	千葉県香取市小見川670番地1 グリーンパレス208 破産者 鞍橋 正樹 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所佐原支部
令和6年(フ)第237号	静岡県伊豆の国市古奈120番地の4 破産者 フルヤ商事合同会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第313号	静岡県三島市松本128番地の1 破産者 株式会社丸食 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第5781号	大阪市東淀川区東中島1丁目17番5号ステュディオ新大阪1051号 破産者 株式会社鐘商 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第1099号	大阪府松原市天美東7丁目112番地 破産者 株式会社innovation 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第430号	北九州市八幡西区森下町11番3号 破産者 相生タクシー有限会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第1123号	堺市西区神野町二丁1番37号 破産者 株式会社ミキ技建 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第413号	兵庫県姫路市北条口2丁目18番地 破産者 山陽運輸株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第108号	岡山県倉敷市福田町古新田720番地3 破産者 4C'sコーポレーション株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第109号	岡山県倉敷市福田町古新田720番地3 破産者 Vegeru Farm株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第368号	北九州市八幡東区春の町4丁目5番15号 破産者 株式会社日本電算
令和6年(フ)第109号	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所花巻支部
令和6年(フ)第1658号	東京都昭島市玉川町4丁目6番24-202号 破産者 池田 知子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第2043号	東京都八王子市大和田町7丁目22番3号リバーサイドM103号 破産者 山岡江利子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第167号	東京都町田市山崎町1259番地ライムランド109 破産者 中山 崇 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第43号	三重県松阪市久保町836番地5 破産者 宇沢 工 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所松阪支部
令和6年(フ)第102号	三重県松阪市立野町455番地 ロイヤル・アヅサ103号 破産者 佐藤 輿之 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第103号 三重県松阪市大黒田町1603番地4、前住所三重県松阪市大口町56番地7 破産者 n o v i c e 工房こと 奥田 愛望 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所松阪支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第889号 北九州市八幡西区陣原4丁目15番9号 破産者 大和 嘉枝 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第371号 山梨県笛吹市春日居町小松855番地161 破産者 安西 裕子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第325号 三重県三重郡菰野町大字小島1303番地2 破産者 酒庵こやすこと 安井 涼太 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和6年(フ)第218号 福島市丸子字御山越3番地の1 ニューシューテール福島704 破産者 佐々木 明 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福島地方裁判所	令和6年(フ)第88号 長野県茅野市玉川4340番地2 サンボアンガビレッジ2-D号 破産者 大内 崇弘 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諏訪支部
令和6年(フ)第334号 三重県四日市市久保田2丁目6番1号 セジュール久保田202 破産者 辻本 広光 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(フ)第258号 福島市笛木野字原端2番地の6 破産者 秋元 真美(旧姓高橋) 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所	令和6年(フ)第89号 長野県茅野市豊平1622番地2 ピアストーンⅡA201号 破産者 中島 美香 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諏訪支部
令和7年(フ)第1号 三重県桑名市大字和泉902番地 サープラスワンフローラー205、前住所三重県桑名市大山田3丁目10番地19 破産者 東 和秀 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(フ)第328号 奈良県葛城市南今市427番地5、前住所奈良県大和高田市中三倉堂1丁目6番25-2号 破産者 吉川 楓 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(フ)第646号 神戸市中央区下山手通9丁目8番3-1006号 破産者 世古久瑠美 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諏訪支部
令和6年(フ)第5812号 大阪市阿倍野区昭和町1丁目15番16号シェソワ昭和町602号 破産者 株式会社KUGI KOUBOU	1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第876号 北九州市八幡西区友田3丁目2番6-306号 破産者 森田 初美 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第337号 山梨県甲府市上石田2丁目1番5号 ダイタ荒川ハイツ1号館401号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原2538番地1 セノーテA101号 破産者 小倉 愛奈(旧姓佐藤) 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第1087号	神戸市灘区将軍通4丁目1番20号 S A N W A S O 101号、従前の住所神戸市灘区城内通4丁目2番34-602号 破産者 福田 友一 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1119号	神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目6番2-110号 破産者 A I K A オートサービスこと 柳村 彩樹 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第9号	神戸市須磨区多井畑南町1-1リブコートフェリス212号、住民票上の住所神戸市須磨区妙法寺字石仏谷1161番地の3 破産者 井上美智子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第628号	熊本市東区渡鹿8丁目8番26号 ナツグランジュ302 破産者 仲村 朋子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第238号	沖縄県島尻郡与那原町字与那原2910番地の2 シャレール儀間207 破産者 内間 力 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第23号	札幌市南区真駒内本町2丁目3番1-601号 破産者 田中 秀樹 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第6号	岩手県宮古市津軽石第13地割372番地6 破産者 吉田 秀忻 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所宮古支部
令和6年(フ)第72号	岩手県奥州市水沢天文台通り1-24 コーポサカモト201、住民票上の住所岩手県奥州市水沢黒石町字下柳78番地4 破産者 香原 光洋 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所水沢支部
令和6年(フ)第114号	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎茂庭町43 小規模多機能ホームりつわ、住民票上の住所宮城県栗原市高清水天王沢12番地2 破産者 石田 行広
令和6年(フ)第23号	宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦58番地6 Fin r i v i e r e 103号、従前の住所宮城県石巻市向陽町1丁目4番14号 破産者 佐藤 竜矢 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和6年(フ)第153号	宮城県大崎市岩出山上野目字上川原53番地62 破産者 杉澤 英子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和6年(フ)第158号	宮城県大崎市岩出山上野目字上川原53番地62 破産者 杉澤 英子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和6年(フ)第166号	宮城県大崎市古川旭5丁目7番21号 宮城県援護寮、住民票上の住所宮城県加美郡加美町菜切谷字菜切谷前3番地3 破産者 早坂 翼 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所古川支部破産係
令和5年(フ)第144号	山形市城西町4丁目14番100号 ハイツフローリア 1C号、開始決定時の住所山形市城西町4丁目11番5-203号 グランドールS 破産者 工藤 京子
令和6年(フ)第86号	福島県会津若松市真宮新町南2丁目138番地 破産者 小澤 靖子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部
令和6年(フ)第108号	茨城県小美玉市下玉里1422番地 破産者 久保田 清 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和6年(フ)第254号	茨城県石岡市府中2丁目1番32号 破産者 金子 紀江 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和6年(フ)第273号	茨城県つくば市大角豆2012番地715 破産者 坂寄 敦子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和6年(フ)第277号 茨城県つくば市東光台1丁目14番地11 破産者 江島 玲子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和6年(フ)第33号 群馬県沼田市沼須町42番地6 破産者 金子 哲 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所沼田支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第289号 茨城県つくば市高見原4-5-7 レオパレスグランシャリオ103、住民票上の住所茨城県つくばみらい市筒戸1166番地 破産者 長塚 和広 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和6年(フ)第174号 新潟県長岡市蓮潟1丁目9番11号 ラ・フレーズ202、住民票上の住所千葉市中央区道場北1丁目4番4号 レジデンシア楓101号 破産者 岸 辰哉 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和6年(フ)第180号 新潟県長岡市上除町甲200番地6 破産者 井上さおり(旧姓佐々木) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和6年(フ)第517号 大阪市鶴見区放出東1-25-15、開始決定時 大阪市鶴見区鶴見4丁目2番5号 サニーハイツ川端 505号 破産者 Scentこと 川口 慧也 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第232号 群馬県吾妻郡東吾妻町大字新巻1253番地1 破産者 黒田 愛理 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(フ)第86号 岐阜県加茂郡川辺町下川辺365番地1 破産者 青木 辰一 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所御嵩支部	令和6年(フ)第3791号 大阪府交野市幾野3丁目7番17号 破産者 伊藤 忠延 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5238号 大阪市東成区東小橋1丁目12番2号 トレイヤーハウス玉造2号 破産者 プライベート整体サロンひかりこと 秋山 暢佑 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第341号 群馬県伊勢崎市宮子町3539番地6 桜の木 112 破産者 橋本 剛 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(フ)第106号 岐阜県美濃加茂市伊深町259番地1 破産者 渡邊 恵美	令和6年(フ)第4051号 大阪府吹田市新芦屋上17番J-1007号 破産者 山下 和雄	令和6年(フ)第5246号 大阪府四條畷市南野4丁目13番1号 破産者 植 昌彦 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5417号 大阪市西淀川区姫島2丁目17番23号 La u 1 e' a姫島 403号室 破産者 寺西 健 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第268号 神戸市垂水区塩屋台3丁目8番30-203号、 従前の住所兵庫県姫路市余部区下余部276番 地1 ファミール永和201号室 破産者 田村 優樹 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所御坊支部
令和6年(フ)第5782号 大阪府吹田市竹見台1丁目1番101-1310号 破産者 甲斐 祐二 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第1100号 大阪府羽曳野市はびきの4丁目10番19号 破産者 井ノ口洋一 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第5921号 大阪府摂津市鳥飼野々2丁目2番1-803号 破産者 外壁塗装トータルリフォーム大央こと 藤田 貞夫 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第414号 兵庫県姫路市広畑区西夢前台8丁目40番地 破産者 上月理香子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和6年(フ)第5992号 大阪府高槻市富田町1丁目30番13-206号 破産者 辻 愛(旧姓龍見) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第518号 兵庫県姫路市城見台3丁目1111番地20 破産者 Diana(ディアーナ)こと 前田 美香 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第291号 福岡県久留米市田主丸町豊城1762番地 破産者 綾部 一夫 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和6年(フ)第221号 兵庫県加古川市加古川町栗津36番地加古川栗 津鉄筋1-405号、開始決定時の住所兵庫県 加古川市別府町新野辺北町4丁目11番地 破産者 南 幹雄 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第996号 堺市西区鳳北町8丁11番地13 破産者 幸野 真哉	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第654号 兵庫県姫路市家島町真浦1942番地 破産者 村角 和子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部
令和6年(フ)第811号 北九州市八幡西区千代ヶ崎1丁目4番28- 203号 破産者 里 正彦 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	令和6年(フ)第13号 和歌山県日高郡由良町大字網代246番地の1、 前住所大阪府堺市中区陶器北817番地1 ア ルカンシエルⅡ棟102号 破産者 松本 純

令和6年(フ)第861号 北九州市小倉南区横代南町4丁目11番15号 破産者 立岩 正義 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第264号 熊本市南区近見8丁目11番30号 ラ・ドル チエ705 破産者 園田 耕輔 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所花巻支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第303号 熊本県上益城郡益城町大字広崎556番地9 テルコーポ広崎A号室 破産者 佐藤 知英 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜県恵那市大井町1961番地6 ピーフルD 棟101号室	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第263号 沖縄県浦添市内間5丁目5番25-303号 メ ゾンうちま第3 破産者 玉城 英和 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第198号 盛岡市肴町11番43-401号 破産者 佐藤 喜一	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 滋賀県草津市西渋川1丁目16番60号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第20号 佐賀市高木瀬町大字長瀬1582番地5 破産者 中原 浩貴 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 佐賀地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第220号 長崎県長崎市京泊1丁目21番27号 破産者 村山 紗耶(旧姓他力野) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第323号 長崎県長崎市大園町3番6-206号 破産者 宮里 寿 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所民事部破産係 令和6年(フ)第756号 熊本市東区長嶺西2丁目15番13号 破産者 須崎 築 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第5号 大分県宇佐市大字住江635番地の118 公共住 江団地2棟406号 破産者 若狭 千夏	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所中津支部破産・再生係 令和6年(フ)第476号 宮崎市大字鏡洲2047番地 破産者 渡邊 勝行 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係 破産手続終結 令和6年(フ)第113号 千葉県松戸市西馬橋元町181番地 クラン ヒューゲルA102号 破産者 筒井 光司 1 決定年月日 令和7年4月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和6年(フ)第25号 福島市方木田字葉ノ木立29番地の22 破産者 有限会社ワールド旅行開発 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福島地方裁判所 令和5年(フ)第35号 福島県河沼郡会津坂下町字福原前甲4098番地 6 破産者 会津菱農株式会社	1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福島地方裁判所会津若松支部破産係 令和6年(フ)第242号 熊本県阿蘇郡西原村大字布田1291番地1 破産者 株式会社下村組 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和5年(フ)第2177号 長野県茅野市玉川11400-1104 破産者 株式会社C r i c k e t F a r m 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(フ)第20号 札幌市西区八軒1条東1丁目3番1-305号 破産者 田中建設株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 札幌地方裁判所民事第4部 令和5年(フ)第19号 北海道日高郡新ひだか町静内古川町2丁目1 番20号 破産者 株式会社間を結ぶ 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 札幌地方裁判所浦河支部破産係 令和6年(フ)第149号 北海道旭川市東旭川北一条1丁目3番35号 破産者 株式会社藤井調理部 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 旭川地方裁判所民事部 令和6年(フ)第175号 (最後の住所地) 茨城県かすみがうら市宍倉 6202番地10 ハートワン霞ヶ浦 破産者 亡笠島利昌相続財産 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 令和5年(フ)第2110号 大阪市福島区福島4丁目2番76号 破産者 チハラ産業株式会社 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部 令和6年(フ)第29号 北九州市小倉南区中吉田2丁目5番3号 破産者 株式会社オカベイ 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和6年(フ)第155号 千葉県匝瑳市稻田7951番地141 破産者 石田 昇 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和5年(フ)第1718号

埼玉県児玉郡上里町大字七本木289番地町営四ツ谷団地B-102号、開始決定時の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3501番地34

破産者 唯野 進

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第287号

金沢市福増町南1149番地

破産者 株式会社ステップアップ

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

金沢地方裁判所民事部

令和5年(フ)第306号

三重県桑名市星見ヶ丘6丁目912 村林久生 様方、住民票上の住所三重県桑名市大字蓮華寺611番地114(旧住所) 三重県桑名市大字蓮華寺1000番地16

破産者 橋本真佐子

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第163号

三重県桑名市大字大福490番地

破産者 ワールドクサリヤ有限会社

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第258号

三重県四日市市三重1丁目18番地、前住所三重県四日市市三重2丁目25番地

破産者 小松 恵子

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第271号

三重県桑名市星見ヶ丘8丁目305番地 エス

ボワール星見ヶ丘A棟101号、居所愛知県豊

田市小川町2丁目1番地 小川清風寮6204

(旧住所) 三重県桑名市星見ヶ丘6丁目913

番地

破産者 加賀康次郎

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所四日市支部破産係

令和5年(フ)第4509号

兵庫県姫路市西今宿2丁目5番17号

破産者 株式会社B y A y

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5164号

大阪市浪速区塙草3丁目5番1号

破産者 大阪電機株式会社

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第157号

長崎市香焼町1070番地19

破産者 有限会社鹿島船舶

- 1 決定年月日 令和7年4月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第65号

福島県喜多方市字長面3074番地1

破産者 松崎 勝美

- 1 決定年月日 令和7年4月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和5年(フ)第374号

岐阜県山県市東深瀬2444番地130

破産者 大庭 秀之

- 1 決定年月日 令和7年4月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和6年(フ)第966号

神戸市灘区大和町1丁目2番10-301号

破産者 藤原 陸也

- 1 決定年月日 令和7年4月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第243号

熊本県菊池郡菊陽町大字原水2089番地3

破産者 下村 一恵

- 1 決定年月日 令和7年4月16日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第45号

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中家25番地

破産者 細金 健一

- 1 決定年月日 令和7年4月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所宮古支部

令和5年(フ)第4号

山形県最上郡鮭川村大字川口14番地

破産者 阿部 一雄

- 1 決定年月日 令和7年4月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所新庄支部

令和5年(フ)第49号

岐阜県可児郡御嵩町中2183番地3、前住所岐

阜県可児市桜ヶ丘4丁目33番地

破産者 吉田 文男

- 1 決定年月日 令和7年4月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和5年(フ)第109号
岐阜県加茂郡八百津町和知995番地2
破産者 杉山 千代
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和6年(フ)第271号
静岡県沼津市東椎路1220番地の2 プレゾン
II 102号室
破産者 小長谷風花
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第3093号
大阪市生野区生野西3丁目3番7号
破産者 村上瑠李夏
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第551号
兵庫県加古川市加古川町河原365番地の3
破産者 大路 光宏
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第118号
岡山市南区箕島1209番地4
破産者 中島 浩

1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の仕務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和5年(フ)第8号
　　岡山県新見市神郷釜村840番地1
　　破産者 渡邊 稔之
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の仕務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所新見支部
令和6年(フ)第443号
　　福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀209番地
　　ペットビレッジK A T O 206号、前住所福岡
　　県遠賀郡遠賀町大字鬼津1537番地の8
　　破産者 林 正明
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の仕務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第486号
　　北九州市小倉北区板櫃町16番2-904号、開始決定時の住所北九州市小倉北区井堀1丁目
　　26番23号
　　破産者 佐々木 洋
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の仕務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第593号
　　北九州市小倉南区貫弥生が丘1丁目2番22号
　　(201号)
　　破産者 小幡 宏治

1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の仕務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和5年(フ)第284号
　　静岡県沼津市新沢田町5番13号 ウィスター
　　アH I R O 402
　　破産者 大西 祐次
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の仕務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第93号
　　静岡県三島市中305番地 レアールメゾン加藤102
　　破産者 藤田 浩
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の仕務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和2年(フ)第3004号
　　鳥取県米子市古豊千918番地3、開始決定時
　　大阪府枚方市津田駅前2丁目6-15 201
　　クレールT S U D A
　　破産者 中村久美子
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の仕務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第4165号
大阪市淀川区東三国4-17-8 グランヴィ
新大阪705号、住民票上の住所名古屋市守山
区小幡南1丁目23番1-1303号 (シティ
コーポ小幡駅前)
破産者 金住慎太郎
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第175号
岡山県岡山市北区延友419番地2 i s 延友
A101
破産者 大上 知春
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　神戸地方裁判所姫路支部
令和5年(フ)第315号
岡山県笠岡市美の浜31番地20、前住所岡山県
井原市高屋町2丁目12番地36
破産者 太田 規彦
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第401号
北九州市小倉南区長行東3丁目4番6号
(102号)
破産者 福山 光一
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年（フ）第156号

佐賀県多久市東多久町大字別府3356番地13

破産者 中西美恵子

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

令和7年（フ）第10号

鹿児島県鹿屋市寿1丁目14番4号 アーク緑

山B103号

破産者 小野 聖也

1 決定年月日 令和7年4月9日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和6年（フ）第267号

奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘2丁目12番地
10、前住所奈良県北葛城郡王寺町本町4丁目
18番11号

破産者 岡島 道治

1 決定年月日 令和7年4月11日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年（フ）第282号

奈良県橿原市十市町666番地 松下ハイツ103
号室

破産者 山崎 彩

1 決定年月日 令和7年4月11日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年（フ）第289号

奈良県大和高田市大字奥田155番地 28棟4
号

破産者 中窪健爾子

1 決定年月日 令和7年4月11日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（フ）第3号

奈良県橿原市土橋町136番地の3 サンハイ

ツ岡本302号室

破産者 沼本 優一

1 決定年月日 令和7年4月11日

2 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和6年（フ）第113号

千葉県松戸市西馬橋蔵元町181番地 クラン
ヒューゲルA102号

破産者 筒井 光司

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第154号

千葉県松戸市松戸新田490番地の12 セ
ジュールM・S102号

破産者 渡部 裕亮

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第561号

千葉県松戸市日暮6丁目48番地の4
破産者 渡邊 真行

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第564号

千葉県野田市山崎1623番地の5
破産者 麻生 英一

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第743号

千葉県柏市酒井根7丁目8番13号
破産者 星川 修

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第10号

千葉県鎌ヶ谷市初富96番地20、前住所東京都
大田区蒲田1丁目1番7-904号

破産者 浜田 壮

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第15号

千葉県流山市名都借988番地

破産者 石神 謙

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第22号

千葉県柏市しいの木台4丁目24番地22

破産者 寺田 真久

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年（フ）第5号

鹿児島県鹿屋市王子町3922番地4 北号棟

破産者 山下 蒼蘿

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年（フ）第9号

鹿児島県鹿屋市西原1丁目27番市2-202号

破産者 今徳 史郎

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年（フ）第11号

鹿児島県鹿屋市串良町有里3099番地3 有料
老人ホームたくみ

破産者 阿久根 勝

1 決定年月日 令和7年4月14日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和6年（フ）第2号

千葉県松戸市小金原8丁目29番地の15 エス
ポワールハイム202号

破産者 戸田 幸男

1 決定年月日 令和7年4月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第574号

千葉県松戸市三矢小台5丁目8番地の15 ス
トーグプラザOH102号

破産者 竹村 知紗

1 決定年月日 令和7年4月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第930号

千葉県松戸市稔台7丁目40番地の17 アバル
トマンジョイ202号

破産者 飯塚 英記

1 決定年月日 令和7年4月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第932号

千葉県流山市大字東深井109番地の8 サ
マックススマロニ工A-102

破産者 海老原智美

1 決定年月日 令和7年4月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第942号

千葉県野田市山崎744番地の2 ドルトア大
塚105号室

破産者 岩本 雄三

1 決定年月日 令和7年4月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和6年（フ）第964号

千葉県野田市岩名2丁目20番地の5

破産者 間中真由美

1 決定年月日 令和7年4月15日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第8号 千葉県柏市東中新宿4丁目6番30号 サンピ ア光ヶ丘102号 破産者 太田 尚美 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(フ)第339号 愛知県豊橋市三ツ相町135番地3 破産者 黄榮 三和 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第27号 千葉県松戸市南花島1丁目4番地の3 金子 ハイツ202号 破産者 住吉キチヨ 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第5号 愛知県豊橋市大岩町字西郷内101番地の1 フレグランス華101号 破産者 松本 孝志 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和6年(フ)第876号 神戸市北区花山東町2番24-107号 破産者 大橋 祐哉 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1028号 神戸市須磨区月見山町1丁目3番3号 原田 ハイツ102 破産者 田中 真一 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第36号 千葉県我孫子市青山台2丁目13番8号(202 号) リスтель愛葉 破産者 福田亜希子 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第6号 愛知県豊橋市小松町172番地2 アルカディ ア小松303、従前の住所愛知県豊橋市北島町 字北島44番地8 北ハイツ201号室 破産者 杉本 舞華 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和6年(フ)第916号 神戸市北区西大池2丁目21番2号 破産者 岡田 尚之 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1107号 神戸市中央区筒井町1丁目1番1-314号 破産者 平 かよ子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第42号 千葉県柏市南増尾4丁目35番18号 サンシ ティ西村201号 破産者 寺内 勝 1 決定年月日 令和7年4月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第12号 愛知県豊橋市大脇町字大脇13番地9 はーと らいふ二川 破産者 伊藤 勝江 法定代理人成年後見人 特定非営利活動法人豊 橋市民成年後見センター 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和6年(フ)第962号 神戸市中央区港島中町3丁目1番地 ポート アイランド団地52棟1103号 破産者 瀧岡 明子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1145号 神戸市須磨区白川台2丁目37番地の3 県住 6-212号 破産者 小田 晋也 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第940号 千葉県柏市高田775番地1 エントピア高田 105号 破産者 石原 章雄 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第15号 愛知県蒲郡市三谷町若宮176番地1 パーク サイド若宮A-101、従前の住所愛知県蒲郡 市竹谷町迫89番地1 破産者 郷司 治希 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和6年(フ)第990号 神戸市長田区上池田3丁目7番41号 エール 上池田202号 破産者 鈴川千都世 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1176号 神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の11 夢野 ハイタウン1-518号、従前の住所大阪府寝 屋川市池田旭町9番11-503号 破産者 高橋 陽子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第4号 山梨県韮崎市中田町中條18番地2 破産者 藤森 寛二 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第732号 神戸市垂水区西舞子2丁目12番63号 破産者 下里 省一	令和6年(フ)第1003号 神戸市垂水区五色山7丁目3番26号、申立時 の住所神戸市兵庫区湊川町9丁目6番8号 破産者 田宮 佳菜 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第115号 神戸市灘区友田町4丁目4番19-504号 破産者 砂橋 美紀 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第20号 神戸市兵庫区福原町30番20-905号 破産者 古田花菜絵 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1022号 神戸市兵庫区石井町8丁目3番16-203号 破産者 高山摩美こと 李 摩美	令和6年(フ)第1022号 神戸市兵庫区石井町8丁目3番16-203号 破産者 高山摩美こと 李 摩美	令和6年(フ)第1022号 神戸市兵庫区石井町8丁目3番16-203号 破産者 高山摩美こと 李 摩美

令和7年(フ)第41号 神戸市北区君影町1丁目2番12-203号 破産者 大庭 意子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第42号 神戸市北区有野町有野1090番地の1 102号 破産者 木村 正人 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第44号 神戸市東灘区深江南町1丁目17番2-209号 破産者 藤原 和子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第46号 神戸市中央区元町通6丁目2番2-1301号 破産者 天田百合子 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第52号 神戸市北区鈴蘭台北町7丁目4番16-301号 破産者 西谷 宏治 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第53号 神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目14番11-505号 破産者 森岡 真咲 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第61号 神戸市兵庫区湊町1丁目296番地 三木マン ション402号 破産者 山中 康裕

1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1号 兵庫県揖保郡太子町矢田部27番地6、従前の住所兵庫県明石市二見町西二見1443番地の3 アルファスマート西二見駅703号 破産者 松下倫太朗 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部
令和7年(フ)第3号 兵庫県たつの市新宮町井野原766番地 市営井野原住宅21号 破産者 本田 賢司 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部
令和7年(フ)第4号 兵庫県たつの市新宮町井野原766番地 市営井野原住宅21号 破産者 本田 美以 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部
令和7年(フ)第8号 兵庫県たつの市龍野町富永731番地1 メイブルコートⅠ203号室、従前の住所兵庫県姫路市安富町名坂1221番地 破産者 梅田 友紀 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所龍野支部
令和6年(フ)第260号 奈良県橿原市大久保町333番地の3 メゾン御陵前203 破産者 末永 昌弘 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第273号 奈良県橿原市西池尻町336番地の1 リバーションシズ202号 破産者 上田 公一

1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第277号 奈良県御所市大字小林120番地の53 40号、前住所奈良県御所市大字茅原7番地の5 A-101号 破産者 大橋 唯 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第486号 沖縄県島尻郡南風原町字与那霸552番地 コープ島袋303 破産者 吉田 杏菜(旧姓大城) 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那霸地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第497号 沖縄県豊見城市字真玉橋423番地20 破産者 上原 康平 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第14号 沖縄県那霸市三原2丁目25番22号 ミラコス タ三原301 破産者 久貝 優児 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第23号 沖縄県那霸市楚辺2丁目16番14号 破産者 喜久川美香 1 決定年月日 令和7年4月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那霸地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第2109号 札幌市東区北41条東12丁目2番20-206号 破産者 井上 勝善 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第324号 北海道旭川市新富2条2丁目1番3号 パークサイドC207 破産者 中 亮介 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第331号 北海道旭川市春光台3条3丁目5番24号 破産者 久保 知美 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所五所川原支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所新庄支部
令和6年(フ)第333号 北海道旭川市東光10条1丁目4番18号 カデル1階103号 破産者 伊藤真理子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	北海道旭川市永山4条12丁目1番3号 チェリー4.12 101号 破産者 桶口 愛里 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	盛岡市東山1丁目11番23-219号 破産者 中野 文雄 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	福島県白河市郭内143番地3 破産者 黒須 巧也 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所白河支部破産係
令和6年(フ)第335号 北海道旭川市旭岡4丁目5774番地の64 破産者 小山内茉耶 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	北海道旭川市未広1条1丁目6番4号 チェリー102 破産者 高橋 友美 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	岩手県花巻市石鳥谷町好地第6地割48番地1 サンパティークF棟、破産手続開始決定時の 住所岩手県奥州市胆沢小山字尼沼13番地15 破産者 小野寺萌伽 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所水沢支部	福島県喜多方市字押切東2丁目47番地 破産者 遠藤 英子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和6年(フ)第337号 北海道旭川市錦町17丁目2660番地の1 ビリーブ201号室 破産者 岡林 信弘 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	北海道旭川市忠和6条8丁目1番47号 メディケアホーム忠和6条 破産者 堀川日登志 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	岩手県奥州市水沢神明町1丁目4番2号 サンパレーD棟101号室 破産者 千枝まどか 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所水沢支部	さいたま市見沼区春野1丁目2番4-509号 破産者 江連 信一 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第339号 北海道旭川市旭町2条7丁目25番地の134 アイリス201号室 破産者 浅井 徹 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	北海道深川市多度志967番地 破産者 村本 裕美 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	岩手県奥州市胆沢小山字中沢311番地 破産者 岩淵優一郎 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所水沢支部	さいたま市見沼区春野1丁目2番4-509号 破産者 江連美寿恵 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第341号 北海道旭川市東光14条3丁目2番10号 ポッシュ201 破産者 濱本 秀樹 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 旭川地方裁判所民事部	北海道標津郡中標津町西八条南4丁目2番地 1 破産者 大高 伸也 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所根室支部	岩手県奥州市水沢真城字北野17番地 県営アパート1号棟2-6 破産者 小野寺由美子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所水沢支部	さいたま市南区白幡4丁目21番2号 第5白幡サンハイツ2号室 破産者 中川 優花(旧姓桑原) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第343号 北海道旭川市東光13条3丁目6番6号 フェリシダB棟201号室 破産者 大竹真理香	青森県五所川原市大字松野木字松ヶ枝38番地 2、住民票上の住所青森県五所川原市大字松野木字松ヶ枝38番地1 破産者 石岡 健	山形県新庄市十日町2747番地の24 富樫アパート102、旧住所山形県最上郡真室川町大字及位230番地 破産者 佐藤 万人(旧姓信田)	埼玉県川口市東領家3丁目31番2号 メゾンパシフィコ106号、旧住所埼玉県川口市元郷5丁目19番2号 ライジングサンハイツ202号 破産者 佐々木優子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第81号

さいたま市岩槻区並木2丁目3番1-1102号
破産者 二神由起乃
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第4号

千葉県香取市小見川670番地1 グリーンパレス208
破産者 鞍橋 正樹
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所佐原支部

令和6年(フ)第917号

川崎市麻生区片平5丁目5番3-105号
破産者 嘉藤 和浩
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第944号

川崎市川崎区観音2丁目6番4号 ハウスアコード 301
破産者 泉 向日葵
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第957号

香川県丸亀市土器町東4丁目683番地1
シャイネン207号、申立時の住所川崎市川崎区渡田東町8番7号 ユナイト渡田ジェイムス・フランク 207
破産者 木島 瞳(旧姓竹田)
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第963号

川崎市麻生区王禅寺東2丁目1番3号 王禅寺パークハウス 102
破産者 田所志穂子(旧姓山崎)
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第12号

川崎市幸区南加瀬3丁目35番25-302号 パルコート新川崎
破産者 内藤 優
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第19号

川崎市多摩区堰3丁目5番10-203号 パーソナルコープ久地
破産者 中村 洋子(旧姓渡邊・松野)
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第22号

川崎市川崎区港町3番1-213号 ハイタウン川崎
破産者 佐々木 豊
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第33号

川崎市高津区新作6丁目10番9号 レントハウス新城 101
破産者 田村 礼子
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第36号

川崎市高津区下作延2丁目36番26-102号
破産者 高橋 宏史
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第47号

川崎市川崎区中島2丁目3番7-202号 センチュリー川崎中島
破産者 藤井 晃
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第53号

川崎市中原区下小田中6丁目29番5号 下小田中ハイツ
破産者 鈴木 義輝
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第66号

川崎市高津区久末1143番地 ヴェルデ久末Ⅱ 103
破産者 佐藤 千香
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第72号

川崎市多摩区登戸1838番地4 カーサ・エバンニスタ 501
破産者 中山 実紀
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第74号

川崎市川崎区池上新町1丁目7番14号 ハイツ秋葉 101
破産者 久保原芳則
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第75号

川崎市川崎区池上新町1丁目7番14号 ハイツ秋葉 101
破産者 久保原春美
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第8号

山梨県中巨摩郡昭和町西条4311番地7 マイinz泉Ⅱ2-C号
破産者 和田 仙
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第70号

山梨県大月市初狩町中初狩2103番地2
破産者 日高さくら
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第12号

長野県上田市緑が丘1丁目26番16号 県住M 13-202号
破産者 久保田美千代
法定代理人成年後見人 社会福祉法人上田市社会福祉協議会
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所上田支部

令和6年(フ)第218号

長野県安曇野市豊科4245番地3
破産者 高橋 淳一
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第1号

長野県木曾郡南木曾町読書510番地1
破産者 上田 敦暉
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第7号

長野県塩尻市大字広丘野村1682番地2 カーサジュネス103
破産者 三浦 修
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第15号

長野県松本市中央3丁目6番15号
破産者 降旗 崇
1 決定年月日 令和7年4月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第16号 長野県塩尻市大門五番町11番8号 破産者 大下 功子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第39号 大阪府泉北郡忠岡町忠岡南2丁目23番3号 破産者 岡田佐和子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第158号 岐阜県関市下有知2777番地10 コーポセブン 305 破産者 井上和佐信 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第43号 大阪府泉南市信達大苗代62番地 泉南一丘団地8棟402号 破産者 高江 広幸 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第484号 岐阜市大蔵台9番16号 破産者 ヘルナンデス プリンス リチャード イバレ (HERNANDEZ PRIN CE RICHARD IBALE) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和6年(フ)第594号 大阪府岸和田市別所町1丁目20番15-207号 破産者 宅水 隆 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第485号 岐阜市大蔵台9番16号 破産者 ヘルナンデス 愛 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和6年(フ)第611号 大阪府岸和田市小松里町2232番地 プラン シャトー久米田601号 破産者 前本 楢 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第490号 岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田1丁目45番地 破産者 下田 雅司 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和6年(フ)第686号 北九州市八幡西区本城東1丁目7番13-205 号 破産者 新名スーサンこと NIINA SU SAN DELA ROSA 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第265号 静岡県富士宮市星山941番地の3、前住所静 岡県富士宮市宮原411番地の9 破産者 佐藤 彩楓(旧姓渡辺) 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年(フ)第6号 北九州市八幡西区茶壳町10番32号 (201) 破産者 富山 義博 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第298号 静岡県富士市田中新田177番地の2 ラカ シュタナカB-102号 破産者 小林 純	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	令和7年(フ)第37号 北九州市八幡西区大浦1丁目12番6-307号、 前住所福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地46番 206号 破産者 宇野 尚子 1 決定年月日 令和7年4月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第57号

北九州市小倉北区南丘2丁目15番5-906号

破産者 青木 崇宏

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第2号

長崎県島原市新馬場町802番地1 内田アパート7号

破産者 山口 晴穂

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年(フ)第3号

長崎県島原市新山4丁目8845番地13

破産者 池田 正克

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和6年(フ)第714号

熊本市東区新南部3丁目2番22号 メゾンエル102

破産者 長崎 華澄

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第752号

熊本市東区新南部3丁目5番6号 メゾン園田106号

破産者 中原 光明

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1号

大分県杵築市山香町大字野原1009番地6 さつきヶ丘住宅C棟101

破産者 志手真之介

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年(フ)第4号

大分県速見郡日出町3902番地8 ソラリスA3号、住民票上の住所大分県速見郡日出町1310番地1

破産者 木付宗太朗

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所杵築支部破産係

令和7年(フ)第5号

大分県国東市安岐町瀬戸田578番地 グループホームけやき

破産者 張口 聖史

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所杵築支部破産係

令和6年(フ)第266号

沖縄県うるま市石川1丁目50番43号 近代アパート202号

破産者 玉元野世子

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第1号

沖縄県宮古島市平良字下里1170番地10 サンシャインハイツ301号

破産者 池本 正人

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所平良支部

令和7年(フ)第4号

北海道登別市柏木町4丁目24番地1 柏葉団地1号棟113号室

破産者 白取 未来

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和7年(フ)第48号

函館市東雲町15番5-602号

破産者 赤坂 静香

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和7年(フ)第49号

函館市千歳町21番8-201号 ラ・ネージュ千歳町

破産者 楠原 有明

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

函館地方裁判所

令和6年(フ)第345号

青森市勝田1丁目8番4-2号

破産者 岩渕瑛莉奈

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第6号

青森県弘前市大字青山1丁目9番地1 市営住宅A-201号、旧住所青森県弘前市大字向外瀬4丁目1番地3

破産者 櫻庭 春樹

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第35号

岩手県八幡平市大更第38地割218番地

破産者 八角 善幸

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第2号

岩手県一関市関が丘77番地 市営関が丘アパート4-91

破産者 小澤 真紀

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第6号

宮城県大崎市古川稲葉字鴻ノ巣222番地1

サンホーム鴻ノ巣A棟A-2号

破産者 相澤 愛香

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第17号

福島県須賀川市下宿町1番地ニューレジデンス・グローヴ207号

破産者 米山 春香

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第183号

福島県いわき市佐糠町碇田65番地 チェリー・プロッサム103

破産者 米内 咲

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第198号

福島県いわき市小名浜寺廻町16番地の14 永寿荘D

破産者 佐竹 秀行

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和6年(フ)第199号

福島県いわき市好間町小谷作字ヲミカト68番地の1 県営住宅7-11

破産者 鈴木 隆義

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第15号

群馬県前橋市滝窪町1123番地2

破産者 秋田 美帆

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第22号

群馬県前橋市城東町5丁目14番3-306号

萩原マンション

破産者 岡島 清貴

1 決定年月日 令和7年4月18日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第155号 千葉県匝瑳市稻田7951番地141 破産者 石田 昇 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和7年(フ)第6号 福井県三方郡美浜町久々子第42号1番地の4 久々子住宅C33 破産者 水永美智代 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所敦賀支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所松阪支部	令和6年(フ)第325号 三重県三重郡菰野町大字小島1303番地2 破産者 酒庵こやすこと 安井 涼太 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第188号 千葉県山武郡九十九里町小関2322番地 破産者 藤代 三男 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和6年(フ)第492号 岐阜市栗野東5丁目4番地 (愛の家グループホーム岐阜)、前住所岐阜市岩崎310番地2 破産者 丹羽 守 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所松阪支部	令和6年(フ)第103号 三重県松阪市大黒田町1603番地4、前住所三重県松阪市大口町56番地7 破産者 n o v i c e 工房こと 奥田 愛望 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所松阪支部
令和7年(フ)第13号 千葉県旭市後草1274番地 破産者 肥沼 康彰 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	令和6年(フ)第440号 静岡県沼津市東椎路1713番地の21 東棟 破産者 柴田 恭平 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所松阪支部	令和7年(フ)第1号 三重県桑名市大字和泉902番地 サープラスワンフローラー205、前住所三重県桑名市大山田3丁目10番地19 破産者 東 和秀 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和6年(フ)第227号 富山県中新川郡立山町榎3番地8 破産者 毛利 和久 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第21号 静岡県沼津市大岡2764番地の4 コーポマイフラワ1階 破産者 越 一隆 (旧姓宇治・渡邊) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第306号 三重県桑名市星見ヶ丘6丁目912 村林久生 様方、住民票上の住所三重県桑名市大字蓮花寺611番地114 (旧住所) 三重県桑名市大字蓮花寺1000番地16 破産者 橋本真佐子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第7号 富山市大町140番地11、前住所富山市布瀬本町2番地5 コーポ桂102号 破産者 西田 耕治 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第22号 愛知県西尾市羽塚町北側68番地1、開始決定時の住所愛知県西尾市岡島町見晴21番地3 破産者 岡本 裕美 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第258号 三重県四日市市三重1丁目18番地、前住所三重県四日市市三重2丁目25番地 破産者 小松 恵子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第4号 福井県小浜市金屋第60号36番地の3 破産者 千葉 来澄 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所敦賀支部	令和7年(フ)第66号 愛知県岡崎市山綱町字扇子山218番地 破産者 加藤 達哉 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第271号 三重県桑名市星見ヶ丘8丁目305番地 エスポワール星見ヶ丘A棟101号、居所愛知県豊田市小川町2丁目1番地 小川清風寮6204 (旧住所) 三重県桑名市星見ヶ丘6丁目913番地 破産者 加賀康次郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第5号 福井県三方郡美浜町久々子第42号1番地の4 久々子住宅 C-34号 破産者 宮本 詠子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所敦賀支部	令和6年(フ)第43号 三重県松阪市久保町836番地5 破産者 宇沢 工	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係	令和6年(フ)第475号 大津市下阪本2丁目15番6号 リトルマーシュA棟102 破産者 星野 志乃 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第481号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
滋賀県甲賀市水口町北泉1丁目145番地—208号	破産者 野瀬ヨシミこと NOSSE MAR COS YOSHIMI
1 決定年月日 令和7年4月18日	2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第2号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
滋賀県高島市安曇川町田中41番地1 セントラルハイツ104号	破産者 木下 正樹
1 決定年月日 令和7年4月18日	2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第9号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘本町4丁目2660番地57、前住所滋賀県甲賀市水口町水口580番地66	破産者 水戸 雅樹
1 決定年月日 令和7年4月18日	2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第10号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
滋賀県甲賀市水口町本町2-2-43 一般社団法人水口病院、住民票上の住所滋賀県湖南市若竹町11番地20	破産者 猪ノ口健二
法定代理人成年後見人 三枝 卓哉	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第35号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
大津市唐崎3丁目16番1-B205号	破産者 折田 蘭美
1 決定年月日 令和7年4月18日	2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第1464号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都市西京区上桂前川町195番地 ウィスティアコート 205	破産者 森 裕真

令和7年(フ)第69号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都市伏見区深草平田町26番地1 Rise Up 101	破産者 青木 良憲
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1491号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都市東山区福福下高松町11番地10	破産者 仲川デリアこと NAKAGAWA DELIA UNTALAN
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第1492号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都市東山区福福下高松町11番地10	破産者 仲川 祥也
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第41号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都市中京区西洞院通夷川上る毘沙門町391番地2 フォルトゥーナ毘沙門町305	破産者 黒住 寛
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第54号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都府相楽郡和束町大字別所小字中西14番地	破産者 西村 敦次
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第65号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都府城陽市久世北垣内75番地3	破産者 長谷川祥一
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第66号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都市北区紫竹西野山東町47番地2階 1号	破産者 柳田美江子
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第5495号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府寝屋川市楠根北町2番20-1102号
京都市伏見区深草平田町26番地1 Rise Up 101	破産者 池田 優香
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5613号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
大阪市東住吉区矢田2丁目17番3-501号	破産者 上原 孝一
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5652号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
大阪市西区九条南3丁目13番4-401号	破産者 狹間 翔太
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5679号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府大東市北条2丁目18番7号 アーバンSライフA202号、前住所大阪府大東市深野5丁目6番9号
京都市右京区太秦閑院町2番地1 コーポエル304号	破産者 筒井 彩子
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第86号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都府宇治市小倉町老ノ木46番地の8 ネオレジデンス1340号
京都市南区唐橋門脇町19番地	破産者 西川 和男
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第88号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
京都市南区唐橋門脇町19番地	破産者 堀田美三代
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第106号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都府下京区下魚棚通猪熊東入下魚棚4丁目360番地 ロイヤルパレス 102号室
京都市下京区下魚棚通猪熊東入下魚棚4丁目360番地 ロイヤルパレス 102号室	破産者 向 伸一郎
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係	京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第106号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府守口市本町1丁目5番8-423号
京都市下京区下魚棚通猪熊東入下魚棚4丁目360番地 ロイヤルパレス 102号室	破産者 濱松 栄之
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5703号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府豊中市服部元町2丁目1番18-305号
京都市南区唐橋門脇町19番地	破産者 山口 麗菜
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5700号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府守口市本町1丁目5番8-423号
京都市下京区下魚棚通猪熊東入下魚棚4丁目360番地 ロイヤルパレス 102号室	破産者 濱松 栄之
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5774号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪市生野区巽北1丁目30番36号 セレニティズ北巽 201号
京都市下京区下魚棚通猪熊東入下魚棚4丁目360番地 ロイヤルパレス 102号室	破産者 比嘉 晃子
1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5793号 大阪市平野区長吉川辺3丁目3番18号 201 破産者 常田 怜雄 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5842号 大阪府高槻市富田町6丁目15番10号 ラパン ノアール205号 破産者 上田 凌平 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5862号 大阪市北区本庄東2丁目5番16-510号 破産者 野鳴 勝則 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5863号 大阪市城東区今福西4丁目1番12号 ルナ今 福21-413号 破産者 加藤 秀男 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5871号 大阪府門真市寿町22番41-1号 破産者 足田 幸代 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5910号 大阪市住吉区住吉2丁目6番32-404号、前 住所名古屋市東区白壁3丁目16番16号 (コート白壁201号) 破産者 小林幸一郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第5965号 大阪府八尾市南植松町1丁目30番地の2 フ サベルデ302号 破産者 奥田 梨愛	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6018号 大阪府豊中市新千里北町2丁目40番C-905 号 破産者 川本 知子(旧姓大橋) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6046号 大阪府門真市江端町8番6-1003号 破産者 堀口 浩昌 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6069号 大阪府東大阪市小阪2丁目5番10号 ウエル レジデンス小阪 703、前住所大阪府東大阪 市松原2丁目11番28号 破産者 山本 浩樹 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6084号 大阪市平野区平野本町2丁目9番8号 ヴェ ルドール平野701 破産者 巽 大二郎 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6152号 大阪市平野区加美南1丁目4番14号 メゾン 神武 201、前住所大阪市平野区加美正覚寺 4丁目7番58号 ライフワーク葵418 破産者 佐久間勝利 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6189号 大阪市住吉区長居東3丁目5番22号 ファミ リーハイツ 203号 破産者 Ru- (ルウ) こと 杉本 瑞奈	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第6190号 大阪府東大阪市宝持2丁目1番9号 宝持ホ ワイトハイツ 1-H号室 破産者 柏木 大 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6226号 大阪市都島区内代町1丁目5番21号 サン シャイン内代 405号 破産者 永安 満輝 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6243号 大阪府寝屋川市池田旭町9番3号 破産者 中村 有吾 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第26号 大阪府吹田市岸部北2丁目3番B1-709号、 前住所大阪府枚方市町楠葉1丁目27番11号 破産者 富永 泰弘 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第37号 大阪市港区夕凪2丁目11番25号 ノーブル朝 潮 201号 破産者 辻村 瑞奈(旧姓守友・深江) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第81号 大阪市城東区東中浜8丁目7番8-407号、 前住所大阪市東住吉区杭全1丁目15番23- 807号 破産者 千葉沙也加	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第92号 大阪市東淀川区下新庄4丁目21番17-208号 破産者 宮坂 大和 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第134号 大阪府箕面市小野原東5丁目2番5-403号 破産者 田處悦子こと 田處 悅子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第153号 大阪市東住吉区公園南矢田4丁目2番14号 破産者 宮田 真弓 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第193号 大阪市此花区朝日2丁目4番11号 第1小椋 マンション 303 破産者 德澤 政巳 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第233号 大阪市生野区巽北1丁目21番23-1004号 破産者 湯澤 香里 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第270号 大阪市西淀川区姫島4丁目9番12号 C&C 姫島マンション 203号室、前住所大阪市西 淀川区野里1丁目7番15-604号 破産者 金谷 芳奈 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第402号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番1号 力ネ マツ3番館 502 破産者 末吉 満郎	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第409号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪府東大阪市加納6丁目14番17号 破産者 高村 寿子
大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第436号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第10号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 兵庫県伊丹市荒牧5丁目17番16号 ハイツ寺 井101号 破産者 伊原昌彦こと 尹 昌彦
神戸地方裁判所伊丹支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第73号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
山口県周南市大字下上955番地の9 土井ハ イツ103号 破産者 井上 好章	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
令和6年(フ)第90号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口県下松市昭和町1丁目11番3号 破産者 竹本 彩乃
山口地方裁判所周南支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。
令和6年(フ)第93号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口県光市中村町13番6号、前住所山口県下 松市大字笠戸島170番地 破産者 中原久美子

令和7年(フ)第49号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
令和6年(フ)第94号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口県周南市都町3丁目17番地 サンルーミ ナス都301号 破産者 藤野 尚貴
山口地方裁判所周南支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
令和6年(フ)第95号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
山口県周南市川手2丁目14番8号 破産者 山縣 恵子	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
令和7年(フ)第1号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口県周南市大字呼坂636番地の4 破産者 福田大五郎
山口地方裁判所周南支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
令和7年(フ)第5号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口県周南市大字湯野3817番地の5 破産者 池田 英寛
山口地方裁判所周南支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
令和6年(フ)第34号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島県阿南市那賀川町中島1217番地4 メゾ ンドシュウ203号室、住民票上の住所徳島県 美馬市美馬町字助松77番地3 破産者 加藤 敦
徳島地方裁判所阿南支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所阿南支部
令和7年(フ)第4号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡県大牟田市中白川町3丁目259番地 ク リスタルメゾン中白川B棟202号 破産者 山下 良人
福岡地方裁判所大牟田支部	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所大牟田支部
令和6年(フ)第627号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本県上益城郡山都町北中島1354番地4 破産者 相良ありさ
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第676号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本市中央区島崎1丁目28番21号 本田マン ション101号 破産者 宮田久美子
令和6年(フ)第737号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第10号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本県玉名市岱明町扇崎1062番地 明神尾団 地3棟5号 破産者 松村 優子
令和7年(フ)第8号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎県都城市久保原町20街区6号 破産者 田牧 里奈
令和6年(再イ)第55号	1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部
小規模個人再生による再生計 画認可	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法に定める不認可の決 定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年（再イ）第34号 奈良市右京3丁目7番地の11 再生債務者 小林 治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 奈良地方裁判所	令和6年（再イ）第483号 東京都日野市南平4-14-1-116 再生債務者 中村 圭太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第479号 大阪市住吉区我孫子2丁目6番3号 ハイツ ハルミ402号 再生債務者 谷 智弘 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第135号 北九州市小倉北区大畠3丁目7番18-502号 再生債務者 姫野 由香 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月16日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年（再イ）第47号 兵庫県姫路市飾磨区構3丁目237番地8 再生債務者 青木 伸吾 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 神戸地方裁判所姫路支部	令和6年（再イ）第38号 奈良県北葛城郡上牧町下牧3丁目8番72号 再生債務者 中脇 悠揮 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月4日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月14日 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年（再イ）第196号 横浜市泉区和泉中央南3丁目18番33号 再生債務者 中島 憲秀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 横浜地方裁判所第3民事部再生係	令和6年（再イ）第26号 長野県松本市寿北7丁目6番C-102号 再生債務者 郷津 貴美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 長野地方裁判所松本支部
令和6年（再イ）第113号 北九州市八幡東区楓田2丁目9番36号 再生債務者 安永 匡宏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日	令和6年（再イ）第177号 千葉県市原市八幡2384番地37 コンフォート 105 再生債務者 阿部 香奈 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年（再イ）第128号 神戸市垂水区舞多聞西7丁目3番9号 再生債務者 アバカラボこと 藤原 敦子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月16日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和6年（再イ）第1号 沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉74番地 再生債務者 比嘉 武光 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 那霸地方裁判所名護支部
令和6年（再イ）第11号 鹿児島県鹿屋市上谷町18番4号 再生債務者 植村 康平 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月14日	令和7年（再イ）第3号 北九州市八幡東区荒手1丁目13番11-403号 再生債務者 上村 典久 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月7日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月15日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年（再イ）第122号 北九州市八幡西区光貞台1丁目8番16-207号 再生債務者 斎木 涼太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年（再イ）第34号 栃木県足利市小俣町680番地1 再生債務者 新井 潤 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 宇都宮地方裁判所足利支部

令和6年(再イ)第366号 大阪市住吉区万代5丁目1番19号 再生債務者 仲井 純一	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日
大阪地方裁判所第6民事部	横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和6年(再イ)第23号 福島県郡山市安積町荒井字雁股8番地の105 再生債務者 芳賀 敬行	令和6年(再イ)第60号 新潟市東区豊1丁目10番5号12 再生債務者 白旗 悠也
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 新潟地方裁判所民事部
福島地方裁判所郡山支部再生係	令和6年(再イ)第137号 北九州市小倉南区横代北町2丁目7番16-103号 再生債務者 山下 拓海
令和6年(再イ)第361号 アメリカ合衆国 カンザシティ オーバーランドパーク ブルーパークウェイ 12010 レジデンス イン バイ マリオット(開始決定時の住所) 東京都品川区旗の台 6-5-27-102 再生債務者 掛川 雄大	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日
東京地方裁判所民事第20部	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(再イ)第453号 東京都荒川区西日暮里1-18-3-601 再生債務者 小西 美香	令和6年(再イ)第511号 大阪府大東市新田北町1番51号 再生債務者 山 輝
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月17日
東京地方裁判所民事第20部	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(再イ)第2号 神奈川県秦野市北矢名1083番地の3 再生債務者 湯浅 治	令和6年(再イ)第91号 兵庫県姫路市花田町小川738番地6 再生債務者 永瀬 英樹
	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 神戸地方裁判所姫路支部

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款(平成17年4月1日全部変更)の一部を次のように変更する。

令和7年4月1日

裁判所共済組合代表者

最高裁判所長官 今崎 幸彦

第3条に次の1項を加える。

組合は、本部の事務の一部を処理する機関を埼玉県和光市にある最高裁判所和光庁舎内に置く。第16条ただし書中「第10号の3」を「第10号の5」に改める。

第31条第1項の表中 $\frac{8.03}{1,000}$ を $\frac{8.61}{1,000}$ に、 $\frac{16.06}{1,000}$ を $\frac{17.22}{1,000}$ に改め、同条第2項の表中 $\frac{8.03}{1,000}$ を $\frac{8.61}{1,000}$ に改め、同条第3項中 $\frac{2.29}{1,000}$ を $\frac{2.28}{1,000}$ に改める。

別表本部の項を次のように改める。

本部	東京都千代田区 最高裁判所内	最高裁判所(司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を含む。) 東京高等裁判所 知的財産高等裁判所
		東京地方裁判所、東京地方裁判所立川支部 東京地方裁判所管内簡易裁判所
		東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部 横浜地方裁判所、横浜地方裁判所各支部 横浜地方裁判所管内簡易裁判所
		横浜家庭裁判所、横浜家庭裁判所各支部 さいたま地方裁判所、さいたま地方裁判所各支部 さいたま地方裁判所管内簡易裁判所
		さいたま家庭裁判所、さいたま家庭裁判所各支部 千葉地方裁判所、千葉地方裁判所各支部 千葉地方裁判所管内簡易裁判所
		千葉家庭裁判所、千葉家庭裁判所各支部 水戸地方裁判所、水戸地方裁判所各支部 水戸地方裁判所管内簡易裁判所
		水戸家庭裁判所、水戸家庭裁判所各支部 宇都宮地方裁判所、宇都宮地方裁判所各支部 宇都宮地方裁判所管内簡易裁判所
		宇都宮家庭裁判所、宇都宮家庭裁判所各支部 前橋地方裁判所、前橋地方裁判所各支部 前橋地方裁判所管内簡易裁判所
		前橋家庭裁判所、前橋家庭裁判所各支部 静岡地方裁判所、静岡地方裁判所各支部 静岡地方裁判所管内簡易裁判所

静岡家庭裁判所、静岡家庭裁判所各支部
甲府地方裁判所、甲府地方裁判所各支部
甲府地方裁判所管内簡易裁判所
甲府家庭裁判所、甲府家庭裁判所各支部
長野地方裁判所、長野地方裁判所各支部
長野地方裁判所管内簡易裁判所
長野家庭裁判所、長野家庭裁判所各支部
新潟地方裁判所、新潟地方裁判所各支部
新潟地方裁判所管内簡易裁判所
新潟家庭裁判所、新潟家庭裁判所各支部
仙台高等裁判所、仙台高等裁判所秋田支部
仙台地方裁判所、仙台地方裁判所各支部
仙台地方裁判所管内簡易裁判所
仙台家庭裁判所、仙台家庭裁判所各支部
福島地方裁判所、福島地方裁判所各支部
福島地方裁判所管内簡易裁判所
福島家庭裁判所、福島家庭裁判所各支部
山形地方裁判所、山形地方裁判所各支部
山形地方裁判所管内簡易裁判所
山形家庭裁判所、山形家庭裁判所各支部
盛岡地方裁判所、盛岡地方裁判所各支部
盛岡地方裁判所管内簡易裁判所
盛岡家庭裁判所、盛岡家庭裁判所各支部
秋田地方裁判所、秋田地方裁判所各支部
秋田地方裁判所管内簡易裁判所
秋田家庭裁判所、秋田家庭裁判所各支部
青森地方裁判所、青森地方裁判所各支部
青森地方裁判所管内簡易裁判所
青森家庭裁判所、青森家庭裁判所各支部
札幌高等裁判所
札幌地方裁判所、札幌地方裁判所各支部
札幌地方裁判所管内簡易裁判所
札幌家庭裁判所、札幌家庭裁判所各支部
函館地方裁判所、函館地方裁判所各支部
函館地方裁判所管内簡易裁判所
函館家庭裁判所、函館家庭裁判所各支部
旭川地方裁判所、旭川地方裁判所各支部
旭川地方裁判所管内簡易裁判所
旭川家庭裁判所、旭川家庭裁判所各支部
釧路地方裁判所、釧路地方裁判所各支部
釧路地方裁判所管内簡易裁判所
釧路家庭裁判所、釧路家庭裁判所各支部
高松高等裁判所
高松地方裁判所、高松地方裁判所各支部

高松地方裁判所管内簡易裁判所
高松家庭裁判所、高松家庭裁判所各支部
徳島地方裁判所、徳島地方裁判所各支部
徳島地方裁判所管内簡易裁判所
徳島家庭裁判所、徳島家庭裁判所各支部
高知地方裁判所、高知地方裁判所各支部
高知地方裁判所管内簡易裁判所
高知家庭裁判所、高知家庭裁判所各支部
松山地方裁判所、松山地方裁判所各支部
松山地方裁判所管内簡易裁判所
松山家庭裁判所、松山家庭裁判所各支部
上記の地方裁判所及び地方裁判所各支部に置かれ
ている検察審査会

仙台支部の項、福島支部の項、山形支部の項、盛岡支部の項、秋田支部の項、青森支部の項、札幌
支部の項、函館支部の項、旭川支部の項、釧路支部の項、高松支部の項、徳島支部の項、高知支部の
項及び松山支部の項を削る。

附 則

- この変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 変更後の第31条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、
なお従前の例による。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、東京国立博物館文化財受託規則第6条第2項により、事故発生の日以後無効とします。

令和7年5月2日

独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備 考
東京国博第42-70号	昭和42年9月20日	徳川 裕子	令和6年7月10日	
東博第30-47号	平成30年1月11日	喜多 進	令和6年7月25日	
東博令第1-56号	令和元年12月10日	宗教法人建長寺 代表役員 吉田 正道 代務者 酒井 康充	令和6年12月25日	
東京国博第48-71号	昭和48年6月1日	野坂 久	令和6年11月4日	
東博第15-111号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東博第15-112号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東博第15-113号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東博第15-114号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東博第15-115号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東博第15-116号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	

東博第15-117号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東博第15-118号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東博第15-119号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東博第15-120号	平成15年9月12日	大谷みちこ	令和7年2月25日	
東京國博第36-9号	昭和35年12月15日	犬養 康彦	令和7年1月25日	
東京國博第33-1号	昭和33年1月7日	樋口 恵子	令和6年12月22日	
東京國博第33-2号	昭和33年1月8日	樋口 恵子	令和6年12月22日	
東博第18-74号	平成18年9月19日	吉田 道子	令和7年3月17日	
東京國博第1-99号	平成元年7月15日	柳 孝治	令和7年3月12日	
東京國博第1-100号	平成元年7月15日	柳 孝治	令和7年3月12日	
東京國博第13-13号	平成13年8月22日	柳 孝治	令和7年3月12日	

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第7号

中日本高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)1. (1)⑤口に基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき、公告します。

令和7年5月2日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 繩田 正

I. 中央道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

(1) 料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、(4)に定める指定インターチェンジ(以下、「IC」という。)1から流出し、指定IC2から再流入し、順方向に走行するETC車。

(2) 料金調整額等

(1)に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施する期間

- ① 令和7年5月7日から令和7年8月8日まで。
- ② 令和7年8月18日から令和7年12月19日まで。

(4) 対象IC

1) (3)①期間

(イ)小牧東IC～土岐ジャンクション(以下、「JCT」という。)間車線規制

・上り線

指定IC1	指定IC2
中央自動車道西宮線 多治見ICから一宮ICまでの各IC	中央自動車道西宮線 瑞浪IC、土岐IC及び諏訪南ICから飯田ICまでの各IC
第一東海自動車道 名古屋ICから春日井ICまでの各IC	中央自動車道長野線 岡谷ICから松本ICまでの各IC

・下り線

指定IC1	指定IC2
中央自動車道西宮線 瑞浪ICから多治見ICまでの各IC	中央自動車道西宮線 小牧東ICから一宮ICまでの各IC
東海環状自動車道 せと赤津ICから富加関ICまでの各IC	第一東海自動車道 名古屋ICから春日井ICまでの各IC

(ロ)中津川IC～松川IC間車線規制

指定IC1	指定IC2
中央自動車道西宮線 飯田山本ICから恵那ICまでの各IC	中央自動車道西宮線 諏訪南ICから飯田ICまでの各IC
	中央自動車道長野線 岡谷ICから松本ICまでの各IC

(ハ)松川IC～園原IC間車線規制

指定IC1	指定IC2
中央自動車道西宮線 諏訪南ICから飯田山本ICまでの各IC	中央自動車道西宮線 園原ICから恵那ICまで及び小牧東ICから一宮ICまでの各IC
中央自動車道長野線 岡谷ICから松本ICまでの各IC	第一東海自動車道 名古屋ICから春日井ICまでの各IC

2) (3)②期間

(イ)小牧東IC～土岐JCT間車線規制

・上り線

指定IC1	指定IC2
中央自動車道西宮線 多治見ICから一宮ICまでの各IC	中央自動車道西宮線 瑞浪IC、土岐IC及び諏訪南ICから飯田山本ICまでの各IC
第一東海自動車道 名古屋ICから春日井ICまでの各IC	中央自動車道長野線 岡谷ICから松本ICまでの各IC

・下り線

指定IC1	指定IC2
中央自動車道西宮線 瑞浪ICから多治見ICまでの各IC	中央自動車道西宮線 小牧東ICから一宮ICまでの各IC
東海環状自動車道 せと赤津ICから富加関ICまでの各IC	第一東海自動車道 名古屋ICから春日井ICまでの各IC

(四)中津川IC～飯田山本IC間車線規制

指定IC1	指定IC2
中央自動車道西宮線 園原ICから恵那ICまでの各IC	中央自動車道西宮線 諏訪南ICから飯田山本ICまでの各IC
	中央自動車道長野線 岡谷ICから松本ICまでの各IC

(ハ)飯田IC～園原IC間車線規制

指定IC1	指定IC2
中央自動車道西宮線 諏訪南ICから飯田山本ICまでの各IC	中央自動車道西宮線 園原ICから恵那ICまで及び小牧東ICから一宮ICまでの各IC
中央自動車道長野線 岡谷ICから松本ICまでの各IC	第一東海自動車道 名古屋ICから春日井ICまでの各IC

(5) 割引相互間の適用関係

- 1) 深夜割引(マイレージ登録)、深夜割引(コーポレート契約)、深夜割引(マイレージ登録) 経過措置又は深夜割引(コーポレート契約) 経過措置(以下、「新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

II. 北陸道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

1. 北陸道リニューアル工事に伴う料金調整①

(1) 料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、(4)に掲げる指定インターチェンジ(以下、「IC」という。)1から流出し、指定IC2から再流入し、順方向に走行するETC車。

(2) 料金調整額等

(1)に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施する期間

令和7年5月7日から令和7年12月12日まで。

(4) 対象IC

・上り線

1) 敦賀ジャンクション～長浜IC間車線規制

指定IC1	指定IC2
北陸自動車道 敦賀IC、木之本IC	北陸自動車道 小谷城スマートIC、長浜IC及び米原IC

2) 木之本IC～長浜IC間車線規制

指定IC1	指定IC2
北陸自動車道 敦賀IC、木之本IC及び小谷城スマートIC	北陸自動車道 長浜IC及び米原IC

・下り線

指定IC1	指定IC2
北陸自動車道 長浜IC及び米原IC	北陸自動車道 小谷城スマートIC、木之本IC及び敦賀IC

(5) 割引相互間の適用関係

- 1) 深夜割引(マイレージ登録)、深夜割引(コーポレート契約)、深夜割引(マイレージ登録) 経過措置又は深夜割引(コーポレート契約) 経過措置(以下、「新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

2. 北陸道リニューアル工事に伴う料金調整②

(1) 料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、(4)に掲げる指定IC1から流出し、指定IC2から再流入し、順方向に走行するETC車。

(2) 料金調整額等

(1)に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施する期間

令和7年8月7日から令和7年8月17日まで。

(4) 対象IC

・上り線

指定IC1	指定IC2
北陸自動車道 金沢森本ICから美川ICまでの各IC	北陸自動車道 能美根上スマートICから加賀ICまでの各IC

・下り線

指定IC1	指定IC2
北陸自動車道 能美根上スマートICから加賀ICまでの各IC	北陸自動車道 金沢森本ICから美川ICまでの各IC

(5) 割引相互間の適用関係

1) 新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～60歳の男性、身長160～170cm、着衣は赤色ジャンパー、茶色系綿柄ワイヤーハンドル、黒色ズボン、トランクス、黒色ベルト、灰色靴下、1部赤色及び白色の黒色スニーカー、所持品は歯磨き粉、洗顔料、乳液、クリーム、ライター2個、ペットボトル2本、たばこの包装紙。上記の者は、令和6年4月24日午後0時頃、北海道亀田郡七飯町字大沼町無番地の山（通称ダイバ山）中で白骨化しているところを発見された。死亡年月日は、令和2～5年頃と推定。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨はななえ斎苑に保管してありますので心当たりの方は、当町福祉課地域福祉係まで申し出でください。

令和7年5月2日

亀田郡七飯町長 杉原 太

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・身長不詳、推定年齢60～80歳代の男性、灰色長袖トレーナー、紺色ジャージの者は、令和7年1月31日午後2時54分頃鹿児島県指宿市山川福元3292番地ヘルシーランド温泉保養館管理棟から北東方向に約300メートルの地点のやぶ内で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市市民福祉部地域福祉課まで申し出でください。

令和7年5月2日
鹿児島県 指宿市長 打越 明司

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する者の方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご承知ください。

令和7年5月2日

千葉県長南町
1 墓地等所在地

1 墓地等名称

1 死亡者の本籍及び氏名 神奈川県川崎市幸区

令和7年5月1日

令和7年5月1日

福島県須賀川市森宿字茶畠四六番地

岩手県一関市大東町摺沢字百田木一九二番地五

有限会社岩手県南通信 清算人 佐藤 庄平

解散公知

当社は、令和7年4月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和7年5月1日

栃木県宇都宮市竹下町三八五番地四五

認可地縁団体飛山城趾会

清算人 後藤 貢

解散公知

当社は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和7年5月1日

株式会社あべ建築開発 代表清算人 阿部えみ子

運送先 長南町笠森靈園管理事務所

電話番号 0475-46-2115

解散公知

当社は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和7年5月1日

株式会社三誠工業所 代表清算人 中原 清子

宮城県宮城郡利府町加瀬字野中沢四番地の
1、F棟 代表清算人 中原 清子

令和7年5月1日

解散公知

当会社は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和7年5月1日

株式会社佐藤金属工業 代表清算人 佐藤 俊行

令和7年5月1日

解散公知

当会社は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和7年5月1日

株式会社ジエイスペースプラン 代表清算人 石田 順

令和7年5月1日

解散公知

当組合は、令和7年3月三十一日開催の臨時組合の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月1日

青森県弘前市大字堅田字神田三九六番地
株式会社岩木山のん 生産出荷組合 代表清算人 木村 国

令和7年5月1日

解散公知

当組合は、令和7年3月三十一日開催の臨時組合の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月1日

弘前中央食品協同組合 代表清算人 熊谷 孝志

令和7年5月1日

解散公知

当社は、令和7年4月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月1日

埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目一三六番地一八 株式会社ジエイスペースプラン 代表清算人 石田 順

令和7年5月1日

解散公知

当社は、令和6年9月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月1日

埼玉県川口市西川口五丁目五番一七号一階 鴻巣合同会社 清算人 會 路晟

解散公知

当社は、令和7年4月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月1日

埼玉県川口市西川口五丁目五番一七号一階 鴻巣合同会社 清算人 會 路晟

令和7年5月1日

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

埼玉県吉川市美南一丁目一六番一五号

有限公司社今組

清算人 梁瀬 充子

解散公告

当社は、令和7年4月4日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

千葉県八千代市大和田新田八九〇番地九八

有限公司社扶桑舎

清算人 吉村 浩男

解散公告

当社は、令和7年4月30日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

株式会社石井製作所

代表清算人 石井 英司

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都荒川区東尾久六丁目一三番九号

都市興業株式会社

代表清算人 五月女杏優

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人新雪キヤビタル

代表清算人 鄭 武壽

解散公告

当社は、令和7年5月1日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都府中市八幡町二丁目二一番地の四

有限公司社ティーエーシー

清算人 田中 忍

解散公告

当社は、令和7年3月27日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

株式会社アカアジェム

代表清算人 高野澤秀一

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都荒川区東尾久二丁目四九番六セザー

株式会社アクアアジェム

代表清算人 小野 雄作

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都東久留米市八幡町三丁目一六番四号

ジャパンシーダ有限公司社

清算人 若杉 寛一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都台東区東上野六丁目二五番八号

星縁株式会社

代表清算人 奥村 美鈴

解散公告

当社は、令和7年4月15日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都練馬区上石神井一丁目二八番四号

有限公司社千川

清算人 伊東 敏雄

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都荒川区霞が関三丁目二番五号霞が

株式会社メディキュー

代表清算人 武田 尚孝

解散公告

当社は、令和7年4月25日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都新宿区西新宿三丁目九番二号

株式会社ハビエスプロパティ

代表清算人 沖田 豊明

解散公告

当社は、令和7年4月15日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年5月2日

東京都三鷹市下連雀三丁目二七番一号三協ビル二F

株式会社野木石材

代表清算人 山田 孝司

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。

令和7年5月2日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番三号

ボーナス株式会社

代表清算人 家次 栄一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都千代田区麹町三丁目五番八号麹町セントラービル七階 株式会社カヴァアリーノ

代表清算人 佐藤 誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都足立区扇二丁目二〇番一四号

有限公司大川製作所
清算人 大川 勝司

代表清算人 丁 繁

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目九番地一九 湊エンジニアリング有限会社

清算人 石川 隆夫

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

神奈川県横浜市青葉区美しが丘二丁目二五番一号 株式会社イーサス

代表清算人 粟村 正之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

東京都練馬区旭町一―三三一―六一―二〇一
号室

オーリジン株式会社
代表清算人 丁 繁

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

横浜市中区山下町一二一―一〇六
セニートレーディング有限会社

清算人 根岸 芳子

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により同年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

川崎市幸区南加瀬二丁目二一番四号 有限会社栄光進学院
清算人 鈴木 亨

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

石川県金沢市伏見台一丁目一〇番八号

代表清算人 福岡 悟

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二日

石川県河北郡津幡町字種ラ四〇番地一

代表清算人 山本 耕次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

東京都港区赤坂六丁目一九番三六

株式会社オフィスRC
代表清算人 中鉢 良治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

神奈川県秦野市曾屋五七番地一

秦野ステンレス有限会社
清算人 秋野 一也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

神奈川県川崎市幸区堀川町七二一―一R
九〇一 株式会社ルーファス

代表清算人 榊原 宣雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二日

石川県河北郡津幡町字種ラ四〇番地一

株式会社山本設備
代表清算人 山本 耕次

相続債権者受遺者への請求申出の催告	
本籍長崎県松浦市志佐町里免一六五一一番地	
五、最後の住所本籍に同じ	
右被相続人の相続人のあることが不明なので、	
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌	
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥	
します。	
令和七年五月二日	
長崎県松浦市志佐町浦免八九二番地一〇宮	
前ビル一階森川司法書士事務所	
所有者不明土地管理人による供託公告	
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、	
次のとおり供託しました。	
一 対象土地 福岡県中間市蓮花寺三丁目五二八	
二 供託所 福岡法務局北九州支局	
三 供託番号 令和七年度金第四八号	
四 供託金額 七十三万九千九百六十一円	
五 裁判所 福岡地方裁判所小倉支部	
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件	
七 事件番号 令和六年(子)第四号	
令和七年五月二日	
福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一	
号小倉駅前ひびきビル三〇三号 平和通り	
法律事務所	
所有者不明土地管理人 植竹 克典	
所有者不明土地管理人による供託公告	
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、	
次のとおり供託しました。	
一 対象土地 福岡県中間市蓮花寺二丁目四九四	
二 供託所 福岡法務局北九州支局	
三 供託番号 令和七年度金第四九号	
四 供託金額 百二十六万九千六十七円	
五 裁判所 福岡地方裁判所小倉支部	
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件	
七 事件番号 令和六年(子)第四号	
令和七年五月二日	
福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一	
号小倉駅前ひびきビル三〇三号 平和通り	
法律事務所	
所有者不明土地管理人 植竹 克典	

不在者財産管理人による供託公告	
家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。	
一 不在者 島崎 博人	
二 供託所 前橋地方法務局	
三 供託番号 令和七年度金第七号	
四 供託金額 百三十九万七千百三十三円	
五 裁判所 前橋家庭裁判所太田支部	
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件	
七 事件番号 令和五年(家)第二二〇〇号	
令和七年五月二日	
群馬県前橋市元総社町三七一八番地三	
不在者財産管理人 弁護士 星野 公洋	
不在者 言 愛	
住所 不明	
生年月日 西暦一九一一年十二月九日	
二 供託所 横浜地方法務局横須賀支局	
三 供託番号 令和七年度金第三〇号	
四 供託金額 八〇七、六二〇円	
五 裁判所 横浜家庭裁判所横須賀支部	
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件	
七 事件番号 令和元年(家)第五一〇六号	
令和七年五月二日	
神奈川県横須賀市大滝町一丁目一五番一号	
不在者財産管理人 弁護士 影山 愛	
記	

相続財産管理人による供託公告	
家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。	
一 不在者 島崎 博人	
二 供託所 前橋地方法務局	
三 供託番号 カーサプラシードB一〇一	
生年月日 昭和四十二年四月十一日	
一 不在者 島崎 博人	
二 供託所 前橋地方法務局	
三 供託番号 令和七年度金第七号	
四 供託金額 百三十九万七千百三十三円	
五 裁判所 前橋家庭裁判所太田支部	
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件	
七 事件番号 令和五年(家)第二二〇〇号	
令和七年五月二日	
長崎県伊勢原市西富岡一一一一一	
五番地の七富岡ホーム	
死亡年月日 昭和二十三年六月十八日	
二 供託所 岡山地方法務局	
三 供託番号 令和七年度金第四五号	
生年月日 令和六年一月二日	
四 供託金額 一六六万五七七〇円	
五 裁判所 岡山家庭裁判所	
六 事件名 相続財産管理人選任申立事件	
七 事件番号 令和六年(家)第三〇〇七八号	
令和七年五月二日	
神奈川県小田原市栄町一丁目一四番五二号	
MANAXビル五階	
相続財産管理人 八木下美帆	
宅地建物取引業者営業保証金取り扱い公告	
宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。	
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。	
令和七年五月二日	
神奈川県横須賀市大滝町一丁目一五番一号	
不在者財産管理人 弁護士 影山 愛	
記	

〔掲載順序〕

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 水田 潤子

住所 不詳

生年月日 昭和二十三年十二月二十一日

二 供託番号 令和七年度金第二二三号

三 供託番号 八五二、九〇二円

四 裁判所 神戸家庭裁判所尼崎支部

五 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

六 事件番号 令和三年(家)第七〇〇三六号

①Supernova Furano合同会社 ②関整特事第114号 ③代表社員 Supernova Land Limited 職務執行者 クオック・シェイソン・メン・リン ④東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3階 ⑤1000万円 ⑥関東地方整備局 ⑦東京都中央区銀座一丁目6番11号土志田ビルディング3階 Supernova Furano合同会社 代表社員 Supernova Land Limited 職務執行者 クオック・シェイソン・メン・リン

第13期決算公告

令和7年5月2日
東京都渋谷区初台1-51-1
初台センタービル5階
レガシー・ヘルスケア株式会社
代表取締役 植葉 匠史

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	16,271,063
資 産 合 計	16,811,064
負純 資 産 及 の び 部	16,271,063
負債・純資産合計	16,811,064

決算公告

令和7年5月2日
東京都渋谷区恵比寿一丁目20番18号
J-Screen株式会社
代表取締役 ラノジョイ・ハズラ

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	467,068
資 産 合 計	331,998
負純 資 産 及 の び 部	799,066
負債・純資産合計	799,066

第12期決算公告

令和7年3月27日
東京都台東区秋葉原1番1号
ESTYLE株式会社
代表取締役 蘆 迪

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,992,676
資 産 合 計	48,868
負純 資 産 及 の び 部	2,041,544
負債・純資産合計	2,041,544

第24期決算公告

令和7年5月2日
横浜市港北区新横浜二丁目5番5号
ユー・エス・アイ・ジャパン株式会社
代表取締役 鍾 智孝

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	165,835
資 産 合 計	12,560
負純 資 産 及 の び 部	178,395
合 計	178,395

第26期決算公告 令和7年5月2日

東京都港区芝公園一丁目7番6号
エクスペダイターズ・ジャパン株式会社
代表取締役 アレン・ジェイ・ワン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	4,491,147,842
資 産 合 計	247,446,189
負純 資 産 及 の び 部	4,738,594,031
負債・純資産合計	4,738,594,031

注) 当期純利益 1,334,681,200円

第9期決算公告

令和7年5月2日
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三菱H/Cキャピタル不動産投資顧問
株式会社

代表取締役 遠又 寛行
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,046,563
資 産 合 計	231,236
負純 資 産 及 の び 部	1,277,799
負債・純資産合計	1,277,799

第7期決算公告 令和7年5月2日

岡山県津山市戸島893-15
株式会社美作国電力
代表取締役 松田 欣也

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	125,238
資 産 合 計	62,671
負純 資 産 及 の び 部	187,909
合 計	187,909

第32期決算公告 令和7年3月27日

沖縄県那覇市安謝二丁目6番19号
沖縄環境調査株式会社
代表取締役 中村 栄秀

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	322,544
資 産 合 計	254,803
負純 資 産 及 の び 部	577,347
負債・純資産合計	577,347

注) 当期純利益 29,861千円

第5期決算公告 令和7年5月2日

香川県高松市林町2535-7
レーマン中川株式会社
代表取締役 中川 茂樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	37,240
資 産 合 計	403,507
負純 資 産 及 の び 部	854
負債・純資産合計	441,601

注) 当期純利益 (4,574)

第7期決算公告 2025年5月2日
東京都港区愛宕二丁目5番1号
ファーストライ特・キャピタル株式会社
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	141,595
資 産 合 計	174,710
負純 資 産 及 の び 部	316,306
合 計	316,306

第6期決算公告 令和7年3月31日

東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー15階

OnRobot Japan株式会社

代表取締役 スコット・スマーラー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	10,511,774
資 産 合 計	136,124
負純 資 産 及 の び 部	10,647,898
負債・純資産合計	10,647,898

第17期決算公告 令和7年3月24日
東京都品川区東品川二丁目2番4号
トータルサポート株式会社
代表取締役 佐藤 重人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	492,305
資 産 合 計	86,879
負純 資 産 及 の び 部	579,184
負債・純資産合計	527,592

注) 当期純利益 (5,170)

第14期決算公告		令和7年5月2日
東京都渋谷区渋谷3-3-1 A-PLACE渋谷金王8階 Peatix Japan株式会社 代表取締役 岩井 直文		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金 額(千円)	
資の 産 部		
流 動 資 産	1,398,375	
固 定 資 産	58,535	
資 産 合 計	1,456,910	
負純 資 産 及 の び 部		
流 動 負 債	846,062	
固 定 負 債	58,119	
株 主 資 本	552,729	
資 本 剰 余 金	296,023	
資 本 準 備 金	296,023	
利 益 剰 余 金	△39,318	
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	△39,318	
負債・純資産合計	1,456,910	

決算公告		令和7年5月2日
東京都港区六本木一丁目4番5号		
レボリュート・ジャパン株式会社		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金 額(千円)	
資の 産 部		
流 動 資 産	5,058	
資 産 合 計	5,058	
負純 資 産 及 の び 部		
流 動 負 債	4,267	
株 主 資 本	790	
資 本 剰 余 金	10	
資 本 準 備 金	10,000	
利 益 剰 余 金	10,000	
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	△9,219	
負債・純資産合計	5,058	

決算公告		令和7年5月2日
東京都港区六本木一丁目4番5号		
REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN株式会社		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金 額(千円)	
資の 産 部		
流 動 資 産	8,039,587	
固 定 資 産	41,073	
資 産 合 計	8,080,660	
負純 資 産 及 の び 部		
流 動 負 債	6,686,217	
固 定 負 債	31,578	
株 主 資 本	1,362,864	
資 本 剰 余 金	100,000	
資 本 準 備 金	1,268,404	
その他の資本剰余金	1,030,000	
利 益 剰 余 金	238,404	
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	△5,539	
負債・純資産合計	△5,539	
負債・純資産合計	8,080,660	

第39期決算公告		令和7年5月2日
東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング7階 株式会社グローバル仲和製薬 代表取締役 高橋 伸幸		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金 額(円)	
資の 産 部		
流 動 資 産	1,274,092	
資 産 合 計	1,274,092	
負純 資 産 及 の び 部		
流 動 負 債	180,000	
負 債 合 計	180,000	
株 主 資 本	1,094,092	
資 本 剰 余 金	50,000,000	
利 益 準 備 金	△48,905,908	
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	6,170,000	
純 資 產 合 計	1,094,092	
負債・純資産合計	1,274,092	

第18期決算公告		令和7年5月2日
東京都中央区日本橋三丁目9番1号 日本橋三丁目スクエア11階 Technology Partners International株式会社 代表取締役 高橋 隆敏		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金 額(円)	
資の 産 部		
流 動 資 產	48,805,504	
資 產 合 計	48,805,504	
負純 資 產 及 の び 部		
流 動 負 債	52,802,852	
株 主 資 本	△3,997,348	
資 本 剰 余 金	5,000,000	
利 益 剰 余 金	△8,997,348	
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	△8,997,348	
負債・純資産合計	48,805,504	

第4期決算公告		令和7年5月2日
東京都新宿区西新宿八丁目11番10号 星野ビルディング3階 オープンオフィス西新宿駅前 スマートストリーム・テクノロジーズ株式会社 代表取締役 リチャード・ボウラー		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金 額(円)	
資の 産 部		
流 動 資 産	14,676,273	
固 定 資 産	58,500	
資 產 合 計	14,734,773	
負純 資 產 及 の び 部		
流 動 負 債	4,702,065	
有給休暇引当金	436,773	
株 主 資 本	9,595,935	
資 本 剰 余 金	100,000	
利 益 剰 余 金	9,495,935	
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	9,495,935	
負債・純資産合計	14,734,773	

第4期決算公告		令和7年5月2日
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル18階 エナジーグリッド株式会社 代表取締役 城崎 洋平		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)		
資 產 の 部	負 債 及 び 純 資 產 の 部	
科 目	金 額	
資 產 の 部		
流 動 資 產	24,377	
固 定 資 產	47	
資 產 合 計	24,425	
負 債 及 び 純 資 產 の 部		
科 目	金 額	
流 動 負 債	3,240	
固 定 負 債	1	
株 主 資 本	21,183	
資 本 剰 余 金	14,000	
資 本 準 備 金	1,333	
利 益 剰 余 金	1,333	
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	5,860	
自 己 株 式	(2,269)	
資 產 合 計	24,425	
負債・純資産合計	24,425	

第57期決算公告		令和7年5月2日	
北海道小樽市塩谷一丁目3番1号 札樽ヨコハマタイヤ株式会社 代表取締役 杉江俊太郎			
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	478,201	流 動 負 債	398,909
固 定 資 產	66,986	(賞 与 引 当 金)	(1,577)
		固 定 負 債	12,143
		(退職給付引当金)	(12,143)
		株 主 資 本	134,135
		資 本 剰 余 金	10,000
		資 本 準 備 金	0
		利 益 剰 余 金	124,135
		利 益 準 備 金	2,500
		その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	121,635
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	(3,475)
資 產 合 計	545,188	負債・純資産合計	545,188

第99期決算公告		令和7年5月2日	
新潟県新潟市中央区神道寺一丁目4番1号 新潟ヨコハマタイヤ株式会社 代表取締役 塚田 祐之			
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	4,854,143	流 動 負 債	2,480,869
固 定 資 產	1,040,637	(賞 与 引 当 金)	(6,266)
		固 定 負 債	107,898
		(退職給付引当金)	(61,715)
		株 主 資 本	3,304,787
		資 本 剰 余 金	40,000
		資 本 準 備 金	0
		利 益 剰 余 金	0
		利 益 準 備 金	0
		その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	3,264,787
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,165
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,262,622
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	(307,402)
資 產 合 計	5,894,781	負債・純資産合計	5,894,781

決 算 公 告		令和7年5月2日	
東京都中央区日本橋小舟町8番6号H10日本橋小舟町 Syniverse Technologies株式会社 代表取締役 山口 裕市			
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 產	289,014	流 動 負 債	214,710
固 定 資 產	60,906	有給休暇引当金	2,241
		株 主 資 本	135,209
		資 本 剰 余 金	40,000
		資 本 準 備 金	20,000
		利 益 剰 余 金	20,000
		その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	75,209
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	(29,129)
資 產 合 計	349,920	負債・純資産合計	349,920

第57期決算公告

令和7年5月2日 鹿児島県鹿児島市東開町4番95号

鹿児島ヨコハマタイヤ株式会社

代表取締役 大竹山卓也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,888,769	流动負債	1,710,546
固定資産	781,757	(賞与引当金)	(9,720)
		固定負債	92,745
		(退職給付引当金)	(81,959)
		株主資本	866,058
		資本金	90,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	776,058
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	776,058
		(うち当期純利益)	(38,664)
		評価・換算差額等	1,177
資産合計	2,670,527	負債・純資産合計	2,670,527

第62期決算公告

2025年5月2日

山口県周南市本町2丁目25番地

和泉産業株式会社

代表取締役 和泉 貴信

貸借対照表の要旨 (2025年1月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,856	流动負債	1,761
固定資産	827	固定負債	188
		株主資本	713
		資本金	36
		利益剰余金	677
		利益準備金	9
		その他利益剰余金	668
		(うち当期純利益)	(91)
		評価・換算差額等	20
		その他有価証券評価差額金	20
資産合計	2,683	負債・純資産合計	2,683

第48期決算公告

令和7年3月28日 福岡県直方市大字感田811番地1

株式会社メイホー

代表取締役 永松 克彦

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,750,752	流动負債	1,162,567
固定資産	1,242,813	固定負債	1,352,828
		負債合計	2,515,395
		株主資本	460,003
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	427,753
		利益準備金	30,100
		その他利益剰余金	397,653
		(うち当期純損失)	(38,059)
		自己株式	△117,750
		評価・換算差額等	18,166
		純資産合計	478,169
資産合計	2,993,565	負債・純資産合計	2,993,565

第51期決算公告

令和7年5月2日 沖縄県島尻郡南風原町津嘉山1358番地1

沖縄ヨコハマタイヤ株式会社

代表取締役 國吉 真史

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,101,363	流动負債	511,976
固定資産	240,242	(賞与引当金)	(3,312)
		固定負債	25,460
		(退職給付引当金)	(3,962)
		株主資本	804,168
		資本金	25,000
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		利益剰余金	779,168
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	772,918
		(うち当期純利益)	(100,993)
		評価・換算差額等	0
資産合計	1,341,605	負債・純資産合計	1,341,605

第78期決算公告

令和7年5月2日 東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社アイアンドエス・ビービーディオー

代表取締役社長 永井 祥裕

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債・純資産の部
流动資産	18,728
固定資産	726
	流动負債
	10,310
	固定負債
	173
	株主資本
	8,891
	資本金
	450
	資本剰余金
	4,292
	資本準備金
	4,292
	利益剰余金
	4,149
	利益準備金
	134
	その他利益剰余金
	4,014
	(うち当期純利益)
	(440)
	自己株式
	△0
	評価・換算差額等
	80
	有価証券評価差額金
	80
資産合計	19,455
	負債・純資産合計
	19,455

第22期決算公告

2025年4月23日 北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号

株式会社三井スタンピング

代表取締役社長 久壽米木和宏

貸借対照表の要旨 (2025年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,809,604	流动負債	810,353
固定資産	2,449,670	固定負債	5,073
		負債合計	815,426
		株主資本	3,443,848
		資本金	100,000
		資本剰余金	350,000
		資本準備金	225,000
		その他資本剰余金	125,000
		利益剰余金	2,993,848
		その他利益剰余金	2,993,848
		(うち当期純利益)	(36,814)
		純資産合計	3,443,848
資産合計	4,259,275	負債・純資産合計	4,259,275

第64期決算公告

令和7年5月2日 東京都墨田区緑二丁目5番7号

西田金属株式会社

代表取締役 西田 定弘

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	2,191,417	流动負債	1,506,622
固定資産	618,749	(賞与引当金)	6,208
		固定負債	366,212
		株主資本	921,394
		資本金	50,000
		資本剰余金	871,394
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	856,394
		(うち当期純利益)	(17,760)
		評価・換算差額等	15,937
		その他有価証券評価差額金	15,937
資産合計	2,810,166	負債・純資産合計	2,810,166

第2期決算公告

令和7年5月2日

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

横浜本牧2プロパティー特定目的会社

取締役 安藤 康浩

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
その他の資産	2,033,917	流动負債	2,070,966
		負債合計	2,070,966
流动資産	87,092	社員資本	△37,048
固定資産	1,942,169	特定資本金	100
有形固定資産	1,942,169	剰余金	△37,148
繰延資産	4,656	当期未処理損失	37,148
		(うち当期純損失)	(37,142)
		純資産合計	△37,048
資産合計	2,033,917	負債・純資産合計	2,033,917

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第40期決算公告 令和7年5月2日

東京都中央区晴海一丁目8番10号

株式会社ビービーディオージャパン

代表取締役 永井 祥裕

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	823,867
	固定資産	18,066
	合計	841,934
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	300,323
	資本	541,610
	資本利益	30,000
	利益	511,610
	余剰金	7,500
	その他の利益	504,110
	利益	(26,654)
	合計	841,934

第44期決算公告

令和7年5月2日

福島県郡山市安積一丁目76番

平田生コンクリート株式会社

代表取締役 佐藤 寿一

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	208,775
	固定資産	33,518
	合計	242,293
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	37,936
	資本	204,357
	資本利益	10,000
	利益	194,357
	余剰金	100
	その他の利益	194,257
	利益	(1,411)
	合計	242,293

令和7年5月2日

福島県郡山市安積一丁目76番

平田生コンクリート株式会社

代表取締役 佐藤 寿一

令和7年5月2日

福島県郡山市安積一丁目76番

平田生コンクリート株式会社

代表取締役 佐藤 寿一

令和7年5月2日

福島県郡山市安積一丁目76番

平田生コンクリート株式会社

代表取締役 佐藤 寿一

第11期決算公告

令和7年5月2日

東京都港区芝五丁目33番11号

株式会社リードウェル

代表取締役社長 深井 恭佑

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	25,407
	固定資産	986
	合計	26,394
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	8,842
	資本	17,551
	資本利益	200
	利益	17,351
	余剰金	17,351
	その他の利益	(592)
	合計	26,394

第20期決算公告 令和7年5月2日

名古屋市中区栄五丁目26番39号 G S栄ビル3階

株式会社ケアレビュー

代表取締役 加藤 良平

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	38,590
	固定資産	2,133
	合計	40,723
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	5,551
	資本	35,172
	資本利益	30,000
	利益	32,000
	余剰金	32,000
	その他の資本	5,172
	資本利益	5,172
	利益	(9,658)
	余剰金	△32,000
	自己株式	
	合計	40,723

下さる。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、存続して解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

おりなお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記のとおりです。

本公告の公報は、合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

本公告の公報は、合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第8期決算公告

令和7年3月28日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

昭石インターナショナル株式会社

代表取締役 横山 俊文

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	131,614
	固定資産	6,234
	合計	137,848
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	45,698
	資本	92,150
	資本利益	10,000
	利益	82,150
	余剰金	82,150
	その他の利益	(1,880)
	合計	137,848

第68期決算公告 令和7年5月2日

大阪市北区万歳町3番41号305

日本部品株式会社

代表取締役 廣中 佑大

貸借対照表の要旨

(令和6年6月20日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	150,855
	固定資産	25,362
	合計	176,217
負純 資 産 及 の び 部	流动負債	69,315
	資本	167,819
	資本利益	△60,917
	利益	26,000
	余剰金	△86,917
	その他の資本	6,500
	資本利益	△93,417
	利益	(11,066)
	合計	176,217

令和7年5月2日

大阪市北区万歳町3番41号305

日本部品株式会社

代表取締役 廣中 佑大

第13期決算公告 令和7年5月2日
大分県大分市東大道二丁目4番5-1409号
Park Avenue East
株式会社MIRAI
代表取締役 村井 雄司
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	396,439
	固定資産	7,296,657
	合計	7,693,096
負純 債資 産及 び部	流動負債	680,623
	固定負債	5,893,356
	主本資金	1,119,117
	資本剰余金	1,000
	資本その他	997,616
	資本剰余金	997,616
	その他の利益	120,501
	その他の剰余金	120,501
	(うち当期純利益)	(102,720)
	合計	7,693,096

組織変更公告
当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は合同会社MIRAIとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二日
大分県大分市東大道二丁目四番五一一四
○九号 Park Avenue East
株式会社 MIRAI
代表取締役 村井 雄司

第 28 期 決 算 公 告

令和7年3月28日				
東京都千代田区永田町二丁目11番1号				
クッシュマン・アンド・ウェイク				
フィールド株式会社				
代表取締役 オルソン・タッド				
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)				
科 目	金額(千円)			
資の 産部	流動資産	固定資産	資産合計	3,504,648 537,764
	資産	合計		4,042,413
負純 資産 及の び部	流動負債	固定負債	資本	債権
	株主資本	主益	本益	金利
	利益	利益	剩餘金	準備金
	その他利益	その他利益	剩餘金	金利(うち当期純利益)
				2,500
				1,512,720
				(558,833)
負債・純資産合計	4,042,413			

第 31 期 決 算 公 告

令和7年5月2日 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
サンド株式会社
代表取締役社長 マンリオ・フロレンザーノ
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資產	31,853	流動負債	22,053
固定資產	2,543	固定負債	10,192
		負債合計	32,246
		株主資本	2,150
		資本剩餘	100
		資本準備	1,918
		資本他資本	190
		その他の利益	1,728
		利益準備	131
		利益準備	395
		その他の利益	△263
		純資產合計	2,150
資產合計	34,397	負債・純資產合計	34,397

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
壳 上 高	44,079
壳 上 原 価	33,448
壳 上 総 利 益	10,630
販売費及び一般管理費	9,861
營 業 利 益	768
營 業 外 損 益	△288
経 常 利 益	480
特 別 損 益	△284
税引前当期純利益	196
法人税、住民税及び事業税	129
法人税等調整額	△64
当 期 純 利 益	131

第 21 期 決 算 公 告

令和7年3月28日
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
クッシュマン・アンド・ウェイク
フィールド投資顧問株式会社
代表取締役 田中 義幸
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	965,491 1,162,701
	2,128,192
負純 資産 及の び部	1,052,638 1,075,554 10,000 1,065,554 2,500 1,063,054 (15,136)
負債・純資産合計	2,128,192

第 9 期 決 算 公 告

令和7年5月2日
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
周特定目的会社
取締役 中村 武
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

負債对照表の要旨(平成10年12月31日現在)(単位：百万円)			
資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	2,159	流动負債	24
固定資産	2,159	固定負債	646
特定資産合計	2,159	負債合計	671
その他の資産	100	社員資本	1,588
流动資産	94	特定資本	—
固定資産	—	优先資本	1,596
繰延資産	6	剰余金	△7
その他の資産合計	100	純資産合計	1,588
資産合計	2,260	負債・純資産合計	2,260

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
營業収益	69
營業費用	63
營業利益	6
營業外収益	0
營業外費用	0
経常利益	6
税引前当期純利益	6
法人税・住民税及び事業税	1
当期純利益	5

第3期決算公告

令和7年5月2日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
福岡プロパティー特定目的会社
取締役 松澤和浩
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

貢信対照表の要旨		(令和6年12月31日現在)		(単位:十円)	
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 産	16,596,531	流 動 負 債	372,993		
建物及び附属設備	11,506,456	固 定 負 債	12,477,186		
構 築 物	335,454	負 債 合 計	12,850,179		
機 会 及 び 装 置	40,144	社 員 資 本	5,524,327		
器 具 及 び 備 品	91,842	特 定 資 本	500		
土 地	4,622,635	優 先 余 金	5,850,000		
そ の 他 の 資 産	1,777,975	剰 期 未 处 理 損 失	△326,173		
流 動 資 産	1,733,777	当 期 未 处 理 損 失	326,173		
固 定 資 産	42,115				
投 資 そ の 他 の 資 産	42,115				
繰 越 資 産	2,083	純 資 産 合 計	5,524,327		
資 産 合 計	18,374,506	負 債・純 資 産 合 計	18,374,506		

損益計算書の要旨	
(自)	令和6年1月1日
(至)	令和6年12月31日
(単位:千円)	

第7期決算公告 令和7年5月2日
東京都港区芝公園1-7-6・6階
F P T コンサルティングジャパン株式会社
代表取締役 グエン・フウ・ロン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

資本信託会社の資本		金額(千円)
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	2,664,552
	固定資産	256,354
負純 資産 及の び部	資産合計	2,920,906
	流动負債	1,971,376
	固定負債	154,743
	定期預金	154,743
	退職金	794,787
	株主資本	270,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	70,000
	利益剰余金	454,787
	その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	454,787 (383,650)
負債・純資産合計		2,920,906

第20期決算公告 令和7年5月2日
東京都港区三田三丁目5番19号33階
F P T ジャパンホールディングス株式会社
代表取締役 ド・ヴァン・カック

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	5,366,233	8,267,715
	資産合計	13,633,948	
負純 資産 及の び部	流動負債	8,658,875	2,098,077
	固定負債	70,833	2,876,996
資産合計	退職引当金	300,000	2,576,996
	株主資本	75,000	2,501,996
負債・純資産合計	利益剰余金	(2,245,072)	
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)		

第7期決算公告 令和7年5月2日
東京都港区芝公園1-7-6-6階
FPTソフトウェアジャパン株式会社
代表取締役 ド・ヴァン・カック
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	17,061,666
固 定 資 産	163,823
資 産 合 計	17,225,489
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	15,858,628
固 定 負 債	570,344
退職金引当金	477,288
株主資本	796,517
資本剰余金	90,000
利益剰余金	201,935
利益準備金	504,582
利益	28,980
その他利益剰余金(うち当期純利益)	475,602
負債・純資産合計	(1,268,844)
負債・純資産合計	17,225,489

第3期決算公告 令和7年5月2日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
尼崎2プロパティー特定目的会社
取締役 松澤 和浩

科 目	金額(千円)
特 定 資 産	22,000,611
建 設 仮 勘 定	6,074,461
土 地	15,926,151
その他の資産	583,904
流 動 資 産	498,333
固 定 資 産	75,430
投 資 そ の 他 の 資 産	75,430
緑 延 資 産	10,141
資 産 合 計	22,584,515
負 債	
流 動 負 債	34,610
固 定 負 債	13,642,346
負債合計	13,676,956
資 産 合 計	22,584,515

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
営業費用	78,101
営業損失	78,101
営業外収益	38
経常損失	78,063
税引前当期純損失	78,063
住民税	1,210
当期純損失	79,273
前期繰越損失	73,668
当期純損失	152,941
純資産合計	8,907,559
負債・純資産合計	22,584,515

第8期決算公告 令和7年5月2日
東京都港区芝公園1-7-6-6階
FPTテクノジャパン株式会社
代表取締役 グエン・ホアン・リン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	1,252,579
固 定 資 産	51,445
資 産 合 計	1,304,024
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	1,027,892
固 定 負 債	84,286
退職金引当金	40,527
株主資本	191,846
資本剰余金	50,000
利益剰余金	114,939
利益準備金	26,907
その他利益剰余金(うち当期純利益)	12,500
負債・純資産合計	14,407
負債・純資産合計	(64,277)
負債・純資産合計	1,304,024

第4期決算公告 令和7年5月2日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
東雲プロパティー特定目的会社
取締役 松澤 和浩

科 目	金額(千円)
特 定 資 産	8,682,298
建物及び附属設備	2,914,537
構築物	142,595
器具及び備品	18,167
土 地	5,606,999
その他の資産	833,097
流 動 資 産	804,526
固 定 資 産	22,692
投 資 そ の 他 の 資 産	22,692
緑 延 資 産	5,879
資 産 合 計	9,515,394
負 債	
流 動 負 債	153,079
固 定 負 債	7,169,834
負債合計	7,322,913
資 産 合 計	9,515,394

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	35,846
営業損失	93,858
営業外収益	58,013
経常損失	73
税引前当期純損失	57,940
住民税	57,940
当期純損失	950
前期繰越損失	58,890
当期純損失	49,929
当期純損失	108,818
純資産合計	2,192,482
負債・純資産合計	9,515,394

第14期決算公告 令和7年5月2日
東京都港区芝公園一丁目6番7号
株式会社エヌ・エイ・シー
代表取締役 花岡 慎

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流 動 資 産	702,008
固 定 資 産	5,375
資 産 合 計	707,383
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	462,311
株主資本	245,072
資本剰余金	48,307
利益剰余金	196,765
利益準備金	19,272
その他利益剰余金(うち当期純利益)	177,493
負債・純資産合計	(16,264)
負債・純資産合計	707,383

第3期決算公告 令和7年5月2日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
谷田部プロパティー特定目的会社
取締役 松澤 和浩

科 目	金額(千円)
特 定 資 産	5,865,082
建 設 仮 勘 定	3,306,692
土 地	2,558,390
その他の資産	618,686
流 動 資 産	599,359
固 定 資 産	12,168
投 資 そ の 他 の 資 産	12,168
緑 延 資 産	7,158
資 産 合 計	6,483,768
負 債	
流 動 負 債	17,487
固 定 負 債	3,921,672
負債合計	3,938,657
資 産 合 計	6,483,768

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
営業費用	41,477
営業損失	41,477
営業外収益	68
経常損失	41,409
税引前当期純損失	41,409
住民税	950
当期純損失	42,359
前期繰越損失	12,830
当期純損失	55,190
純資産合計	2,545,110
負債・純資産合計	6,483,768

第45期決算公告 令和7年3月28日
東京都千代田区神田須田町一丁目24番地6
ベルンドルフバンドジャパン株式会社
代表取締役社長 畠中 和紀

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	
流 動 資 産	370
固 定 資 産	46
資 産 合 計	416
負純 資 産 及 の び部	
流 動 負 債	210
株主資本	61
資本剰余金	145
利益剰余金	40
利益準備金	105
その他利益剰余金(うち当期純利益)	95
負債・純資産合計	(15)
負債・純資産合計	416

第4期決算公告 令和7年5月2日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
瑞穂プロパティー特定目的会社
取締役 松澤 和浩

科 目	金額(千円)
特 定 資 産	38,030,805
建物及び附属設備	18,619,628
構築物	641,112
器具及び備品	134,106
土 地	18,635,958
その他の資産	3,484,031
流 動 資 産	3,447,496
固 定 資 産	22,479
投 資 そ の 他 の 資 産	22,479
緑 延 資 産	14,056
資 産 合 計	41,514,836
負 債	
流 動 負 債	70,043
固 定 負 債	25,438,144
負債合計	25,508,187
資 産 合 計	41,514,836

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	19
営業損失	871,877
営業外収益	871,858
経常損失	443
税引前当期純損失	871,415
住民税	1,210
当期純損失	872,625
前期繰越損失	110,226
当期純損失	982,851
純資産合計	16,006,649
負債・純資産合計	41,514,836

第6期決算公告

令和7年5月2日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
神戸西プロパティー特定目的会社
取締役 松澤 和浩

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	6,945,577	流动負債	89,415
建物及び附属設備	5,272,263	固定負債	7,281,880
構築物	167,669	負債合計	7,371,295
器具及び備品	20,212	社員資本	830,306
土地	1,485,434	特定資本金	200
その他の資産	1,256,023	優先資本金	550,000
流动資産	1,220,645	剰余金	280,106
固定資産	33,847	当期未処分利益	280,106
投資その他の資産	33,847	純資産合計	830,306
繰延資産	1,532	負債・純資産合計	8,201,601
資産合計	8,201,601		

損益計算書の要旨 (自令和6年1月1日) (至令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額
営業収益	700,467
営業費用	419,944
営業利益	280,524
営業外収益	56
営業外費用	280,579
経常利益	280,579
税引前当期純利益	474
法人税、住民税及び事業税	280,106
当期純利益	280,106
当期未処分利益	280,106

第6期決算公告

令和7年5月2日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
松戸プロパティー特定目的会社
取締役 松澤 和浩

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	24,314,035	流动負債	195,036
建物及び附属設備	8,595,796	固定負債	21,391,516
構築物	333,215	負債合計	21,586,551
機械及び装置	7,123	社員資本	5,517,768
器具及び備品	22,022	特定資本金	600
土地	15,355,879	優先資本金	5,068,000
その他の資産	2,790,284	剰余金	449,168
流动資産	2,639,206	当期未処分利益	449,168
固定資産	149,360		
投資その他の資産	149,360	純資産合計	5,517,768
繰延資産	1,718	負債・純資産合計	27,104,319
資産合計	27,104,319		

損益計算書の要旨 (自令和6年1月1日) (至令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額
営業収益	1,259,787
営業費用	808,810
営業利益	450,977
営業外収益	80
営業外費用	451,057
経常利益	451,057
税引前当期純利益	1,889
法人税、住民税及び事業税	449,168
当期純利益	449,168
当期未処分利益	449,168

第4期決算公告

令和7年5月2日 東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号
特定目的会社クスノキ
取締役 粟国 正樹

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	11,409,744	流动負債	25,813
建設仮勘定	3,000,739	固定負債	7,304,854
土地	8,409,006	負債合計	7,330,667
その他の資産	522,186	社員資本	4,601,264
流动資産	473,172	特定資本金	100
固定資産	43,250	優先資本金	4,808,000
投資その他の資産	43,250	剰余金	△206,836
繰延資産	5,764	当期未処理損失	206,836
資産合計	11,931,931	純資産合計	4,601,264
負債・純資産合計	11,931,931	負債・純資産合計	11,931,931

損益計算書の要旨 (自令和6年1月1日) (至令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額
営業費用	80,797
営業損失	80,797
営業外損失	50
営業外費用	80,747
経常損失	80,747
税引前当期純損失	80,747
住民税	950
当期純損失	81,697
前期繰越損失	125,139
当期未処理損失	206,836

第2期決算公告

令和7年5月2日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
船橋プロパティー特定目的会社
取締役 松澤 和浩

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
特定資産	2,017,042	流动負債	35,941
有形固定資産	1,890,991	固定負債	1,995,690
建設仮勘定	1,890,991	負債合計	2,031,631
無形固定資産	126,050	社員資本	934,974
借地権	126,050	特定資本金	100
その他の資産	949,563	優先資本金	1,006,000
流动資産	878,351	剰余金	△71,126
固定資産	70,565	当期未処理損失	71,126
投資その他の資産	70,565	純資産合計	934,974
繰延資産	647	負債・純資産合計	2,966,604
資産合計	2,966,604	負債・純資産合計	2,966,604

損益計算書の要旨 (自令和6年1月1日) (至令和6年12月31日) (単位:千円)

科目	金額
営業費用	36,635
営業損失	36,635
営業外収益	23
営業外費用	36,611
経常損失	36,611
税引前当期純損失	36,611
住民税	950
当期純損失	37,561
前期繰越損失	33,565
当期未処理損失	71,126

第2期決算公告 令和7年3月27日

東京都千代田区飯田橋三丁目11番25号

株式会社ユーグリーン・ジャパン

代表取締役 李雷傑

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(円)
資の産部	
流動資産	985,467,347
固定資産	8,153,657
資産合計	993,621,004
負純資産及のび部	
流动負債	919,773,157
株主資本金	73,847,847
資本剰余金	1,000,000
利益剰余金	72,847,847
その他利益剰余金	72,847,847
(うち当期純利益)	(70,388,474)
負債・純資産合計	993,621,004

第5期決算公告 令和7年3月31日

東京都港区元麻布三丁目1番6号

Prime Vigilance Japan株式会社

代表取締役 スコット・スマーラー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(円)
資の産部	
流動資産	48,426,965
固定資産	3,923,005
資産合計	52,349,970
負純資産及のび部	
流动負債	10,367,818
負債合計	10,367,818
株主資本金	41,982,152
資本剰余金	5,000,000
利益剰余金	36,982,152
その他利益剰余金	36,982,152
(うち当期純利益)	(10,149,751)
純資産合計	41,982,152
負債・純資産合計	52,349,970

第2期決算公告 令和7年3月18日

東京都港区元麻布三丁目1番6号

Verify VASP株式会社

代表取締役 チア・シー・ユン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(円)
資の産部	
流動資産	355,400
固定資産	—
資産合計	355,400
負純資産及のび部	
流动負債	—
負債合計	—
株主資本金	355,400
資本剰余金	500,000
利益剰余金	△144,600
その他利益剰余金	△144,600
(うち当期純損失)	(139,100)
負債・純資産合計	355,400

第4期決算公告 令和7年3月31日

東京都港区元麻布三丁目1番6号

Shiruba Taiga株式会社

代表取締役 スコット・スマーラー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(円)
資の産部	
流動資産	5,651,330
固定資産	703,334
資産合計	6,354,664
負純資産及のび部	
流动負債	32,161,739
負債合計	32,161,739
株主資本金	△25,807,075
資本準備金	12,500,000
資本剰余金	12,500,000
利益剰余金	△50,807,075
その他利益剰余金	△50,807,075
(うち当期純損失)	(6,563,933)
負債・純資産合計	6,354,664

第29期決算公告		令和7年5月2日
東京都港区芝大門二丁目8番13号		
株式会社コネクト		
代表取締役社長 牧屋 麻子		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		金額(千円)
資の 産 部		
流 動 資 産	748,690	
固 定 資 産	209,430	
合 計	958,120	
負純 資 産 及 の び 部		
流 動 負 債	794,344	
固 定 負 債	52,806	
株 主 資 本	110,970	
資 本 金	100,000	
資 本 剰 余 金	50,000	
資 本 準 備 金	50,000	
利 益 剰 余 金	△39,030	
利 益 準 備 金	2,500	
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	△41,530	
合 計	958,120	

第3期決算公告		令和7年5月2日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号		
横浜本牧1プロパティー特定目的会社		
取締役 安藤 康浩		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		(単位:千円)
科 目		金額
特 定 資 産		24,824,735
建 設 仮 勘 定	139,440	
土 地	24,685,295	
その他の資産	2,697,310	
流 動 資 産	2,066,351	
固 定 資 産	612,976	
投資その他の資産	612,976	
流 動 資 産	17,983	
合 計	27,522,045	
負 債 合 計		16,561,207
社 員 資 本		10,960,838
特 定 資 本	100	
A 1種優先資本金	1,543,500	
A 2種優先資本金	1,543,500	
B種優先資本金	7,938,000	
剩 余 金	△64,262	
当期未処理損失	64,262	
資 産 合 計	27,522,045	
負債・純資産合計		27,522,045
損益計算書の要旨		(自令和6年8月1日)
		(至令和6年12月31日)
		(単位:千円)
科 目		金額
營 業 費 用	49,290	
營 業 損 失	49,290	
營 業 外 収 益	12	
經 常 損 失	49,278	
稅 引 前 当 期 純 損 失	49,278	
住 民 稅	504	
當 期 純 損 失	49,782	
當 期 純 越 損 失	14,481	
當 期 未 処 理 損 失	64,262	

第6期決算公告		令和7年5月2日
東京都渋谷区恵比寿四丁目3番5号704号室アーカウトソーシング株式会社内		
Yondr Japan株式会社		
代表取締役 ハロルド・ヴァン・デン・アインデ		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		金額(円)
資の 産 部		
流 動 資 産	249,472,225	
固 定 資 産	0	
合 計	249,472,225	
負純 資 産 及 の び 部		
流 動 負 債	134,950,455	
固 定 負 債	121,302,212	
株 主 資 本	△6,780,442	
資 本 金	1	
利 益 剰 余 金	△6,780,443	
その他の利益剰余金(うち当期純利益)	△6,780,443	
合 計	(10,707,510)	
資 産 合 計		249,472,225

第3期決算公告		令和7年5月2日
東京都中央区日本橋一丁目4番1号エヌブイワイ株式会社		
代表取締役 高橋 英生		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		(単位:千円)
資の 産 部		
流 動 資 産	343,768	
固 定 資 産	55,555,341	
合 計	55,899,109	
負 債 合 計		155,078
株 主 資 本		55,744,031
資 本 金	28,203,447	
資 本 剰 余 金	29,041,091	
資 本 準 備 金	28,203,447	
その他の資本剰余金	837,644	
利 益 剰 余 金	△1,500,507	
その他の利益剰余金	△1,500,507	
資 産 合 計	55,744,031	
負債・純資産合計		55,899,109
損益計算書の要旨		(自令和6年1月1日)
		(至令和6年12月31日)
		(単位:千円)
科 目		金額
販売費及び一般管理費	596,835	
營 業 損 失	596,835	
營 業 外 収 益	511	
營 業 外 費 用	65,313	
經 常 損 失	661,637	
稅 引 前 当 期 純 損 失	661,637	
法人税、住民税及び事業税	1,225	
當 期 純 損 失	662,863	

第4期決算公告		令和7年5月2日
東京都渋谷区恵比寿四丁目3番5号704号室アーカウトソーシング株式会社内		
Remote Japan株式会社		
代表取締役 ジョブ・ミヒール・パン・デル・フォート		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		金額(円)
資の 産 部		
流 動 資 産	1,870,869,428	
固 定 資 産	1,207,669	
合 計	1,872,077,097	
負純 資 産 及 の び 部		
流 動 負 債	1,982,747,512	
株 主 資 本	△110,670,415	
資 本 金	1	
利 益 剰 余 金	△110,670,416	
その他の利益剰余金(うち当期純損失)	△110,670,416	
合 計	(83,572,580)	
資 産 合 計		1,872,077,097

第1期決算公告		令和7年5月2日
東京都港区三田三丁目5番19号33階FPTスマートクラウドジャパン株式会社		
代表取締役 グエン・フウ・ロン		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		(単位:千円)
資の 産 部		
流 動 資 産	1,491,771	
固 定 資 産	140,974	
合 計	1,632,745	
負 債 合 計		146,002
株 主 資 本		1,486,743
資 本 金	1,500,000	
利 益 剰 余 金	△13,257	
その他の利益剰余金	△13,257	
資 産 合 計	1,486,743	
負債・純資産合計		1,632,745
損益計算書の要旨		(自令和6年11月14日)
		(至令和6年12月31日)
		(単位:千円)
科 目		金額
売 上 高	—	
原 価	—	
上 級 利 益	—	
販 売 費 及 び 一 般 管 理	13,177	
業 外 損 収 費 用	—	
經 常 別 別 損 失	13,177	
特 別 別 別 損 失	—	
稅 引 前 当 期 純 損 失	13,177	
法人税、住民税及び事業税	79	
法 人 税 等 調 整 額	—	
當 期 純 損 失	13,256	

第8期決算公告		令和7年5月2日
東京都渋谷区恵比寿四丁目3番5号704号室アーカウトソーシング株式会社内		
ボーダーフリーペイコジャパン株式会社		
代表取締役 シャハール・チャイム・タマリ		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目		金額(円)
資の 産 部		
流 動 資 產	0	
合 計	0	
負純 資 產 及 の び 部		
流 動 負 債	425,318	
株 主 資 本	△425,318	
資 本 金	100	
利 益 剰 余 金	△425,418	
その他の利益剰余金(うち当期純損失)	△425,418	
合 計	(28,060)	
資 産 合 計		0

第21期決算公告		令和7年5月2日	
東京都港区六本木一丁目4番5号アーカヒルズサウスタワー			
アシュリオン・ジャパン株式会社			
代表取締役 前田 隆志			
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		(単位:百万円)	
資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流 動 資 產	42,026	流 動 負 債	18,150
固 定 資 產	6,544	固 定 負 債	1,145
有 形 固 定 資 產	532	株 主 資 本	29,275
無 形 固 定 資 產	4,102	資 本 剰 余 金	415
投 資 そ の 他 の 資 產	1,911	資 本 準 備 金	405
合 計	48,570	利 益 剰 余 金	28,455
負 債 合 計		負債・純資産合計	48,570
損益計算書の要旨		(自令和6年1月1日)	
		(至令和6年12月31日)	
		(単位:百万円)	
科 目		金額	
売 上 高	71,450		
原 価	60,746		
上 級 利 益	10,704		
販 売 費 及 び 一 般 管 理	6,438		
業 外 収 益	4,266		
經 常 別 別 損 失	2		
特 別 別 別 損 失	263		
稅 引 前 当 期 純 利 益	4,005		
法 人 税 住 民 税 及 び 事 業 稅	4,005		
法 人 税 等 調 整 額	1,222		
當 期 純 利 益	△17		
當 期 純 利 益	2,800		

第54期決算公告

令和7年5月2日

広島県尾道市長者原二丁目165番28号

ヨコハマタイヤリトレッド株式会社

代表取締役 近藤 成俊

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 1,243,473 固定資産 844,021
	資産合計 2,087,495
負債及び純資産の部	流动負債 458,498 (賞与引当金) (7,679) (役員賞与引当金) (3,040) 固定負債 165,711 (退職給付引当金) (95,392)
	負債合計 624,209
株主資本	株主資本金 1,463,286 資本剰余金 210,000 資本準備金 215,130 利益剰余金 215,130 利益準備金 1,038,155 その他利益剰余金 1,015 (うち当期純利益) 1,037,140 評価・換算差額等 (79,350)
	純資産合計 1,463,286
	負債・純資産合計 2,087,495

第49期決算公告

令和7年5月2日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング31階

アルテミンミネラルズジャパン

株式会社

代表取締役 須藤 英夫

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 2,308 固定資産 1,647
	資産合計 3,955
負債及び純資産の部	流动負債 1,355 賞与引当金 30 事業再編関係引当金 89 訴訟損失引当金 192 固定負債 184 退職給付引当金 184
	負債合計 1,539
株主資本	株主資本金 2,415 資本剰余金 495 資本準備金 779 利益剰余金 779 利益準備金 1,141 その他利益剰余金 110 (うち当期純利益) 1,031 評価・換算差額等 (354)
	純資産合計 2,415
	負債・純資産合計 3,955

第53期決算公告

令和7年5月2日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

霞が関ビルディング31階

アルテミンスペシャリティーズジャパン

株式会社

代表取締役 須藤 英夫

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 925,201 固定資産 349,957
	資産合計 1,275,158
負債及び純資産の部	流动負債 557,728 賞与引当金 13,920 固定負債 31,687 退職給付引当金 31,687
	負債合計 589,415
株主資本	株主資本金 685,743 資本剰余金 261,000 利益剰余金 424,743 利益準備金 65,250 その他利益剰余金 359,493 (うち当期純利益) (147,274)
	純資産合計 685,743
	負債・純資産合計 1,275,158

第21期決算公告

令和7年3月28日

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

クッシュマン・アンド・ウェイク
フィールド・アセット
マネジメント株式会社

代表取締役 田中 義幸

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 2,141,764 固定資産 784,696
	資産合計 2,926,460
負債及び純資産の部	流动負債 440,049 固定負債 20,866 株主資本 2,464,817 資本剰余金 322,500 資本準備金 272,500 利益剰余金 272,500 利益準備金 1,869,817 その他利益剰余金 12,500 評価・換算差額等 1,857,317 その他の有価証券評価差額金 (402,213) 727
	負債・純資産合計 2,926,460

第29期決算公告

令和7年5月2日

神奈川県平塚市追分2番1号

株式会社ワイエフシー

代表取締役 金崎 謙治

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 7,273,652 固定資産 310,179
	資産合計 7,583,832
負債及び純資産の部	流动負債 5,416,076 (賞与引当金) (10,065) (返品調整引当金) (10,011) 固定負債 101,281 (退職給付引当金) (53,203)
	負債合計 5,517,358
株主資本	株主資本金 1,900,091 資本剰余金 105,000 資本準備金 0 利益剰余金 0 利益準備金 1,795,091 その他利益剰余金 0 評価・換算差額等 1,795,091 (うち当期純利益) 1,795,091 727
	純資産合計 2,066,473
	負債・純資産合計 7,583,832

第36期決算公告

令和7年5月2日

名古屋市熱田区金山町一丁目7番5号

電波学園金山第1ビル2階

株式会社コスモルート

代表取締役社長 島本 鉄弥

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 853,266 固定資産 404,922
	資産合計 1,258,189
負債及び純資産の部	流动負債 473,234 固定負債 311,086 (うち退職給付引当金) (64,754) (うち役員退職慰労引当金) (82,658)
	負債の部合計 784,321
株主資本	株主資本金 473,867 資本剰余金 68,360 資本準備金 69,119 その他資本剰余金 18,360 利益剰余金 50,759 利益準備金 337,158 その他利益剰余金 6,161 評価・換算差額等 330,997 △770
	純資産の部合計 473,867
	負債・純資産合計 1,258,189

第44期決算公告

令和7年5月2日
大阪市鶴見区横堤3丁目2番31号
善山金属株式会社
代表取締役 善山 直茂
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	55,322 301,219
	合計	356,541
負純資産 及び部	流動負債 固定負債 資本 利益 資本 利益 の 余 金 (うち当期純損失)	319,758 27,886 8,897 15,000 △6,102 (20,042)
	合計	356,541

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百百万円減少し千円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年5月2日

大阪市鶴見区横堤3丁目2番31号

善山金属株式会社

代表取締役 善山 直茂

第34期決算公告

令和7年5月2日
東京都新宿区高田馬場二丁目14番30号
株式会社シンワ
代表取締役 田 慶錫
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	255 502
	資産合計	757
負純資産 及び部	流動負債 固定負債 資本 利益 資本 利益 の 余 金 (うち当期純利益)	452 300 4 10 △5 △5 (73)
	負債・純資産合計	757

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社エレナ(住所:東京都新宿区西早稲田三丁目二四番二号)に対して当社の不動産事業、物品販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年5月2日

東京都新宿区高田馬場二丁目一四番三

○号

代表取締役 田 慶錫

第18期決算公告

令和7年5月2日
長野県小諸市大字耳取56番地1
株式会社浅間建工
代表取締役 小林 正人
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	22,264 70
	合計	22,334
負純資産 及び部	流動負債 固定負債 資本 利益 資本 利益 の 余 金 (うち当期純利益)	1,868 1,455 19,010 1,000 18,010 18,010 (3,407)
	合計	22,334

乙の貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	120,441,109 17,035,224
	資産合計	137,476,333
負純資産 及び部	流動負債 固定負債	46,308,338 4,185,000
	負債合計	50,493,338
	株主資本 資本 利益 の 余 金 (うち当期純利益)	86,982,995 10,000,000 76,982,995 76,982,995 (6,732,902)
	純資産合計	86,982,995
	負債・純資産合計	137,476,333

甲の貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在)(単位:円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	1,590,970,806 2,107,978,474
	資産合計	3,698,949,280
負純資産 及び部	流動負債 固定負債	1,517,497,384 1,691,370,006
	負債合計	3,208,867,390
	株主資本 資本 利益 の 余 金 別途積立金 繰越利益 の 余 金 (うち当期純利益)	490,081,890 200,000,000 290,081,890 1,775,000 10,000,000 278,306,890 (31,164,094)
	純資産合計	490,081,890
	負債・純資産合計	3,698,949,280

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

千葉県市原市五井五丁目四番地の一
(甲) 陽品ガス五井五丁目四番地の一
千葉県市原市五井五丁目四番地の一
(乙) 陽品ガス五井五丁目四番地の一
式会社ガスエンジニアリング株
代表取締役 鈴木美智子

第43期決算公告

令和7年5月2日
兵庫県西宮市与古道町6番17号
兵庫リハビリ株式会社
代表取締役 田辺 洋介
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 (うち貸倒引当金) 固定資産	209,578 (△412) 56,049
	資産合計	265,628
負純資産 及び部	流動負債 固定負債 資本 利益 の 余 金 別途準備金 繰越利益 の 余 金 (うち当期純利益)	56,905 34,313 174,410 10,000 164,410 2,000 162,410 (21,819)
	負債・純資産合計	265,628

第9期決算公告

令和7年5月2日
岡山市北区西古松西町8-17
株式会社タイオングループ
代表取締役 藤井 大温
貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	340,397 256,110 7,560
	資産合計	604,068
負純資産 及び部	流動負債 固定負債 資本 利益 の 余 金 別途準備金 繰越利益 の 余 金 (うち当期純利益)	256,677 356,924 △9,533 30,000 △39,533 △39,533 (15,140)
	負債・純資産合計	604,068

この合併の合意日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

兵庫県西宮市与古道町6番17号
(甲) 株式会社タイオングループ
兵庫県西宮市与古道町6番17号
(乙) 田辺洋介

第45期決算公告

令和7年5月2日

広島市南区猿猴橋町4番5号

株式会社サンライズホールディングス

代表取締役 山本 雅之

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	581,738	流动負債	936,949
固定資産	1,664,568	固定負債	897,162
		株主資本	412,194
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	594,821
		その他資本剰余金	199,999
		利益剰余金	394,822
		利益準備金	24,500
		その他利益剰余金	△ 257,126
		(うち当期純損失)	(369,709)
資産合計	2,246,307	負債・純資産合計	2,246,307

第17期決算公告

令和7年4月23日

京都府福知山市字天田31番地の1

株式会社タカミ

代表取締役 高見 彰

貸借対照表の要旨 (令和7年2月28日現在) (単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流动資産	651,101
固定資産	888,253
有形固定資産	819,870
無形固定資産	87
投資その他の資産	68,295
	流动負債
	固定負債
	株主資本
	資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	(うち当期純利益)
	自己株式
	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
資産合計	1,539,355
	負債・純資産合計
	1,539,355

第6期決算公告

令和7年5月2日

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号3階

KLDiscovey Ontrack株式会社

代表取締役 ドーン・ミシェル・ウィルソン

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	347,592	流动負債	297,745
固定資産	1,137,339	(有給休暇引当金)	(19,743)
		固定負債	594
		(退職給付引当金)	(594)
		株主資本	1,186,591
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	1,105,000
		利益剰余金	1,105,000
		その他利益剰余金	△18,408
		(うち当期純利益)	△18,408
資産合計	1,484,931	負債・純資産合計	1,484,931

第47期決算公告

令和7年5月2日

京都府京都市南区西九条川原町110番地

日本インスツルメンツ株式会社

代表取締役 濱中 功

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	3,033	流动負債	282
固定資産	69	賞与引当金	20
		製品保証引当金	0
		未消化有給休暇引当金	1
		固定負債	1
		未払役員退職慰労金	1
		株主資本	2,819
		資本剰余金	20
		利益剰余金	2,799
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	2,794
		(うち当期純利益)	(195)
資産合計	3,102	負債・純資産合計	3,102

第5期決算公告

令和7年5月2日 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

Univers株式会社

代表取締役 クン・ムン・ロック

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	88,931	流动負債	357,947
固定資産	54,550	(賞与引当金)	(21,494)
		(有給休暇引当金)	(4,501)
		固定負債	572,946
		株主資本	△787,413
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	△835,965
		その他利益剰余金	△835,965
		(うち当期純損失)	(259,214)
資産合計	143,481	負債・純資産合計	143,481

第66期決算公告

令和7年5月2日

東京都港区港南二丁目15番3号

株式会社ヨコハマタイヤジャパン

代表取締役 矢羽田雄彦

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	62,220	流动負債	71,974
固定資産	26,363	(賞与引当金)	(475)
有形固定資産	18,911	固定負債	7,546
無形固定資産	201	(退職給付引当金)	(4,526)
投資その他の資産	7,250	負債合計	79,521
		株主資本	8,193
		資本剰余金	490
		資本準備金	339
		その他資本剰余金	99
		利益剰余金	240
		利益準備金	8,838
		その他利益剰余金	38
		自己株式	8,800
		評価・換算差額等	△ 1,475
		その他有価証券評価差額金	869
資産合計	88,583	純資産合計	9,062
		負債・純資産合計	88,583

損益計算書の要旨

(自令和6年1月1日 至令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	167,808	特別利益	14
売上原価	139,379	特別損失	62
販売費及び一般管理費	28,429	税引前当期純利益	3,455
	25,381	法人税、住民税及び事業税	1,166
営業利益	3,048	法人税等調整額	△ 97
営業外収益	619	当期純利益	2,385
営業外費用	163		
経常利益	3,504		

令和7年5月2日 東京都昭島市松原町三丁目9番12号

理学ロジスティクス株式会社

代表取締役 中村 栄作

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流动資産	1,384	流动負債	232
固定資産	49	賞与引当金	9
		固定負債	52
		退職給付引当金	50
		役員退職慰労引当金	1
		株主資本	1,149
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	1,129
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,126
		(うち当期純利益)	(168)
資産合計	1,433	負債・純資産合計	1,433

